

人口問題研究

第一卷 第二號

昭和十五年五月刊行

研究
將來人口の計算に就て……………中川友長(一)

資料

西班牙及ハンガリーに於ける家族手當……………北岡壽逸(一四)
特殊婚姻率算定の基礎としての無配偶人口……………岡崎文規(一六)
國勢調査間年に於ける男女年齢別人口の推計(一)……………北岡壽逸(二四)
分村計畫と実績事例……………窪田嘉邦(三九)
一九三九年獨逸國勢調査による現住人口及世帯數(速報)……………島村俊彦(四八)

紹介

スベンゲラー著「フランスの人口減少問題」(北岡)……………(五四)
レダウエイ著「人口減少の經濟」(北岡)……………(五八)
朝鮮農村社會衛生調査會編「朝鮮の農村衛生」(北山)……………(六〇)
滿鐵調査資料第九編「支那に於ける墾落(人口)分布の研究」——山東省(北山)……………(六二)

彙報

人口問題研究所參與發令——人口問題研究所參與會議——所得階級別婚姻出生及死亡調査——乳幼児診査票の集計及研究——人口問題研究所研究報告會
國民體力法の公布——國民優生法の公布——第七十五回帝國議會に於ける人口問題關係の請願及建議——公衆衛生院に於ける人口問題の研究——厚生省衛生局の全國無醫村調査——拓務省滿洲集團開拓農民及青少年義勇軍調——財團法人人口問題研究會優生政策確立に關する建議——財團法人人口問題研究會昭和十五年度事業計畫——日本統計學會第十回總會——恩賜財團愛育會離乳期營養狀況調査——恩賜財團愛育會並財團法人中央社會事業協會兒童發育經過痘疹病狀調査——帝國農會昭和十四年度稻作勞働狀況調査の結果發表——財團法人日本勞働科學研究所の「事變下の農村流出人口に關する調査」——財團法人日本勞働科學研究所昭和十五年度研究項目——財團法人中央社會事業協會社會事業研究所昭和十五年度事業計畫——日本民族優生展覽會の開催——財團法人結核豫防會結核豫防展覽會の開催

文獻

邦文人口問題關係文獻——外國雜誌人口問題文獻(一)
最近十年間 Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik 所載人口問題關係主要論文

厚生省

人口問題研究所

人口問題研究

第一卷 第二號

研究

將來人口の計算に就て

中川友長

論ぜず、前者即ち Denette の所謂將來に於ける人口の發展を計算するものを主題とする。

(註一) Denette : Die Berechnungen über die künftige deutsche Bevölkerungsentwicklung, 1938. ss. 13—14.

Denette は、此の將來に於ける人口の發展を計算するものを更に

(1) 其の計算値をして將來に於ける實際人口に可及的近からしめんことを目的として計算するもの

(2) 將來に於ける人口の最高値及最低値を與へ、將來の實際人口は此の間の値となることを目的として計算するもの

(3) 其の計算値と將來に於ける實際値との間に一定の關係を保たしむることを少しも目的とせず計算するもの

P. J. Denette は、人口の動きに關する計算を分つて二場合とし、將來に於ける人口の發展 *Entwicklung* を計算するもの即ち *Prognose* を行ふものと、人口の現況より指示せらるゝ所を一定の人口類型に比較對照して現在に於ける人口の増加力を知る爲に計算するもの即ち *Diagnose* を行ふものとなして居る。(註一) 此の後者は、之を單的に言へば、恆久的に人口を保持するといふ見地から自然的な人口動態の現在に於ける強さは如何にして判定せらるゝかといふ問題に答へんとするものであつて、之が爲所謂靜止人口とか又は安定人口とかいふやうな人口の類型を用ひて、此等の類型狀態に於て示さるべき人口動態の諸計數値と、人口の現況が示すその値とを計算比較する等のことを行ふものである。併し本稿に於ては、此の部分は之を

將來人口の計算に就て

の三つに分つて居る。(註一) 從來に於ける將來人口計算の多くは、此の三つの中最初の二つの何れかに屬するものとなつて居る。最後の場合即ち(3)は、一見其の實用性を疑はしむるが如きものであるが、之は人口の動きを決定すべき根本要因の動向に一定の假定を置き、此の假定の下に於ては、將來人口は如何に發展するかを與へるものであつて、之に依り我々は人口對策に關し重要な示唆を受くることとなるのである。尙此の場合に於て、人口の動きを決定すべき根本要因の動向に關し置かるゝ假定に付ては、此の假定通りのこと或は之に近いことが將來實現するとは原則として全然考へられて居らない。従つて之に依る將來人口の計算結果が與ふる示唆に依

り人口對策が行はれ、實際の將來人口が此の計算結果と相違するに至ることが生じて、それは此の計算者にとつて少しの不名譽ともならぬのである。此の點が(3)と(1)又は(2)と甚だ異なる所である。(1)又は(2)にとつては豫測が其の主目的であるから之が適中せぬに於ては其の價値は減殺せらるゝこととなる。之に反し(3)は上述の如く豫測を行ふものではなく、之が計算を爲す者は、Carr-Saundersの述ぶるが如く「豫言者ではない。——彼等は將來、事實生ずるであらうことを云々するものではなく、單に一定の假定の下に於て生ずべきことを指摘するものである。之れ恰も一時間三哩の速さで通り過ぎて行く者を見て、彼が其の速さで一時間一直線に進むならば、一時間後に彼は三哩離れた地點に在るに相違ないと言つても豫言者の仲間に入らぬと同じである。」(註二)のである。

(註一) Denefle: Berechnungen, s. 25.

(註二) Marshall and others: The Population Problem, 1938, pp. 75-76.

從來上記(1)又は(2)の立場から人口の豫測即ち將來人口の推計をなす爲に最も多く用ひられた方法は、推計時に至る過去何年間に於ける人口の動きに依り人口の年平均増加數又は年平均増加率を求め、之を所要年數だけ、最近の實際人口數に加ふるか又は乗ずるかして將來人口を計算するものであつて、例へば比較的最近迄米國の國勢調査局が同國人口の推計に用ひた方法は、此の過去に於て示された年平均増加數を加へて行くものであつたし、又内閣統計局が我國人口の推計に昭和九年迄用ひた方法は兩回國勢調査人口間に計算せらるゝ幾何的年平均増加率を乗ずるの方法となつて居つた。米國に於ては、上述の方法に依る推計人口が當初の間は相當良結果を示して居つたのであるが、近時に至り實際人口を過小に見積るの傾向を現はして來たので用ひられぬことになり、又内閣統計局に於ては、同局が人

口推計に用ひ來つた「從來の方法は、過去の實績に基き將來の人口を豫測するものであつて、過去の實績と同一なる状態を以て將來も亦人口が増減するものであるとの前提の下に立脚するものであるが、人口の増減は必ずしも過去の實績と同一の歩調を辿らざるに依り、試みに算出したる國勢調査年次の推計人口と當該年次の調査人口との間に若干の開きの生ずるの亦已むを得ない所である。扱て我國に於ける人口の實増加を考察するに、其れは殆んど出生、死亡に依り左右せられてゐる實狀である。勿論内地外との人口の出入も亦總人口の増減に影響を及ぼす一因ではあるが、其の影響は出生、死亡の差増、所謂人口自然増加に比すれば極めて僅少と思料せられるのである。而して此の人口自然増加は年に依り相當の變動があるから、毎年の推計人口を實際の人口に近からしめんが爲には、從來の方法の如く、過去の實績に依る増加率に依つて逐年同一割合で増加すると假定したものよりも寧ろ實際の増加状態を盛り込んだものを以て推計の基礎とするのが良いのであつて、之が爲には毎年の出生、死亡を利用するより外にあるまい。」(註一)との理由で、從來の方法は昭和九年限りを以て中止し、昭和十一年よりは新しい方法(註二)が用ひられることとなつたのである。

(註一) 内閣統計局「統計時報第六十二號一五頁。

(註二) 此の新しい方法は、上掲文からも察知せらるゝ如く、基礎年次の十月一日人口に、其の年十月乃至翌年三月の届出出生數及死亡數に厠洩を夫々推計附加したものを加除して、翌年四月一日人口とし、之に最近五箇年の平均に依り推計せる人口の四月乃至九月の自然増加率(一)を加へたるものを乘じて、翌年十月一日人口とするの方法である。(統計時報第六十二號十五頁参照)

上記二方法は、之を式で表はせば

$$y_t = y_0 + At$$

及

$$y_t = y_0 \times (1+r)^t$$

となる。但し y_t は t 年人口、 y_0 は基礎年次 t_0 の人口、 A は過去の年平均人口増加数、 r は同年平均増加率である。今此の A 及 r をパラメーターと考へれば、此の二方法は上記二式の各パラメーターを過去の経験に依り最小自乗法を應用して定め、之を將來に迄延長するものであるといふことが出来る。然るに過去の人口趨勢を與ふべき式は之を上記の二式に限る理由は無いから、之をより複雑精緻なるものとするのが考へられて来る。此の如きものとして三次の拋物線

$$y_t = A + Bt + Ct^2 + Dt^3$$

が屢々用ひられ、又 Pearl 及 Reed に依つて

$$y_t = a + bt + ct^2 + d \log t$$

なる式が用ひられ、内閣統計局に於て大正十五年首乃至昭和三十四年首各年首我國人口の推計に

$$y_t = \frac{y_0}{a} (a + bt + ct^2) \exp \left[-\frac{1}{2\pi} \left(k_1 \cos \frac{2\pi}{13} t - k_2 \sin \frac{2\pi}{13} t - k_3 \right) \right]$$

なる式が用ひられたことがある。尙統計局式に於ける各パラメーターの値は、明治六年乃至大正十四年の長期間に互る経験に依り定められたのである。

此の種の人口方程式で、最近特に注目されたものとして、Logistic Curve

$$y_t = \frac{L}{1 + e^{-\frac{t}{a}(y_0 - L)}}$$

がある。之は説明する迄も無く、Verhulst の創意に基づき、Yule や Pearl 等に依つて發展せしめられたものであつて、人口が自由に、障害なく發展し得る場合には人口は幾何的に増加するものであるが、'Etat sociale' が變化

將來人口の計算に就て

せずには止まれば、人口は次第に増加速度を減じ遂には静止状態に達するに至ると S. G. Quetelet の命題を其の根底に置くものである。

以上の方法に依る將來人口の推計値が實現する爲には、人口の變動を決定するすべての基礎的條件と人口との關係が將來に於ても過去の通りである即ち Greenwood の言を藉れば the continuance of the same conditions of growth があることが必要である。併し此の如きことは極く短期の將來に於て存在可能であるが、少しく長期に及べば存在し難いことは事實の證する所である。(註一) Thompson 及 Whelpton は二十年以上に渉る extrapolation は困難であるとし、(註二) Deneffe はもつと甚しく、wenige jahre にしか及び得ないとし、(註三)又 Benser は上記の補外に對する効果を否定し「此の如き算式を用ふる價値は、補間の場合に於てのみ存在し、補外及補外より得らるゝ結果は實用性も正確性も主張し得ず」として居る。(註四)

(註一) 曾て Pritchett が米國人口の推計に用ひた式に依れば、西紀二九〇〇年に米國人口は四百十億となることになつて居るやうである。又 Gregory King は一六九六年に、當時の事情から、イングランドの人口は西紀三五〇〇年に二千二百萬に達すると豫測したが、イングランドの人口は一八六〇年代の初めに早くも此の數に達したのである。

(註二) W. S. Thompson and P. K. Whelpton: Population Trends in the United States, 1933, p. 313. 此の著者は「一定の算式が過去の人口増加狀況を殆ど正確に與ふるから」と言つて、それは算式が確實に將來の豫測をも正確に與ふるやうなものである」と言つて居る。

(註三) Deneffe: Berechnungen, S. 34.

(註四) Bid, s. 36.

尤も此の點は Logistic Curve の場合に於ては少しく異なる。此の場合に於ては上述の基礎的條件と人口との關係を不變とは置かず、之を次第に變ず

るものとして居る。即ち人口の基礎的條件に對する關係は人口増加の方向に次第に一定の形で不利になるとして考へられて居る。併しそれにしても Logistic Curve のパラメーターの決定は、過去の事情を用ひて行はれるのであるから、結局の所に於ては他の場合と同じことになる。尙 Logistic Curve の場合に於ては、之が成立の基礎條件が變化すれば従来の Logistic Curve に新しき Logistic Curve を附加することが必要であるとされて居るが、Thompson 及 Whelpton の述ぶる如く、(註一)何の年に新カーブを附加するを要するかを決定するのは極て困難であり、之は後年に至つて始めて容易に行ひ得る所となるのである。

(註一) Thompson and Whelpton: Population Trends, p. 313 参照。尙此の兩著者は、Logistic Curve に依る一九五〇年米國人口の推計値は高きに過ぐるとして居る、其の理由は其の後に於て急速なる出生率低下が生じ來つたこと及移民制限が實施せらるゝに至つたことである。

Denette は戦争とか疫病流行とか等の突發に依つて人口のビオロギシな發展は擾されるが、此等の事情は上述の方法中に取入れられては居らなす。併し此の如き人口の Störungsstadien にこそ將來人口の推計の必要性と重要性とがあるのと言つて居る(註一)が、之は從來の人口推計法の何れに於ても解決せられて居らぬ所であり、又此の要求を満足する爲には、あらゆる事に對し豫測可能となることが先決問題となるであらう。

(註一) Denette: Berechnungen, s. 34.

以上の如く、將來人口の推計として行はれて居るものは、過去と同一事情の繼續ありと假定すれば斯くあるべしとの計算を行へるものである。従つて之より其の計算結果通りの方が將來實現すとの信念を取り去れば、之は前述將來人口計算場合の(3)に歸着することになる。併し今日(3)の計算と

して通例行はれて居るものゝ用ふる方法は、上記の將來人口推計法とは異つたものとなつて居る。此の方法を Denette 等は Biologische Methode と稱して居るが、簡単に説明すれば、女子の年齢別出生率、年齢別死亡率及社會移動(社會移動は省略されることが多い)の將來に於ける状態に一定の假定を置き、之より此の假定下に於ける將來人口を算出する方法である。即ち過去と同一の事情といふ如き漠たる假定を置かず、之を出生、死亡及社會移動に迄分解したものである。Denette の述ぶるが如く、人口動態要素中死亡率は最も高い蓋然性を以て其の動きを豫測し得るものであり、出生率は之よりは相當劣るも之に次ぐ高い蓋然性を以て其の動きを豫測し得るものであるから、(註一)従つて此等のもの就中死亡率の状態に假定を置くことは比較的容易であり、又此の假定を相當實現性に富むものとすることも亦可能である。勿論社會移動に付ては此の如きことは言ひ得ないが、此の要素が餘り重要ならざる場合には、以上の如くであるから此の方法は前述(1)又は(2)の將來人口推計の方法としても重要なものとなるのである。Thompson 及 Whelpton は「米國にとり、他の方法に比し任意的なる程度は同じであるが、一層有效なる將來人口の推計方法は、出生率、死亡率及純移民に關し夫々別個に假定を置いて、其の結果生ずべき將來人口を計算する方法である」と述べ、(註二)又上述内閣統計局の人口推計法の改正と言ひ、近時此の方法が多く用ひられて來たことは故あることである。併し此の方法を前述(1)又は(2)の見地から用ひるには、設定したる假定の實現性に關し豫測を行はねばならぬが、豫測は一般に困難なる事柄であるから、之を(3)の見地から用ふるものが次第に多くなりつゝあるのである。其の最も著名の例に、獨逸統計局の計算及 Charles の計算がある。獨逸統計局の計算は今日迄三回に互つて行はれて居るが、其の第一回は一九二六年

に行はれ、一九二五年乃至一九七四年五十年間の人口が計算されたのである。此の計算は三通り行はれたのであつて、各通りを通じ此の五十年間に於ける死亡率は一定（一九二二年乃至一九二三年の平均に同じ）、私生児出生数も一定（一九二四年乃至一九二五年の平均に同じ）と假定されたのであるが、公生児出生に付ては、（イ）私生児出生数の場合と同様出生数一定、（ロ）公生児出生率一定（一九二四年乃至一九二五年の平均に同じ）、（ハ）公生児出生率は最初の三十年間に二五%の割合で、三次拋物線に従つて漸減し、爾後不變の三つの場合を假定し、夫々の場合に付て計算が行はれたのである。而して第二回（一九三〇年）、第三回（一九三七年）の各計算も第一回のもので、計算の基礎資料の年次を別とし、大同小異のものとして行はれたのである。

Charles の計算は、英蘭及威爾斯の人口に付て行はれたものであつて、矢張り三通りの計算が試みられて居る。其の一は妊孕率及死亡率を一九三三年當時のものと將來も同様と假定するもの（英蘭及威爾斯に於ては一九三三年當時の女子年齢別出生統計を缺く）、Charles は一九三二年の瑞典の同種統計に現はれた割合に依つて、一九三三年英蘭及威爾斯の出生總數を女子の年齢に按分し、之に依つて妊孕率を計算したのである、其の二は二〇歳未満の妊孕率は一九三三年當時のものと將來も同様であるが、二〇乃至二四歳のそれは五年毎に五%の割合で將來低減し、二五乃至三九歳のそれは五年毎に一五%の割合で將來低減し、四〇乃至四九歳のそれは五年毎に二五%の割合で將來低減する。但し各場合を通じ、低減は一九八五年迄續き爾後は不變となる。一方一歳未満の死亡率は一九三三年當時のものより五年毎に二〇%の割合で將來低減し、一歳乃至六九歳の死亡率は同じく五年毎に一〇%の割合で將來低減するが、七〇歳以上のそれは一九三

將來人口の計算に就て

三年當時のものと將來も同様である。但し各低減場合を通じ、低減は一九六五年迄續き爾後は不變となると假定するもの、其の三は妊孕率は一九三一年當時のものと將來も同様であるが、死亡率は上記其の二の場合と同様、但し低減は一九五〇年迄續くと假定するものである。

（註一） Danette に依れば人口動態要素中其の動きを最も確實性を以て豫測出来るものは、死亡率及出生児の性比であり、之に次ぐものは出生率、戸籍上の身分變更等である。而して社會移動、宗派變更等は最も不確實で豫測困難のものである。（Berechnungen, ss. 19-20.）

（註二） Thompson and Whelpton: Population Trends, p. 314.

二

次に我國人口に付て試みられた(3)の計算例を示さう。

先づ上田博士の計算を擧げねばならぬ。上田博士は、昭和五年の國勢調査報告(抽出法)の發表を機とし、昭和二十五年に至る我國人口の計算を試みられた。其の際、博士は「私の目的は豫言ではない。私のたてた推算上の假定は専門家から見れば極めて大膽なものと考へられるであらうが、我國ではまだかゝる推算が試みられてゐないので、敢てこれを行つて見た次第である。」と述べられて(上田貞次郎編日本人口問題研究第二輯四頁)出生數は毎年不變に三百十萬、死亡率は未正十四年乃至昭和五年當時のものと將來不變の假定(註)に昭和五年國勢調査抽出人口を基準として、計算を進められたのである。此の計算は其の後昭和四十五年迄延長され、且基準人口は確定人口に、出生數は二百二十方に改められた。此の計算結果は次の如くになつて居る。(註一)

昭和五年	六四、四五〇 <small>千人</small>	昭和三十年	八三、八六一 <small>千人</small>
同 一〇年	六八、九一七	同 三五年	八六、八二七
同 一五年	七三、一一六	同 四〇年	八九、四六九
同 二〇年	七七、〇一一	同 四五年	九一、八〇九
同 二五年	八〇、五九八		

(註一) 上田貞次郎「日本人口政策」六五—一二頁。

今一つの計算例として、左右田氏の計算がある。氏は出産率一定(大正十四年女子五歳階級別出生率)・生残率一定(第四回生命表に依る生残率)の假定の下に、大正十四年國勢調査人口を基準として、昭和三十五年に至る人口を計算されたのであつて、其の各五年の結果を示せば次の如くである。(註一)

大正一四年	五九、七三六 <small>千人</small>	昭和二〇年	七五、六六七 <small>千人</small>
昭和五年	六二、九九七	同 二五年	八〇、四三七
同 一〇年	六六、八六〇	同 三〇年	八五、二九二
同 一五年	七一、一二三	同 三五年	九〇、三五一

(註一) 左右田武夫「人口増加の推定(日本人口問題研究第一輯)」

上記二計算は、我國に於ける斯種計算の恐らく最初のものとして貴重のものであることは言ふを要せぬ所である。併し今日に於ては、其の計算に使用された資料は聊々古いものとなるに至つたのであつて、此處に其後の資料を利用し、同様の計算を試みるの意義を生じ來つたと考へられるので、新に二様の假定を置き、昭和十年國勢調査人口を基準とする昭和六十年に至る我國人口の計算を試みたのである。

此の二様の假定中の第一は、昭和六十年に至る各年出生率及死亡率は、夫々昭和十二年の年齢別女子の出生率(註一)及第六回生命表に依り計算したる男女各年齢死亡頻度(註二)に同じ即ち出生率及死亡率を一定とするも

のである。此の假定下に於ける人口は、本誌前號拙稿「安定人口の計算」に掲げた如く増加を続け、其の年齢構成は昭和十年當時のものと大差ないこととなるのであるが、併し此の假定は斯種計算の基本的のものであるが故に本場合に於ても先づ之を試みた次第である。

(註一) 之が計算方は本誌前號拙稿「安定人口の計算」に於ける昭和十二年年齢別女子の女兒出生率の計算と同じである。尙此の年齢別女子の總出生率は次の如くである。

年齢	出生率(人口千に付)
15	0.96
16	4.23
17	11.18
18	28.17
19	56.00
20	100.21
21	141.90
22	183.92
23	216.72
24	234.66
25	243.86
26	251.57
27	246.95
28	235.64
29	227.15
30	218.57
31	220.36
32	204.55
33	201.15
34	189.41
35	177.33
36	163.43
37	150.86
38	141.60
39	118.58
40	104.20
41	84.18
42	62.16
43	43.71
44	28.50
45	16.36
46	9.40
47	5.57
48	3.97
49	3.15

此の出生率を年齢五歳階級毎に纏めたものを、前述左右田氏の計算に用いられた大正十四年に於ける同値と比較表示すれば次の如くである。

年齢級	出生率(人口千に付)	出生率(人口千に付)
一五—一九	一八六四	四一・一七
二〇—二四	一七四・七二	二二八〇八
二五—二九	二四三・二七	二四八・三一
三〇—三四	二〇六・九五	二二八・五八
三五—三九	一五二・一〇	一七二・五八
四〇—四四	六五・九九	七一・六一
四五—四九	七・七四	九・四九

此の昭和十二年の率は十五歳未満並に五〇歳以上の女子に於ける出生及庶子出生を含めて計算してあるが、大正十四年の率には此等は全部含ましめてないから、右の二系列の數字に依り此の兩年間に於ける出生率の低下状況を正しく比較することは出来ない。

(註二) 此の計算は次の算式に依つて行つた。但し下式に於ける q_x は生命表の x 歳死亡率 q_x は x 歳死亡頻度を表示する。

次に前記二様の假定中第二は、上記女子の年齢別出生率中一五歳乃至一
九歳の分は將來五年毎に三〇%、二〇歳乃至二四歳の分は同じく一三%、
二五歳乃至二九歳の分は三%、三〇歳乃至三四歳の分は五%、三五歳乃至
三九歳の分は七%、四〇歳乃至四四歳の分は六%、四五歳乃至四九歳の分
は三%の各割合で夫々減少し、同じく上記年齢別死亡率中零歳の分は男女
共に將來五年毎に二〇%、一歳乃至四四歳の分は同じく一〇%、四五歳以
上の分は五%の各割合で夫々減少するも、死亡率の減少は三十年間に互つ
て生じた後止み、爾後一定となるとするものである。此の如き減少割合を
假定する理由は、出生率に在つては大正十四年及昭和五年間に現はれた其
の減少割合と、昭和五年及昭和十二年間に現はれた其の減少割合との平均
が上記の割合となること、(註一)死亡率に在つては第四回生命表及第五回
生命表間に現はれた男子死亡率の減少割合が

〇歳	一九%	三〇—三四歳	一一%
一歳	一一	三五—三九歳	一三
一〇—一四歳	一九	四〇—四四歳	八
一五—一九歳	一四	四五—四九歳	六
二〇—二四歳	九	五〇—五九歳	五
二五—二九歳	九	六〇—八〇歳	六

であり、第四回生命表及第五回生命表間に現はれた女子死亡率の減少割合
と第五回生命表及第六回生命表間に現はれた同じく女子死亡率の減少割合
との平均が

〇歳	一七%	三〇—三四歳	一二%
一歳	一三	三五—三九歳	一二
一〇—一四歳	一六	四〇—四四歳	一〇
一五—一九歳	一一	四五—四九歳	八

將來人口の計算に就て

二〇—二四歳 一〇 五〇—五九歳 七
二五—二九歳 一一 六〇—八〇歳 五
である點に計算の便宜其の他を考慮したることに在る。

右の割合で死亡率が三十年間低減すれば、三十年目に於ける女子の一五
歳乃至四九歳間の各五歳迄生残する率は

一五—一九歳	〇・九一四四〇	三五—三九歳	〇・八四一九九
二〇—二四歳	〇・八九五五六	四〇—四四歳	〇・八三一九九
二五—二九歳	〇・八七四四〇	四五—四九歳	〇・八一四五二
三〇—三四歳	〇・八六二〇〇		

迄上昇し、此の率を以つてする、五十年後の低下せる出生率に依る人口純
生産率は一を割ることとなる。従つて第二の假定に依る將來人口は昭和六
十年以後暫らくは増加するが、やがて減少に轉ずることが推測される。

上記假定の第一及第二の兩場合を通じ、人口の移出入關係は全然之を考
慮外に置き、猶、男女出生の割合は昭和十二年に於ける其の割合即ち出生
總數百中男五一・一八、女四八・八二に一定すと假定したのである。

第一の假定に依り計算せる昭和六十年に至る各五年將來人口は次の如く
である。

昭和	總數	男	女
一〇年	六九,二五四,一四八	三四,七三四,一三三	三四,五二〇,〇一五
一五年	七四,〇二七,二五〇	三七,一三八,六八六	三六,八八八,五四四
二〇年	七九,二〇二,三九八	三九,七六九,四九二	三九,四三三,九〇六
二五年	八五,二三四,三六二	四二,七六二,九六九	四二,三六一,三九三
三〇年	九一,五四四,三八五	四六,〇〇〇,六三八	四五,五四三,七四七
三五年	九八,二七八,三七七	四九,三七九,四五四	四八,八九八,九二二
四〇年	一〇五,一九三,三七八	五二,八五一,一四〇	五二,三四一,二三八
四五年	一一二,三五六,三八四	五六,四三三,八九〇	五五,九二二,四九四
五〇年	一一九,九六三,七〇五	六〇,二二六,七五八	五九,七三六,九四七
五五年	一二八,一六一,〇八八	六四,二九九,八三〇	六三,八六一,二五八

同 六〇年 一三七,〇〇一,二一一 六八,七三四,一八九 六八,二七七,〇三二

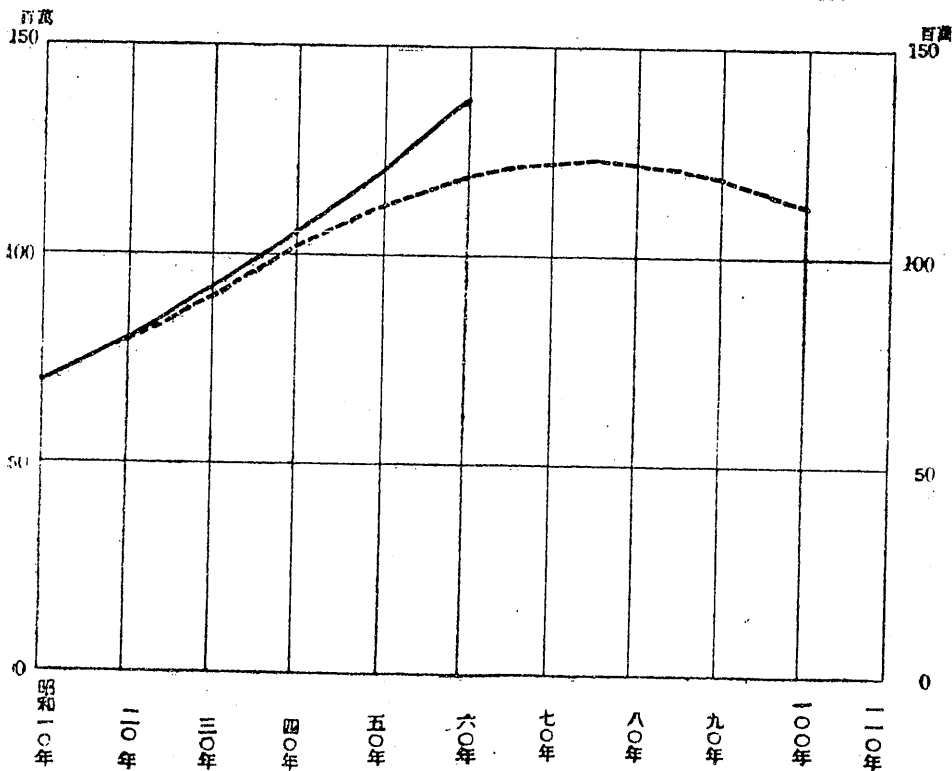
之に依れば我國人口は昭和三十五年と同四十年との間に於て一億に達する。而して昭和六十年即ち昭和十年から五十年後に於て、人口は殆ど倍加するのである。

第二の假定に依る將來人口は次の如くである。

昭和	總數	男	女
一〇年	六九,二五四,一四八	三四,七三四,一三三	三四,五二〇,〇一五
一五年	七三,九三九,二七八	三七,〇九三,五九七	三六,八四五,六八一
二〇年	七八,九八五,五八九	三九,六三五,五二一	三九,三五〇,〇六八
二五年	八四,三三六,四八七	四二,三二九,八〇七	四二,〇〇六,六八〇
三〇年	九〇,一〇七,四三一	四五,二五五,一七七	四四,八五二,二五四
三五年	九五,九五五,七〇一	四八,二〇九,九二三	四七,七四五,七七八
四〇年	一〇一,六〇八,五六七	五一,〇七六,八四八	五〇,五三一,七一九
四五年	一〇六,八五七,九六二	五三,七三五,九七二	五三,一一一,九九〇
五〇年	一一一,四五三,三六〇	五六,〇三三,七三五	五五,四一九,六二五
五五年	一一五,三七九,五九六	五七,九七九,五六七	五七,四〇〇,〇二九
六〇年	一二一,五五四,二〇〇	五九,五〇八,二六八	五九,〇四五,九三二
六五年	一二〇,九一四,〇二〇	六〇,六三一,一〇六	六〇,二八二,九〇四
七〇年	一二三,三二八,四九四	六一,二七五,〇五三	六一,〇五三,四四一
七五年	一二三,七四一,七七七	六一,四一四,六九二	六一,三二七,〇八五
八〇年	一二三,一八六,六八二	六一,〇六三,〇九九	六一,一一三,五八三
八五年	一二〇,七三七,七五〇	六〇,二六五,七八八	六〇,四七一,九六二
九〇年	一一八,四九二,六八五	五九,〇七三,六三九	五九,四一九,〇四六
九五年	一一五,四六五,三八六	五七,四六一,〇〇六	五八,〇〇四,三八〇
一〇〇年	一一二,七七六,七六六	五五,五三九,四二八	五六,二三七,三四八

之に依れば出生率の低下に對抗して死亡率の低下がある爲、人口は第一の假定場合同様昭和三十五年と同四十年との間に於て一億に達する。併し其の勢は第一の場合に比し弱く、第一の場合の人口が昭和六十年に示す一億三千七百萬餘の人口には遂に達し得ず、最高は昭和七十五年の一億二千二百七十萬餘となつて居る。此の年以降人口は減退し始め、昭和百年には

第一及第二各假定に依る將來人口ノ趨勢(實線ハ第一、點線ハ第二)



昭和五十年の人口と略々同数の人口に迄低減する。尙昭和七十五年を境として從來女人口より多數であつた男人口が反對に女人口より少數となり、現在の歐洲諸國に見るが如き狀況となつて居る。

第一の假定に依る將來人口の昭和十年以降各十年の年齢構成状態を示せば次表の如くである。

年齢級	昭和一〇年		昭和二〇年		昭和五〇年		昭和六〇年	
	總數	男女	總數	男女	總數	男女	總數	男女
總數	六九三,四四八	三,四三三,四一三	七九〇,五九九	三,九七九,四四二	九一〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
〇—四	九三,八五〇	四,七〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
五—九	八五,二四九	四,〇〇〇,〇〇〇	八,一六五,七〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
一〇—一四	七六,五七四	三,八七六,七四〇	八,四九九,〇七六	四,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
一五—一九	六六,四七七	三,五三〇,七二五	八,九七三,三九九	四,一五〇,九六六	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
二〇—二四	六〇,七〇七	三,〇六六,七八五	七,六六〇,〇〇〇	三,六二九,六〇三	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
二五—二九	五,二四〇,八三三	二,七〇〇,二四八	六,〇四〇,八五九	三,〇四一,八四七	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
三〇—三四	四,六三三,六三七	二,三七八,九二二	五,五七三,八三九	二,七八〇,〇八八	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
三五—三九	四,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	四,八三三,三〇〇	二,四七七,四七七	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
四〇—四四	三,四〇〇,〇〇〇	一,七〇〇,〇〇〇	四,一八四,一八六	二,一五二,二二〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
四五—四九	三,二二二,三三三	一,五二二,六五五	三,七六六,〇一一	一,八九九,五〇一	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
五〇—五四	三,八三三,八七五	一,四〇〇,〇〇〇	三,〇五五,六七六	一,五〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
五五—五九	二,五七七,三三七	一,三三三,〇〇〇	二,二六六,七〇七	一,〇七三,四四三	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
六〇—六四	一,九〇〇,〇〇〇	九六六,〇〇〇	一,八三三,三三三	一,〇五五,五五五	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
六五—六九	一,三六七,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	一,二五五,三三三	八七三,八三三	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
七〇—七四	九三三,四三三	三九四,三三三	一,二五五,三三三	四八七,八三三	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
七五—七九	五六一,〇〇〇	三三三,三三三	六二二,七七八	三三三,三三三	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
八〇—八四	三三三,三三三	九三,三三三	三三三,三三三	九三,三三三	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
八五—八九	二二二,二二二	二二二,二二二	二二二,二二二	二二二,二二二	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
九〇—九四	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
九五以上	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
總數	一,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇

將來人口の計算に就て

年齡級	昭和一〇年		昭和二〇年		昭和三〇年	
	總數	男	女	男	女	總數
五—九	1,214,996	614,036	590,960	1,379,235	676,299	1,541,036
一〇—一四	1,137,555	571,256	566,300	1,249,511	636,896	1,406,079
一五—一九	1,011,547	514,761	496,786	1,141,583	593,358	1,285,653
二〇—二四	879,873	449,963	429,910	1,056,971	547,835	1,155,107
二五—二九	770,444	393,755	376,999	920,853	469,067	1,060,859
三〇—三四	623,970	325,670	308,301	765,956	395,972	906,006
三五—三九	689,090	349,547	330,494	810,427	410,098	969,369
四〇—四四	604,080	307,056	297,030	669,977	336,683	849,369
四五—四九	505,943	259,571	250,070	539,993	270,799	749,810
五〇—五四	433,743	223,011	210,731	469,991	236,266	644,457
五五—五九	370,059	185,080	175,829	419,968	206,851	587,903
六〇—六四	293,254	145,696	136,458	359,999	177,140	500,746
六五—六九	204,473	109,554	101,219	269,976	131,510	393,898
七〇—七四	146,077	75,271	71,805	219,971	107,740	300,833
七五—七九	84,229	42,061	40,961	139,991	67,673	219,998
八〇—八四	47,521	23,335	22,990	79,977	39,748	120,336
八五—八九	101,238	51,555	49,909	108,149	52,169	136,326
九〇—九四	107,757	53,033	51,511	115,918	55,295	137,646
九五以上	164	59	56	133	60	155

第二の假定に依る將來人口の昭和十年以降各十年の年齢構成状態を示せば次表の如くである。

年齡級	昭和一〇年		昭和二〇年		昭和三〇年	
	總數	男	女	男	女	總數
五—九	1,214,996	614,036	590,960	1,379,235	676,299	1,541,036
一〇—一四	1,137,555	571,256	566,300	1,249,511	636,896	1,406,079
一五—一九	1,011,547	514,761	496,786	1,141,583	593,358	1,285,653
二〇—二四	879,873	449,963	429,910	1,056,971	547,835	1,155,107
二五—二九	770,444	393,755	376,999	920,853	469,067	1,060,859
三〇—三四	623,970	325,670	308,301	765,956	395,972	906,006
三五—三九	689,090	349,547	330,494	810,427	410,098	969,369
四〇—四四	604,080	307,056	297,030	669,977	336,683	849,369
四五—四九	505,943	259,571	250,070	539,993	270,799	749,810
五〇—五四	433,743	223,011	210,731	469,991	236,266	644,457
五五—五九	370,059	185,080	175,829	419,968	206,851	587,903
六〇—六四	293,254	145,696	136,458	359,999	177,140	500,746
六五—六九	204,473	109,554	101,219	269,976	131,510	393,898
七〇—七四	146,077	75,271	71,805	219,971	107,740	300,833
七五—七九	84,229	42,061	40,961	139,991	67,673	219,998
八〇—八四	47,521	23,335	22,990	79,977	39,748	120,336
八五—八九	101,238	51,555	49,909	108,149	52,169	136,326
九〇—九四	107,757	53,033	51,511	115,918	55,295	137,646
九五以上	164	59	56	133	60	155

年齢級	昭和四〇年		昭和五〇年		昭和六〇年	
	男	女	男	女	男	女
二五—二九	二,七〇七,四八八	二,五九九,八三五	三,〇〇五,二〇四	三,〇三九,二四〇	七,〇〇三,七六七	三,八〇八,五九三
三〇—三三	二,三三九,四九一	二,二五三,一四五	二,八〇五,二六六	二,八〇四,一四五	六,七六一,六三三	三,四三三,五五五
三五—三九	二,〇九三,四四六	一,九三三,四〇〇	二,四八八,〇三六	二,三六六,七三六	五,七七八,五七四	二,八六五,二六七
四〇—四四	一,七六七,六七五	一,六三三,八八四	二,二二三,九三三	二,〇八七,五五三	五,二八一,五六六	二,六四三,五六八
四五—四九	一,五九二,一七九	一,五三三,六五五	一,九三三,五六三	一,七九六,四七〇	四,五三六,二三〇	二,三三七,九七〇
五〇—五四	一,四〇三,三六七	一,四一八,四九九	一,五五三,八七〇	一,四八四,七七九	三,八八九,五三三	一,九七五,三〇五
五五—五九	一,二五五,〇九七	一,二六六,〇四五	一,三三三,三四四	一,三〇四,一六四	三,三三三,九三六	一,六八九,三〇〇
六〇—六四	一,一六六,〇〇〇	一,一〇三,九七九	一,一七三,七五五	一,一〇九,九二二	二,四四四,七〇三	一,三三三,一三三
六五—六九	一,〇七三,〇九二	一,〇〇七,〇八四	一,〇八二,七五五	一,〇九二,九八二	一,九九二,五四六	九二六,三三六
七〇—七四	九三三,四三三	八九二,〇〇〇	九四三,九七四	八八五,四八八	一,四六五,八八九	六二六,五四九
七五—七九	八六一,八〇四	七九二,九七五	八四四,八三八	七九九,九四三	九四八,二二二	三七三,九六八
八〇—八四	七三三,九七九	六六八,九七五	七三三,六六一	六八〇,〇三三	四四三,六三三	一四八,二三八
八五—八九	六三三,三三三	五九三,三三三	六三三,三三三	五九三,三三三	二二八,五八三	三七二,九四四
九〇—九四	五三三,三三三	四八八,四八八	五三三,三三三	四八八,四八八	一七六,三三八	二二二,三三三
九五以上	一七六,六六六	一三三,三三三	二九六,二九六	二二二,二二二	五九三,五九三	三三三,三三三

年齢級	昭和四〇年		昭和五〇年		昭和六〇年	
	男	女	男	女	男	女
總數	一〇,一〇八,六六六	一〇,一〇八,六六六	一一,一〇八,六六六	一一,一〇八,六六六	一八,一〇八,六六六	一八,一〇八,六六六
〇—四	一〇,五九九,六六六	一〇,五九九,六六六	一一,三三三,三三三	一一,三三三,三三三	一八,三三三,三三三	一八,三三三,三三三
五—九	一〇,三三三,三三三	一〇,三三三,三三三	一一,〇〇〇,〇〇〇	一一,〇〇〇,〇〇〇	一八,〇〇〇,〇〇〇	一八,〇〇〇,〇〇〇
一〇—一四	九,九三三,三三三	九,九三三,三三三	一〇,一〇〇,〇〇〇	一〇,一〇〇,〇〇〇	一七,一〇〇,〇〇〇	一七,一〇〇,〇〇〇
一五—一九	九,三三三,三三三	九,三三三,三三三	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一六,〇〇〇,〇〇〇	一六,〇〇〇,〇〇〇
二〇—二四	八,五五五,五五五	八,五五五,五五五	九,五五五,五五五	九,五五五,五五五	一五,五五五,五五五	一五,五五五,五五五
二五—二九	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇
三〇—三三	七,七七七,七七八	七,七七七,七七八	八,八八八,八八八	八,八八八,八八八	一四,八八八,八八八	一四,八八八,八八八
三五—三九	七,三三三,三三三	七,三三三,三三三	八,三三三,三三三	八,三三三,三三三	一四,三三三,三三三	一四,三三三,三三三
四〇—四四	六,六六六,六六六	六,六六六,六六六	七,六六六,六六六	七,六六六,六六六	一三,六六六,六六六	一三,六六六,六六六
四五—四九	五,三三三,三三三	五,三三三,三三三	六,三三三,三三三	六,三三三,三三三	一二,三三三,三三三	一二,三三三,三三三
五〇—五四	四,八八八,八八八	四,八八八,八八八	五,八八八,八八八	五,八八八,八八八	一一,八八八,八八八	一一,八八八,八八八

將來人口の計算に就て

年齡級	昭和七〇年		昭和八〇年		昭和九〇年		昭和一〇〇年		
	總數	男女	總數	男女	總數	男女	總數	男女	
五五—五九	三,九八〇,二六	一,九六八,一九六	二,〇〇九,八〇〇	四,七〇三,三三三	二,三三三,一五八	二,四四〇,一九〇	六,一四二,三三六	三,〇八八,七六	三,〇五三,五七〇
六〇—六四	三,四七〇,九八	一,五八六,〇八八	一,八八四,八九二	四,〇八三,三五〇	一,九五〇,五五九	二,一三二,八五五	五,〇〇四,二六六	二,四九四,四四〇	二,五〇九,八二六
六五—六九	二,四七〇,三三八	一,一七四,三三一	一,三〇三,九七九	三,〇九四,五五〇	一,四四四,九四四	一,六四九,五五九	三,七三三,二一七	一,七〇九,九三三	二,〇二三,二八四
七〇—七四	一,六五二,九〇九	七,七〇,二一九	八,九八六,八〇〇	二,二八八,九九八	九,九六六,八〇〇	一,二九九,九九〇	二,七九七,三三八	一,三九九,九九九	一,〇〇七,五七九
七五—七九	一,〇〇五,五三〇	四,七〇,八二二	六,七〇七,三三八	一,三七八,九九二	五,八五二,四四六	七,九六八,四四六	一,七二八,二九〇	七,〇七五,一五五	一,〇〇七,五七九
八〇—八四	五,五〇,六三三	二,〇五〇,五七七	三,五五七,一〇七	六,七二,三三三	二,六六七,四四四	四,〇〇〇,三三三	八,七二,七七七	四,〇〇〇,三三三	五,五〇,六三三
八五—八九	二,三三九,〇三三	六,七〇,三三三	一,四四八,八三三	二,五三,八七七	八,六六〇,一一一	一,六六〇,一一一	三,八八〇,三三三	二,三三九,〇三三	二,三三九,〇三三
九〇—九四	三,四七〇,三三七	一,〇五二,三三三	三,三三三,三三三	四,八八,三三七	一,五七七,三三三	三,三三三,三三三	五,九四三,三三三	三,四七〇,三三七	三,四七〇,三三七
九五以上	一,四九二	五〇〇	九〇	三,三三三	一,二二二	三,〇〇〇	三,八八九	一,四九二	一,四九二

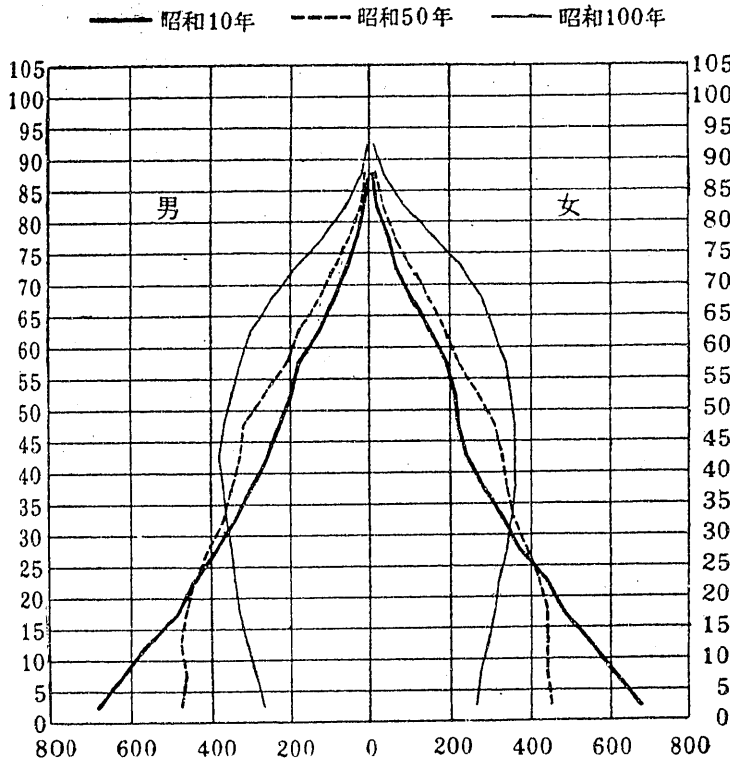
年齡級	昭和七〇年		昭和八〇年		昭和九〇年		昭和一〇〇年		
	總數	男女	總數	男女	總數	男女	總數	男女	
〇—四	三,三三三,三三三	一,六六六,六六六	三,三三三,三三三	一,六六六,六六六	三,三三三,三三三	一,六六六,六六六	三,三三三,三三三	一,六六六,六六六	三,三三三,三三三
五—九	九,二九九,二二二	四,六四七,一一一	八,三〇〇,九九九	四,一五五,五五五	七,〇〇〇,七七七	三,五〇〇,三三三	五,九〇〇,三三三	二,九五〇,一六六	八,八〇〇,三三三
一〇—一四	九,四九二,九九二	四,七四七,四九九	八,三〇〇,九九九	四,一五五,五五五	七,〇〇〇,七七七	三,五〇〇,三三三	五,九〇〇,三三三	二,九五〇,一六六	八,八〇〇,三三三
一五—一九	九,五〇〇,〇〇〇	四,七五〇,〇〇〇	八,三〇〇,九九九	四,一五五,五五五	七,〇〇〇,七七七	三,五〇〇,三三三	五,九〇〇,三三三	二,九五〇,一六六	八,八〇〇,三三三
二〇—二四	九,四九二,九九二	四,七四七,四九九	八,三〇〇,九九九	四,一五五,五五五	七,〇〇〇,七七七	三,五〇〇,三三三	五,九〇〇,三三三	二,九五〇,一六六	八,八〇〇,三三三
二五—二九	九,二九九,二二二	四,六四七,一一一	八,三〇〇,九九九	四,一五五,五五五	七,〇〇〇,七七七	三,五〇〇,三三三	五,九〇〇,三三三	二,九五〇,一六六	八,八〇〇,三三三
三〇—三四	九,三三三,三三三	四,六六六,六六六	八,三〇〇,九九九	四,一五五,五五五	七,〇〇〇,七七七	三,五〇〇,三三三	五,九〇〇,三三三	二,九五〇,一六六	八,八〇〇,三三三
三五—三九	九,〇〇〇,〇〇〇	四,五〇〇,〇〇〇	八,三〇〇,九九九	四,一五五,五五五	七,〇〇〇,七七七	三,五〇〇,三三三	五,九〇〇,三三三	二,九五〇,一六六	八,八〇〇,三三三
四〇—四四	八,七六六,七七七	四,三八三,三三三	八,三〇〇,九九九	四,一五五,五五五	七,〇〇〇,七七七	三,五〇〇,三三三	五,九〇〇,三三三	二,九五〇,一六六	八,八〇〇,三三三
四五—四九	八,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	八,三〇〇,九九九	四,一五五,五五五	七,〇〇〇,七七七	三,五〇〇,三三三	五,九〇〇,三三三	二,九五〇,一六六	八,八〇〇,三三三
五〇—五四	七,一七七,九九九	三,五八八,八八八	八,三〇〇,九九九	四,一五五,五五五	七,〇〇〇,七七七	三,五〇〇,三三三	五,九〇〇,三三三	二,九五〇,一六六	八,八〇〇,三三三
五五—五九	六,四八八,九九九	三,二四四,四四四	八,三〇〇,九九九	四,一五五,五五五	七,〇〇〇,七七七	三,五〇〇,三三三	五,九〇〇,三三三	二,九五〇,一六六	八,八〇〇,三三三
六〇—六四	五,六六六,六六六	二,八三三,三三三	八,三〇〇,九九九	四,一五五,五五五	七,〇〇〇,七七七	三,五〇〇,三三三	五,九〇〇,三三三	二,九五〇,一六六	八,八〇〇,三三三
六五—六九	四,七〇〇,〇〇〇	二,三五五,五五五	八,三〇〇,九九九	四,一五五,五五五	七,〇〇〇,七七七	三,五〇〇,三三三	五,九〇〇,三三三	二,九五〇,一六六	八,八〇〇,三三三
七〇—七四	三,四七〇,三三七	一,七三五,一六六	八,三〇〇,九九九	四,一五五,五五五	七,〇〇〇,七七七	三,五〇〇,三三三	五,九〇〇,三三三	二,九五〇,一六六	八,八〇〇,三三三
七五—七九	二,四七〇,三三八	一,一七四,三三一	八,三〇〇,九九九	四,一五五,五五五	七,〇〇〇,七七七	三,五〇〇,三三三	五,九〇〇,三三三	二,九五〇,一六六	八,八〇〇,三三三
八〇—八四	一,六五二,九〇九	七,七〇,二一九	八,三〇〇,九九九	四,一五五,五五五	七,〇〇〇,七七七	三,五〇〇,三三三	五,九〇〇,三三三	二,九五〇,一六六	八,八〇〇,三三三
八五—八九	一,〇〇五,五三〇	四,七〇,八二二	八,三〇〇,九九九	四,一五五,五五五	七,〇〇〇,七七七	三,五〇〇,三三三	五,九〇〇,三三三	二,九五〇,一六六	八,八〇〇,三三三
九五以上	一,四九二	五〇〇	八,三〇〇,九九九	四,一五五,五五五	七,〇〇〇,七七七	三,五〇〇,三三三	五,九〇〇,三三三	二,九五〇,一六六	八,八〇〇,三三三

八五―八九 四〇〇、七三三 二九、〇三四 二六、二六九 四一、六九二 一六、〇〇〇
 九〇―九四 五五、七〇六 二六、〇〇九 四九、六九七 九、七三三 三三、一〇〇
 九五以上 四八、二二二 一、九四五 二、八七七 六、〇九六 二、四〇一

上表中昭和十年、同五十年及同百年の各年人口年齢構成状態を圖示すれば次の如くであつて、昭和五十年の分は第六回生命表に依る静止人口の年齢構成状態（本誌前號「安定人口の計算」参照）に類似するものとなつて居り、又昭和百年の分は現在何れの國に於ても見るを得ぬ如き若年人口の少数、老年人口の多數なる年齢構成を示して居る。

第二ノ假定ニ依ル將來人口ノ年齢構成状態

(總數 10,000ニ付)



以上に示したる將來人口は何れも一定の假定に依るものであり、而して前述せる如く此の如き假定が將來實現し、此の人口が實現すべしといふも

將來人口の計算に就て

三三、五二九 六〇、八〇六 三二、五五五 三九、六四一 六五、七五七 三三、〇六九 四三、六六九
 六四、五三三 一九、二九三 四〇、五七一 七八、九〇〇 三二、八九七 四四、六五七 八七、三四三
 三六、九四四 七、四三四 二、九三三 四、四九一 九、〇三二 三、五九六 五、四三五

のではない。今事變に依る影響といふことを考へても、此の假定は、其の實現といふことを考へるに於ては、幾多の修正が加へられねばならぬことである。以上の將來人口の計算は、其の基礎となるが如き假定の下に於ては將來人口は此くなるべきことを與へ、人口對策の一資料となることに其の意義を有するものである。

英蘭及威爾斯の將來人口

(イニッド・チャールズの計算)

年次	第一推計	第二推計	第三推計
一九三五	四〇、五六三	四〇、五六三	四〇、五六三
一九四五	四〇、八七六	四〇、三九二	四二、三三八
一九五五	四〇、二〇七	三八、七七七	四三、六五一
一九六五	三八、五〇四	三五、七九九	四三、七七四
一九七五	三六、〇三八	三一、四五二	四三、〇二一
一九八五	三三、一〇六	二六、〇八七	四一、六一二
一九九五	三〇、〇一九	二〇、四四〇	三九、八七一
二〇〇五	二七、〇九〇	一五、〇五八	三八、一七七
二〇一五	二四、四六七	一〇、四五六	三六、六四六
二〇二五	二二、一二一	六、九四〇	三五、一〇四
二〇三五	一九、九六九	四、四二六	三三、五八五

(詳細は五頁参照)

資料

西班牙及ハンガリーに於ける

家族手当

北岡 壽 逸

(一) 西班牙に於ける家族手当

本編は一九三八年公布せられた西班牙の家族手当法に關し、西班牙社會救濟協會 (Institut de Prévoyance sociale) が解説した小冊子の要點を紹介した *№ 074820* (Bulletin Mensuel des Allocations Familiales et des Assurances Sociales 1939, Juinに依る)

本冊子の著者は、西班牙國家主義のプリンスプルたる「總ての政治の基礎は道徳性の昂揚に在り」及び「國家は一般家族、特に多數の子女を有する労働者の家族を保護せざるべからず」との言を以て、本稿を説き起して居る。

又、著者は、雇傭主は過剰な労働力を低廉な賃銀を以て獲得せんが爲めに、人口の増加に關心を示すであらうとする論を難じ、多數の子女を有する家族が國家に取つて安定の保障であり、且又、政治的、經濟的發展の保障であるならば、國家自ら、此等の家族の保護に當るのは至極當然のことであると述べて居る。

法律の理由書中には左のやうに言つてゐる。「國家は労働者に對し、正規の賃銀の外に、必要缺くべからざる分量の財を保障してやる義務を有する。然らざれば、多數の子女を有する労働者の家庭經濟は均衡を失し、之

が爲め、母は精神、物質の兩面より見て國家の支柱たる子女を養育するといふ至高無二の機能を放棄して、家庭を出て労働せざるを得ぬに至るであらう」と。

多數の子女を有する家族に對する保護對策の實施上、最も賢明にして簡單、而かも僅少の經費を以て濟ませ得る方策は、國民金庫 (Caisse Nationale) をして經營せしめる、大規模の相互保險會社 (Mutuelle) の形式に依つて實現した家族手当組織である。

既に賠償基金 (Caisse de Compensation) の一つは、一九三五年にマロルカ州のパルマ市に設置を見て居り、其の他の諸州に於ても、現在、著々準備中である。然しながら、佛蘭西及び白耳義の例に徴しても、個人の創意に在つては、其の發展が甚だ遅々として、中々、活潑なる活動は望むべくもなく、革新的制度の普遍化には、何うしても法律の強制的活動が必要である。

法律は、其の適用が強制的であり、且西班牙の全労働者に及ぶと言ふ二つの大きな特徴がある。但し、臨時の仕事に携る労働者、下僕、竝に暫定的には住宅労働者は本法の適用から除外されることになつて居る。

本法の受益者は労働者の嫡出子、私生子、被認知子竝に労働者の配偶者の子供の全部であつて、西班牙國內の父の住所に在り、且つ年齢は十四歳未満でなければならぬ。

手当は労働者が一ヶ月に二十日以上働くか、一週間に五日以上働くか、或は又、一週間に五日以下しか働かないかに依り、夫々、一ヶ月に幾ら、一週間に幾ら、一日に幾ら、といふ風に、支給方法が違つて居る。

此の家族手当は子供が二人以上ある場合に支給され、其の金額を表示すれば次の通りである。(單位ペセタ。邦價に換算すると約三十九錢)

子供の數	月 額	週 額	日 額
二 人	一五・〇〇	三七・五	〇・六五
三 人	二二・五〇	五・六五	〇・九五
四 人	三〇・〇〇	七・五〇	一・二五
五 人	四〇・〇〇	一〇・〇〇	一・六五
六 人	五〇・〇〇	一二・五〇	二・一〇
七 人	六〇・〇〇	一五・〇〇	二・五〇
八 人	七五・〇〇	一八・七五	三・一五
九 人	九〇・〇〇	二二・五〇	三・七五
一〇 人	一〇五・〇〇	二六・二五	四・四〇
一一 人	一二五・〇〇	三一・二五	五・二〇
一二 人	一四五・〇〇	三六・二五	六・〇五

家族手当の支給に要する経費は雇傭主、労働者、國家の三者が之を分擔する。

雇傭主の分擔金は初年度は賃銀の六パーセントと言ふことになつて居るが、其の實績を見た上で、修正することが出来る。前記の雇傭主の分擔金の中には労働者の分擔金が六分の一含まれて居るので、實際、雇傭主が負擔するのは労働者の賃銀の五パーセントである。因に、労働者の分擔金は賃銀の中から控除することになつて居る。最後に、國家は次の二つの方法に依り、分擔金を支出する。即ち、國民金庫に基金として一度に五百萬ペセタを拂込むと同時に、年六分を超える凡ゆる産業上の利潤に對して賦課する一割の税金を、之に充當するのである。

此等の収入は、全部、家族手当の支拂に充當されることになつて居るのであるが、總額の六パーセントを超えない金額を、豫備金及び經營費として、之から控除出来ることになつて居る。

家族手当制度の運用は社會救濟協會の手に委ねることになつて居るが、

西班牙及ハンガリーに於ける家族手当

之が仲介機關として、新に國民金庫なるものを設ける。此の國民金庫の理事長は大員が之を任命する。

又、其の取締に當る監督委員會 (commission de contrôle) の委員も、同じく大臣が之を指名する。

國民金庫の各營業所の事務は社會救濟協會の職員が、同業組合 (organisation syndicale) の職員と協力の上、之に當ることになつて居る。斯く、同業組合の協力を求めることは、極めて好都合であると思ふ。

養育すべき子供の申告は、初年度に在つては、國民金庫に於て作製した印刷物に示す様式に依つて之を爲し、此の申告に基き、透し入りの身分手帳 (livret de famille) を作製することになつて居る。

家族手当は次の二つの方法に依つて、之を支給する。

一、雇傭主の手から直接支拂ふ。之は特に許可が與へられた場合のことであつて、此の場合、雇傭主は一人當り控除金額及び一人當り支拂額に關する報告を記入した支拂名簿を含む、檢閲容易な會計簿を作製しなければならぬ。

二、國民金庫に於て支拂ふ。雇傭主は國民金庫に宛、家族手当受給者に對する一ヶ月分の支拂額に付き、明細に報告しなければならない。家族手当受給者は、國民金庫の窓口に行つて其の支拂を受けるか、或は郵便を以て送付して貰ふ。郵便に依る送付を受ける場合には、低率ではあるが一定の費用を差引かれることになつて居る。

雇傭主は月々、其の分擔金を納付する。

雇傭主が支拂の滞滯又は申告の不正確等、本法の規定に違反するとき、五、〇〇〇ペセタの罰金に處し、再犯の場合には、最高二五、〇〇〇ペセタの罰金に處することが出来る。

給料生活者が本法の規定に違反したときは、家族手当は一時的又は永久的停止となる。

萬一、紛議を生ずることがある場合には、社會救済上の特別裁判所に於て之を審理し、重大なる事件は普通法の輕罪裁判所に之を訴へることが出来る。

同冊子は、祖國の統一、偉大竝に自由を確保するといふ、新國家の翹望を實現せんとした本法が、所期の目的を達成し得るやう、社會の凡ゆる勢力、即ち、雇傭主、労働者、同業組合、官公吏の協力を切望して筆を擱いて居る。

(二) ハンガリーに於ける家族手当

ハンガリーに於ては一九三八年十二月二十八日附を以つて家族手当制度に關する新しい法律が發布せられ、一九三九年一月一日より施行せられた。

一九三九年七月リエージュに開かれた第二回國際家族手当大會に提出されたハンガリー産業省顧問 マガシヤジ氏 B. de Magaszi の報告に依れば、同法の内容は左の如くである。(國際産業労働時報十月三十一日號に依る)

一、本法は平均二十人以上の労働者を使用する工業、鑛業及商業の一切の企業に適用される。現在の所は肉體労働者にのみ適用するも、政府は小企業及被傭者全般に適用する事に就て考究中である。

二、家族手当は十四歳迄の凡ての摘出、庶子及養子に給與せられる。家族手当を受けるには労働者は少くも月十五日又は四週間各週三日働くことを要する。

三、手当は月五ペング(一ペングは約六十錢)である。それは平均金庫より

支拂はれる。労働者の死んだ場合はその後六ヶ月、失業、事故、病氣等の場合は三ヶ月支給される。

四、經費は事務費は政府、他は會社店主の負擔である。其の負擔は毎月決定する。

五、家族手当のために八個の平均金庫及中央金庫がある。中央金庫は剩餘金を生じた金庫より徴收して不足を生じた金庫に補う全國的平均金庫である。

六、中央金庫は産業省の監督の下に委員長、副委員長及十八人の委員よりなる委員會の管理に屬する。該委員は店主、労働者の代表者各三分の一、他の三分の一は勞資何れにも屬せざる専門家とする。

七、一九三九年の第一四半期末現在、本法の適用を受くる子供の數は二十萬五千、手当を受くる労働者十二萬五千、一ケ年の經費は千四百萬ペングである。

特殊婚姻率算定の基礎としての無配偶人口

岡崎文規

特殊婚姻率は、普通、ある年次の年齢別婚姻數とその年初の年齢別無配偶人口との比によつて求められる。そして婚姻統計に於て取扱はれる婚姻は、事實上の婚姻ではなくして、法律上の婚姻手續を完了したものに限られてゐるから、婚姻率算定の基礎としての無配偶人口中には、事實上の婚姻者をも含ませることが妥當であると考へる。かゝる事實上の婚姻者は、

將來、法律上の婚姻手續を完了することによつて、初めて婚姻統計上の婚姻者として取扱はれることになるからである。

然るに我が國の配偶關係別人口は、大正七年以前と國勢調査以後とは、其の内容を異にしてゐる。即ち大正七年までの人口靜態調査に於ては、法律上の婚姻手續を完了してゐないで、事實上の夫婦關係にある未婚者又は死離別者を無配偶人口中に含ませてゐるに反して、大正九年以來の國勢調査に於ては、かゝる事實上の夫婦關係にある者も有配偶者として取扱はれ、無配偶人口中には加へないことになつてゐるのである。故に同じ

無配偶人口と言つても、大正七年以前の人口靜態調査に於ける場合と國勢調査に於ける場合とは、其の内容の異なつてゐることに注意しなければならぬ。

いま、大正七年末の年齢別無配偶人口を基礎にして、大正八年の特殊婚姻率を算定したものと、大正九年十月の年齢別無配偶人口を基礎にして、大正十年の特殊婚姻率を算定したものとを比較對照すれば次の第一表の如くである。

第一表 大正八年及び大正十年の婚姻率

年齢階級	大正七年末無配偶人口		大正八年婚姻數		大正八年婚姻率		大正九年十月無配偶人口		大正十年婚姻數		大正十年婚姻率	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
〇—九	七,067	六,999	—	—	—	—	七,297	七,045	—	—	—	—
一〇—一九	二,556	二,871	—	—	—	—	三,091	三,076	—	—	—	—
二〇—二九	二,752	二,767	一八四	二二二	六八	—	二,678	二,373	三〇二	一五三	—	—
三〇—三九	二,752	二,767	一八四	二二二	六八	—	二,678	二,373	三〇二	一五三	—	—
四〇—四九	二,752	二,767	一八四	二二二	六八	—	二,678	二,373	三〇二	一五三	—	—
五〇—五九	二,752	二,767	一八四	二二二	六八	—	二,678	二,373	三〇二	一五三	—	—
六〇—六九	二,752	二,767	一八四	二二二	六八	—	二,678	二,373	三〇二	一五三	—	—
七〇—以上	二,752	二,767	一八四	二二二	六八	—	二,678	二,373	三〇二	一五三	—	—
計	一八,557	一八,471	四,016	四,016	一,110	一,110	一六,895	一六,766	五,927	五,927	一〇,411	一〇,411

特殊婚姻率算定の基礎としての無配偶人口

右の第一表について見るに、大正八年の婚姻率に比較して、大正十年の婚姻率は、女子の十歳乃至十四歳を除けば、男女共に、いづれの年齢階級に於ても、著しく高くなつてゐる。即ち大正八年の婚姻率を基準にして、大正十年に於ける婚姻率激増の割合を見れば、其の合計に於て男子の婚姻率は二割二分、女子の婚姻率は二割の増加を示してゐる。更にこれを年齢階級別に示せば次の第二表の如くであつて、例へば男子に在つては二十歳乃至二十四歳の年齢階級より四十五歳乃至四十九歳の年齢階級に至るまでの間、また女子に在つては二十五歳乃至二十九歳の年齢階級及び三十歳乃至三十四歳の年齢階級に於て常に二倍以上に達してゐるのである。

第二表 大正八年の婚姻率を基準とせる大正十年の婚姻率の増加割合

年齢階級	加割合		年齢階級	
	男	女	男	女
〇—九	—	—	四五—四九	二・二七
一〇—一四	—	一・〇〇	五〇—五四	一・八五
一五—一九	一・一〇	一・二二	五五—五九	一・七三
二〇—二四	一・三五	一・七九	六〇—六四	一・四一
二五—二九	一・九四	二・三〇	六五—六九	一・四七
三〇—三四	二・四九	二・三一	七〇以上	一・五四
三五—三九	二・六五	一・八八	合計	一・二二
四〇—四四	二・四三	一・五八		一・二〇

大正十年の婚姻率は、大正八年の婚姻率に比較して、何故に斯くも高いのであるか。この原因として先づ第一に考へられるのは婚姻数の増加である。そして婚姻数を見るに、大正八年の婚姻数は四十八萬百三十六であるに對して、大正十年の婚姻数は五十一萬九千二百十七であるから、八分一厘の増加に當つてゐる。しかしこの増加割合も婚姻率の増加割合二割或は

二割二分に比較すれば著しく低いのである。更にこの婚姻数の増加割合を男女の年齢階級別に示せば左の第三表の如くであつて、男子に在つては、二十歳乃至二十四歳及び二十五歳乃至二十九歳の年齢階級に於て、また女子に在つては、十五歳乃至十九歳及び二十歳乃至二十四歳の年齢階級に於て、それ〴〵一割見當の増加を示してゐるが、其の他の年齢階級に於ては、この増加割合が却つてマイナスになつてゐる場合も少くない。婚姻数の増加してゐる年齢階級に於て、いづれもこの増加割合は婚姻率の増加割合に遙かに及ばない許りではなく、婚姻数の減少してゐる年齢階級に於ても、婚姻率は著しく増加してゐるのである。この事實に照合して考へれば、大正十年に於ける婚姻率の著しき上昇は、婚姻数の増加によつて説明し得るものではない。

第三表 大正八年の婚姻率を基準とせる大正十年の婚姻率の増加割合

年齢階級	加割合		年齢階級	
	男	女	男	女
〇—九	—	—	四五—四九	一・〇三三
一〇—一四	—	〇・九五六	五〇—五四	〇・八九七
一五—一九	一・〇六七	一・〇九七	五五—五九	一・〇三六
二〇—二四	一・二二七	一・二三二	六〇—六四	〇・八九九
二五—二九	一・一三三	一・〇五八	六五—六九	一・〇四二
三〇—三四	一・〇二九	〇・九五二	七〇以上	一・〇二四
三五—三九	〇・九二〇	〇・八八〇	合計	一・〇八一
四〇—四四	〇・九五五	〇・九一八		一・〇八一

然らばこの原因を、婚姻率算定の基礎としての無配偶人口の減少に歸する他はない。事實、第一表について見るに、大正七年の男子無配偶人口は千九百五萬五千七百五であるに對して、大正九年の男子無配偶人口は千六

百八十九萬六千五百五十五であつて、その減少率は一割一分三厘に當つてゐる。また大正七年の女子無配偶人口は千八百四十六萬七千九百九十であるに對して、大正九年の女子無配偶人口は千六百六十七萬六千六百五五であつて、その減少率は八分九厘強に當つてゐる。更に大正七年の無配偶人口を基準にして、大正九年の無配偶人口の割合を男女年齢階級別に示せば、次の第四表の如くであつて、男女共に、零歳乃至九歳及び十歳乃至十四歳の年齢階級に於てのみ、大正九年の無配偶人口は大正七年の無配偶人口よりも増加してゐるのであつて、爾餘の年齢階級に在つては、之と反對に、大正九年の無配偶人口は大正七年の無配偶人口よりも減少してゐる。殊に男子に在つては三十歳乃至五十四歳の年齢階級に於て、また女子に在つては二十五歳乃至三十九歳の年齢階級に於て、大正九年の無配偶人口は大正七年の無配偶人口の半數以下の激減を示してゐる。

第四表 大正七年の無配偶人口を基準とせる大正九年の無配偶人口の割合

年齢階級	男	女	年齢階級	男	女
〇—九	一・〇一六	一・〇一一	四五—四九	〇・四七〇	〇・七三九
一〇—一四	一・〇四五	一・〇四五	五〇—五四	〇・四八四	〇・七五六
一五—一九	〇・九七三	〇・八九九	五五—五九	〇・五九九	〇・九〇〇
二〇—二四	〇・八二九	〇・六三三	六〇—六四	〇・六二九	〇・八九五
二五—二九	〇・五六五	〇・四六〇	六五—六九	〇・七〇七	〇・九四四
三〇—三四	〇・四二四	〇・四三六	七〇以上	〇・六六四	〇・九四三
三五—三九	〇・三六六	〇・四七〇	合 計	〇・八八七	〇・九〇三
四〇—四四	〇・三九二	〇・五八二			

大正七年の靜態人口と大正九年の靜態人口とは、其の調査方法が全く異なつてゐる點を考慮に入れる必要があるが、大正七年の現住人口は五千

特殊婚姻率算定の基礎としての無配偶人口

五百六十六萬二千九百であるに對して、大正九年の現在人口は五千五百九十六萬三千五十三であつて、三十萬餘の増加になつてゐる。そして僅か二年間に、配偶關係の構成は急激に變化するものとは考へられないから、無配偶人口も、大正七年に比較して大正九年には幾分の増加を示すものと想像し得るのである。現に第四表に於て見られる如く、婚姻能力なき零歳乃至十四歳の年齢階級に於ては、男女共に大正九年の無配偶人口は大正七年の無配偶人口よりも稍、増加してゐるのである。こゝに於て、十五歳以上の年齢階級に於ける無配偶人口が、大正七年に比較して大正九年に大なる減少を示してゐるのは、大正七年の人口靜態調査の場合には、事實上の夫婦關係にある未婚者又は死離別者を無配偶人口中に數へたに反して、大正九年の國勢調査の場合には、之を有配偶人口中に數へたことによるものと言はなければならぬ。

そこで大正九年の有配偶人口中に、事實上の夫婦關係にある未婚者又は死離別者(これを假りに内縁關係者と呼ぶ)がどれほど含まれてゐるかを推計して見ようと思ふのである。この推計をなすに當つて、大正七年に於ける人口の配偶關係別構成と大正九年に於ける人口の配偶關係別構成とは完全に一致してゐないまでも、極めて近似であることを前提要件とする。さうすれば大正七年に於ける總人口と有配偶數との比によつて有配偶率が求め得られるから、この有配偶率を大正九年の總人口に乗ずることによつて、大正九年の有配偶數が推計され、與へられてゐる有配偶數よりこの推計有配偶數を差引くことによつて、謂ゆる内縁關係數を推計することが出来るのである。

大正七年に於ける男女の年齢階級別有配偶率を示せば左の第五表の如くである。この第五表は本籍人口について有配偶率を算定したものであるこ

とを注意して置く。

第五表 大正七年に於ける男女の年齢階級別有配偶率

年齢階級	總人口		有配偶數		有配偶率	
	男	女	男	女	男	女
〇—九	七,〇六,七七八	六,九五,二七〇	—	—	—	—
一〇—一四	二,九五,六七八	二,八七,三三八	九	一六七	〇.〇〇〇〇	〇.〇〇〇〇
一五—一九	二,七五,七五九	二,六六,四三三	三,〇〇〇	一,九六六	〇.〇〇八五	〇.〇七二四
二〇—二四	二,三九,二四四	二,二八,五五〇	三,四〇〇,九五	一,四七,七三三	〇.一五三六	〇.四九二九
二五—二九	二,〇七,八九二	一,九七,六八一	一,〇六,八〇六	一,五三,四四九	〇.五二四三	〇.七〇一四
三〇—三四	一,九〇,四八八	一,八四,一〇三	一,三三,四四五	一,〇〇,九七四	〇.七四二六	〇.七〇九七
三五—三九	一,八五,六七八	一,七六,四四五	一,四二,一九〇	一,三五,四九六	〇.七六二九	〇.七五八七

第六表 大正九年の推計内縁關係數

年齢階級	總人口		推計有配偶數		有配偶率		推計内縁關係數		有配偶數に對する推計内縁關係數の割合	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
〇—九	七,二九,七九七	七,〇四,八三三	—	—	—	—	—	—	—	—
一〇—一四	三,〇六,三三三	三,〇一,三三三	—	—	—	—	—	—	—	—
一五—一九	二,七五,九〇三	二,六六,〇〇〇	三,三〇〇	一,八九九	七.八四	四.八二	四.四三	四.六三	一〇〇.〇〇	九六.一一
二〇—二四	二,三六,四九九	二,二五,八三三	三,三三三	二,〇〇〇	一四.一七	一四.八四	四.四三	三.六六	六六.五一	五七.一〇
二五—二九	二,〇〇,八〇〇	一,九五,九〇〇	三,三三三	二,〇〇〇	一六.四七	一四.八四	四.四三	三.六六	四四.三六	三〇.九一
三〇—三四	一,八三,四四四	一,七六,〇〇七	三,三三三	二,〇〇〇	一八.二二	一五.八三	四.四三	三.六六	二七.一五	一八.二三
三五—三九	一,八〇,四四四	一,七三,七三七	三,三三三	二,〇〇〇	一八.五三	一六.八三	四.四三	三.六六	二七.〇七	一七.〇七
四〇—四四	一,六〇,〇〇〇	一,五三,〇〇〇	三,三三三	二,〇〇〇	二〇.〇〇	一八.五三	四.四三	三.六六	一五.四一	一三.九三
四五—四九	一,四〇,〇〇〇	一,三三,〇〇〇	三,三三三	二,〇〇〇	二二.二二	一六.八三	四.四三	三.六六	一五.四一	一三.九三
五〇—五四	一,二〇,〇〇〇	一一三,〇〇〇	三,三三三	二,〇〇〇	二四.四四	一五.八三	四.四三	三.六六	一五.四一	一三.九三
五五—五九	一,〇〇,〇〇〇	九三,〇〇〇	三,三三三	二,〇〇〇	二六.六六	一四.八三	四.四三	三.六六	一五.四一	一三.九三
六〇—六四	八〇,〇〇〇	七三,〇〇〇	三,三三三	二,〇〇〇	二八.八八	一三.九三	四.四三	三.六六	一五.四一	一三.九三
六五—六九	六〇,〇〇〇	五三,〇〇〇	三,三三三	二,〇〇〇	三〇.三〇	一三.九三	四.四三	三.六六	一五.四一	一三.九三

次にこの有配偶率に基いて、大正九年の總人口から有配偶數を推計し、更に與へられたる有配偶數との差を求めて、内縁關係數を推計したものが左の第六表である。

七〇以上	六七七六二	九四〇八五七	三〇一七四〇	一六〇二一八	三三三〇〇	一三〇二一八	一六、四四七	七四、九四〇	一、三三九	一九八六	〇七六
合計	二八〇四、一八五	二七、九八、八六六	九〇四、九〇〇	九三三、五〇〇	一一、四七、五四九	一一、三四、二五四	二、〇三、二六九	一九〇九、六四〇	一七六	一、七六	一、七六〇

右の第六表について見るに、大正九年の有配偶数中、内縁関係にありと推計される者は、男子に在つては二百六萬二千六百二十九、女子に在つては百九十萬九千八百六十九であつて、有配偶數に對する推計内縁關係數の割合はそれ／＼一割七分六厘及び一割七分に當つてゐる。更にこの割合を年齢階級別に見るならば、男女共に若き年齢階級ほど高き率を示してゐるのである。例へば十歳乃至十四歳の年齢階級に於ては、男子の有配偶者は全部内縁關係にあるものであり、女子の有配偶者も九割六分は内縁關係にあるものである。法律上の婚姻可能年齢にも達してゐない所の、かゝる年少者は殆んど凡て内縁關係にあることは容易に想像し得られる。また十五歳乃至十九歳と言ふ若き年齢階級の有配偶者に於ても、男子に在つては其の六割八分強、女子に在つては五割七分が内縁關係者である。従つて特にかゝる若き年齢階級に於ける婚姻率を算定する場合、婚姻率算定の基礎としての無配偶人口について、内縁關係數を考慮に入れると否とによつて、其の結果は著しく異なるのである。この割合は年齢階級の進むに従つて次第に減少し、男子に在つては三十五歳乃至三十九歳の年齢階級に至つて、また女子に在つては三十歳乃至三十四歳の年齢階級に至つて、初めて平均の割合に接近し、一割七分乃至一割五分に低下してゐるのである。

大正九年の配偶關係別人口に於ては、法律上（少くとも婚姻率算定上）無配偶者と看做さるべき筈の内縁關係者が、斯くも大なる割合に於て、有配偶者中に含まれてゐる限り、大正十年の婚姻率は、大正八年の婚姻

特殊婚姻率算定の基礎としての無配偶人口

率に比較して著しく高率になることは當然のことと言はなければならぬ。そこで大正九年の無配偶數及び推計内縁關係數の合計（これが大正七年の無配偶數に相當する）を基礎として、大正十年の婚姻率を算定すれば次の第七表の如くである。

第七表 大正九年の無配偶數及推計内縁關係數の合計を基礎とする大正十年の婚姻率

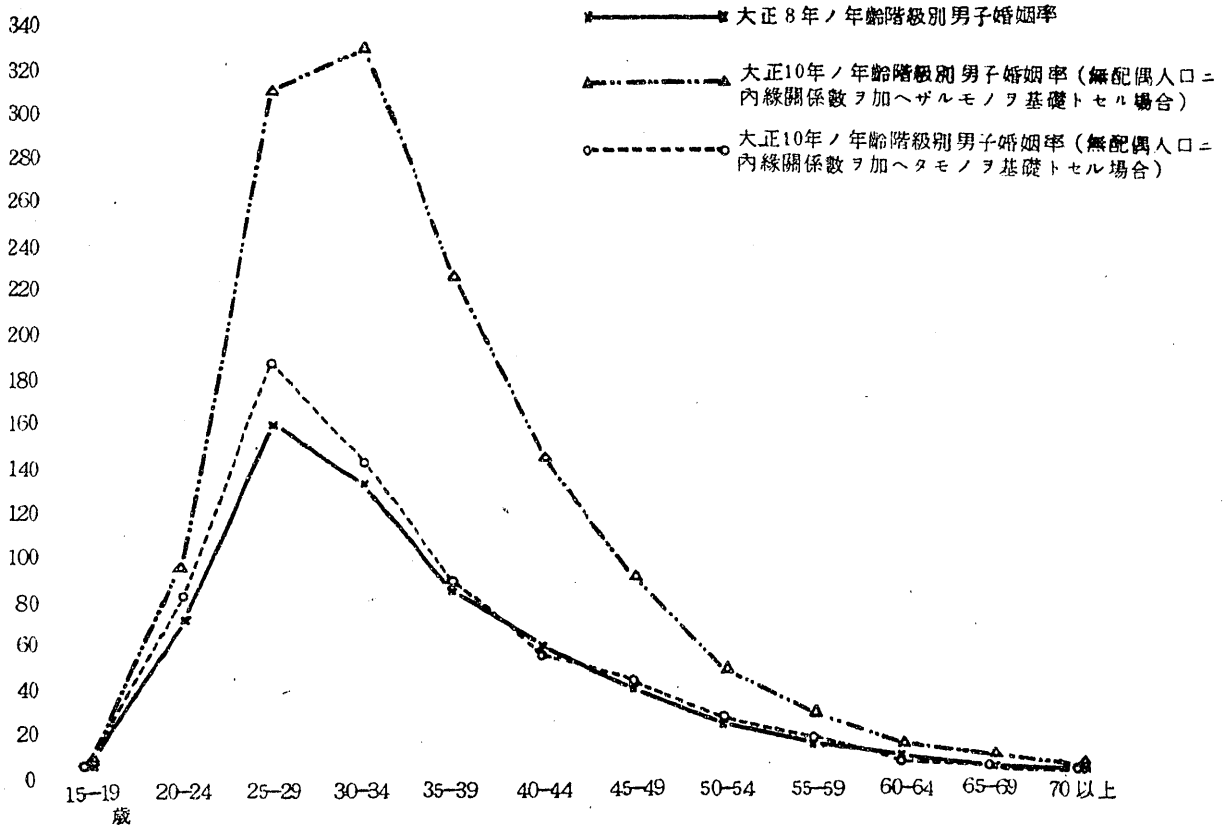
年齢階級	大正九年の無配偶數及内縁關係數		婚姻數		婚姻率	
	男	女	男	女	男	女
〇—四	三、七五三、六二七	三、七五〇、〇八八	—	—	—	—
五—九	三、四七七、一五六	三、三八九、七六四	—	—	—	—
一〇—一四	三、〇八九、三三五	三、〇三三、六六一	—	—	—	—
一五—一九	二、七六六、二七七	二、四〇〇、〇九九	二〇、二一八	一、五五、三三一	七、五八	五、四七七
二〇—二四	二、九三三、七三二	二、二五六、〇〇二	一、六〇、三三七	一、三六、七九六	八、一六四	一、八九〇
二五—二九	九、五三三、三八	五、七二、七九二	一、八二、二六二	七、八九四、	一、八六七	一、三七八
三〇—三四	四、四〇、七一一	四、四一、五〇〇	七四、二一九	三、〇九、五九	一、四一四	七、二八七
三五—三九	五、四一、七一一	四、一、五八三	四、四、九一七	一、六三、五三	八、七五〇	五、九七五
四〇—四四	四、一、六九二	四、〇、四四九	二〇、二四四	九、七七三	一、三八八	三、三三四
四五—四九	三、三、四六七	三、九、〇六一	二、三、五四四	五、六、三三	四〇、一	一、四〇九
五〇—五四	二、七〇、六七七	四、〇三、七七八	六、六七一	二、三、三二	三、四、七〇	一、〇〇
五五—五九	二、五〇、〇九五	四、九、八八三	四、〇、〇三	一、三、六二	一、六、〇九	五、七七
六〇—六四	二、八、四三三	四、六、三三三	二、九、二	六、六八	八、四八	一、四四
六五—六九	三、六、八七六	四、八、二四一	一、三、九	二、五三	一、一五	〇、七

七〇以上	三、五、五、八	六、〇、六、九	六、七	一〇、三	一、六三	〇、一四
合計	一、八、九、五、九、一、八、四	一、八、五、八、六、四、九	五、九、三、七	五、九、三、七	三、四、四	三、五、四

第一表の婚姻率と第七表の婚姻率とを對比して見るに、大正十年の婚姻率に於て、婚姻率算定の基礎としての無配偶人口に内縁關係數を加へると加へざるによつて、極めて大なる差異が現はれてゐる。即ちこの無配偶人口に内縁關係數を加へたものを基礎として算定せる婚姻率は、内縁關係數を無配偶人口に加へずして算定せる婚姻率に比較すれば、男女共に、いづれの年齢階級に於ても、著しく低くなつてゐる。そして既に述べた如く、婚姻統計に於て取扱はれる婚姻は法律上の婚姻手續を完了せるもののみに限られてゐる以上、婚姻率算定の基礎としての人口は純粹の未婚者及び死離別者のみならず、内縁關係にある未婚者及び死離別者も之に加へることが妥當である。斯くすることによつて所要の婚姻率を算定することが出来るのみならず、大正八年以前の婚姻率との比較も可能となるのである。現に無配偶人口にこの内縁關係數を加へたものを基礎として算定せる大正十年の婚姻率を大正八年の婚姻率と對比すれば、男女共に、いづれの年齢階級に於ても、極めて近似的の値を示してゐるのである。大正十年の婚姻率が、大正八年の婚姻率に比較して、稍、高き傾向を示してゐるのは、既に述べた如く、大正十年の婚姻率が大正八年の婚姻率に比較して約十四萬の増加を示してゐることに原因してゐるであらう。右に述べた所を明瞭に看取出来るやうに、大正八年の年齢階級男子婚姻率及び大正十年の年齢階級別男子婚姻率（無配偶人口に内縁關係數を加へたものと加へざるものとを基礎として算定せる二種類の婚姻率）を圖示すれば、前圖の如くである。

大正九年の配偶關係別人口については、大正七年の有配偶率を基礎として内縁關係數を推計することが出来るし、大正七年と大正九年との二年間には配偶關係の構成にさ程の變化もなからうと想像され得るから、かゝる推計をなしても大した不都合は生じないであらうと考へられる。しかし大正七年から年次が遠ざかるに従つて、大正七年の有配偶率を基礎として内縁關係數を推計することは次第に危険となる。配偶關係の構成も長い期間に於ては次第に變化するものと考へられるからである。従つて大正七年の有配偶率を基礎として、昭和十年の配偶關係別人口の内縁關係數を推計しても、其の確實性をどの程度に信頼してよいかは頗る疑問である。

特殊婚姻率を算定するには、國勢調査の結果が示してゐる有配偶人口中にどれだけの内縁關係數が含まれてゐるかが明らかにされなければならぬ。今秋、實施せられる國勢調査に於ては、有配偶者について、婚姻届の有無を問はんとする計畫があるやに聞き及んでゐる。もしこの計畫が實現されるならば、特殊婚姻率の算定上極めて大なる便宜が與へられることとなるわけである。更に甞を得て蜀を望むの類であるが、有配偶者について、婚姻届の有無を問ふ以上、一步を進めて婚姻届なき有配偶者につき、夫婦關係發生時に於ける身分（純粹の未婚者なりしか、死離別者なりしか）を問ふこととすれば、特殊婚姻率を初婚者と再婚者とに分ちて算定することが出来るから、婚姻率算定上更に大なる便宜が與へられることとなる。従來の國勢調査の結果によれば、配偶關係別人口は有配偶者、未婚者及び死離別者に區分されて居り、今秋の國勢調査に於て、有配偶者が更に婚姻届のある者と婚姻届のなき者との細分されるとしても、この婚姻届のなき有配偶者が夫婦關係發生時に純粹の未婚者なりや死離別者なりやが明らかでない以上、婚姻率算定の基礎としての人口を確定する場合、どれだけの



濱口梧陵の雙兒、多子家族救助

(埋め草)

(濱口梧陵傳二七二—二七五頁)

「明治二年八月彼が有田郡(紀州)民政局知事となるや、専ら地方民の開發と救済とに従ひ、屢に藩より下されたる養老慈幼の教令を體し其の成績を擧げんが爲に自ら一法を設けて之を實施したるが如き即ちその一例なり。彼は先づ本藩に進達して曰く、養老慈幼之御教令は理民の職掌別て謹遵罷在、御處置振追々奉伺候様可仕候得共、近來育子の道に於て頗る憾なきにあらざ、甚敷は天地の和氣を傷害致候弊風無之共難申候得ば、雙子三子を産み候者へ穀を賜ひ、母を賜ふの意に依り、貧富に隨ひ聊の手宛遣し候はゞ厚生の誘導慈幼の一端と存候に付、別紙の通布告仕度御料簡相伺候事。

手宛振の儀無不自由身分の者へは、聊かの品物見繕ひ遣し貧民極窮の者へは、時切乃至扶持米等年月を定め遣候様時宜伺達の上取斗可仕事。

(別紙)

人の父母として子を慈むは尊卑の別なく、人倫道理に有之處、世道陵遲、人情險薄に相成、親に事へ子を養ふの道廢れ、近來雙子を産候者之を耻て隠し置き、甚敷者は雙兒にあらざる者もいふからざる事有之趣、畢竟人種の貴ぶべき事を知らず、親子骨肉の愛情を打捨、只利に走り人道に缺候ことの耻づべきを耻ぢず、却て子孫増加の悦ぶべきを耻ぢ、甚如何の事に候。以來雙子を儲候者は、貴賤となく最寄役々へ届出可申、身分の貧富に隨ひ相當の祝儀手當等可遣候。且現在子を養ふ事七人以上に滿ち候者、是又其の節に届出事。

十二月(明治二年)

部分を未婚者に、またどれだけの部分を死離別者に加へるべきかを決定し得ざるため、未婚者、死離別者及び婚姻届なき有配偶者の合計を無配偶人口とする外はない。婚姻率算定の基礎としての無配偶人口の種類が斯くの如きものである限り、初婚者と再婚者とに分けて特殊婚姻率を算定することを断念しなければならぬのである。私は前號の「婚姻表について」に於て初婚者の特殊婚姻率を算定したのであるが、無配偶人口の種類を厳密に吟味するならば、決して適當な處置でなかつたことを自ら知つてゐる。そして、婚姻率の研究に於て初婚者と再婚者とを別々に取扱ふことは極めて重要な意義を有つてゐると確信する故に、國勢調査に於て、有配偶者の婚姻届の有無を問ふと同時に、婚姻届なき有配偶者について、夫婦關係發生時に於ける身分別をも併せ問ふこととしたならば、婚姻率算定上大なる便宜が與へられるのみならず、婚姻の統計的研究上寄與する所も尠くないであらうと信するのである。(一九四〇・四・二九)

國勢調査間年次に於ける男女

年齢別人口の推計 (一)

館 稔

窪 田 嘉 彰

一

例へば、勞務の需給を論ずる場合、最近に於て一三歳以上二〇歳未満の

人口幾莫とか、二〇歳以上三五歳未満の人口幾莫とか、男女年齢の上から種々に區分した人口を知ることが必要である。又例へば、婚姻促進に關する政策を論ずるにしても、最近に於て、一八歳以上二〇歳未満及二〇歳以上二五歳未満の女子人口は夫々幾莫であるか、二五歳以上三〇歳未満の男子人口は幾莫であるとか等の數字が必要である。然るに國勢調査は簡易調査を含めて五年毎に行はれるのであるから、國勢調査間の年次に就いては上記の種々の人口構成は不明である。かくの如く、(イ)國勢調査間年次に於ける男女年齢別人口の推計は男女年齢別人口それ自體を知る爲に頗る重要な意義を持つてゐる。

例へば、妊孕年齢女子につき年齢別出生率を算定することは人口問題研究上極めて重要であるが、之を算定するには年齢別女子人口が必要である。内閣統計局が昭和一二年から人口動態統計の編成に改正を加へて母の年齢別出生数が採り得るやうになつたことは甚だ便利であると云はねばならぬ。然し昭和一二年は國勢調査の年ではないから、折角此の資料はあつても分母たる其の年の年齢別女子人口が分らなければ上記の特殊出生率の算定は不可能である。又例へば、人口問題の研究上、男女年齢別死亡率を算定することが重要なことは云ふ迄もないが、内閣統計局の人口動態統計によつて、毎年の男女年齢別死亡率は分つても、國勢調査の年以外は分母たる男女年齢別人口が分らないから、上記の特殊死亡率は容易に算定するを得ない。此等の場合に於ても國勢調査間年次に於ける男女年齢別推計人口の必要が痛感せられるのである。かくの如く、(ロ)それは、人口問題研究上必要な種々の基礎資料作成の手段として極めて重要な意義を持つてゐる。

國勢調査間年次に於ける男女年齢別人口は種々の方法に依つて推計することが出来る。而して從來一般に用ひられたる主要なる方法は次の三種に歸し得るであらう。

- (1) 或る人口調査年次の男女年齢別人口と次の人口調査年次のそれとを以て、此の二回の人口調査間に於ける男女年齢別平均増加率を算定し、基準年次の男女年齢別人口に夫々之を乗じて推計する方法である。而して其の差別平均増加率(一)の算定は、基準人口調査時に於ける男女 x 歳の人口(S_{x+n})は幾何級數を以て後の人口調査時の $x+n$ 歳の人口(S_{x+n})となつたと假定し、 $\log r = \frac{1}{n}(\log p_{x+n} - \log p_x)$ に依つて求められる。
- (2) 或る人口調査年次の S_x に逐次生命表の生存率(l_{x+1}/l_x)を適用して推計する方法がある。數式を以て示せば即ち、

$$p_{x+1} = p_x \cdot l_{x+1}/l_x$$

- (3) 或る人口調査年次の p_x から p_{x+1} になる迄の間の死亡數(二)を減じて之を繰り返へして行く方法がある。即ち、 $p_{x+1} = p_x - d_x$

方法(1)は極めて機械的であるが、(イ)他の社會との人口交流が多く、(ロ)人口動態統計の完備してゐない社會に於ては方法(2)及(3)を用ひ得ないから此の方法を用ふることが少くない。我が國に於ては、(イ)近時漸次著しくなりつつあるにしても、外國及外地との人口地域的移動は未だ以てそれ程顯著であるとは云ひ得ないし、(ロ)人口動態統計は相當完備してゐるから方法(2)又は(3)が適當であらう。方法(2)及(3)にも夫々理論上及計算上の缺點がある。就中方法(2)に對して加へられる次の批判は最も重要であ

國勢調査間年次に於ける男女年齢別人口の推計(一)

る。即ち Denette が指摘する如く、生命表の生存率は其の本質が確率(Wahrscheinlichkeit)であつて、頻度(Häufigkeit)ではないから其の儘此の計算に適用してはならぬといふことである。*然し此の缺點は確率たる生存率を簡單な算式に依り頻度たる生存率に置き換へることが出来るから之に依り回避することが出来る。

* P. G. Denette, Die Berechnungen über die künftigen Deutsche Bevölkerungsentwicklung, 1938, S. 46 fg.

方法(3)は計算が極めて煩雜であるから本稿に於ては一先づ方法(2)を採ることとした。然も理論上、上記の缺點にも拘はらず、生命表の生存率を其の儘適用することとした。それは我々が或る研究上の差迫つた必要に由つて手段として其の推計を急いだからに外ならない。但し頻度を用ふるも結果には大差ないのである。かやうに、此の推計は未だ完全とは云ひ得ないのであるが、暫定的に使用するには差支へなしと認め、且つ如何に簡易な方法に依つても計算は相當手數を要するから一應筆にして参考に資する次第である。

三

以上の如く、此處では生存率を適用する方法を採つたが、尙、計算の手續に關し若干の説明を加ふる必要がある。

一、基準人口構成と推計の期間

本號所載分に於ては、昭和五年の國勢調査による男女年齢各歲別人口を基準とし、昭和一〇年國勢調査によるそれとの間を補間(interpolate)し、更に昭和一〇年國勢調査による上記の人口を基準として昭和一五年に至る

第 1 表 自昭和 5 年 男女年齡別推計人口 (1) 總 數

(各年 10 月 1 日現在)

年 齡	*昭和 5 年	昭和 6 年	昭和 7 年	昭和 8 年	昭和 9 年	*昭和 10 年	昭和 11 年	昭和 12 年	昭和 13 年	昭和 14 年	昭和 15 年
總 數	64,450,005	65,371,100	66,284,600	67,313,400	68,272,300	69,254,148	70,270,200	71,208,200	72,062,300	—	—
0 歲	1,952,306	2,021,200	2,017,200	2,054,500	1,994,200	2,035,909	2,006,800	2,033,700	1,957,900	—	—
1 歲	1,739,131	1,794,100	1,855,000	1,883,500	1,903,600	1,846,556	1,891,000	1,947,600	1,888,900	1,818,500	—
2 歲	1,749,485	1,748,500	1,748,600	1,813,000	1,840,100	1,815,254	1,794,500	1,837,800	1,892,700	1,835,700	1,767,300
3 歲	1,773,731	1,721,400	1,723,600	1,731,900	1,792,500	1,818,641	1,814,100	1,764,300	1,806,700	1,860,800	1,804,700
4 歲	1,736,482	1,752,700	1,704,600	1,712,100	1,725,100	1,782,441	1,797,900	1,793,500	1,744,200	1,786,200	1,839,600
0 — 4 歲	9,011,135	9,038,000	9,049,000	9,195,000	9,255,400	9,328,501	9,394,500	9,376,700	9,290,500	—	—
5 歲	1,625,564	1,720,800	1,739,400	1,696,300	1,706,800	1,724,347	1,768,100	1,783,800	1,779,400	1,730,500	1,772,100
6 歲	1,563,445	1,620,500	1,709,700	1,731,300	1,692,000	1,705,464	1,714,800	1,738,300	1,773,900	1,769,500	1,720,900
7 歲	1,570,946	1,556,700	1,617,600	1,701,800	1,725,900	1,690,165	1,698,500	1,707,800	1,751,200	1,766,700	1,762,300
8 歲	1,528,554	1,564,900	1,551,200	1,616,800	1,695,300	1,721,824	1,684,700	1,693,000	1,702,200	1,745,500	1,760,900
9 歲	1,478,576	1,525,400	1,559,600	1,547,200	1,616,800	1,689,619	1,717,000	1,689,000	1,688,300	1,697,500	1,740,600
5 — 9 歲	7,767,085	7,988,200	8,177,600	8,293,400	8,436,800	8,531,419	8,583,100	8,622,900	8,695,000	8,709,600	8,756,800
0 — 9 歲	16,778,220	17,026,200	17,226,600	17,488,400	17,692,100	17,859,920	17,977,600	17,999,600	17,985,400	—	—
10 歲	1,557,981	1,476,100	1,522,800	1,555,400	1,543,600	1,617,266	1,685,300	1,712,700	1,675,700	1,684,000	1,693,200
11 歲	1,266,193	1,554,400	1,473,800	1,520,700	1,551,300	1,540,102	1,613,300	1,681,200	1,708,500	1,671,600	1,679,800
12 歲	1,303,277	1,265,300	1,350,800	1,471,700	1,518,500	1,547,049	1,536,100	1,609,100	1,676,800	1,704,000	1,667,200
13 歲	1,322,107	1,300,500	1,263,800	1,546,900	1,515,627	1,515,627	1,542,300	1,531,400	1,604,200	1,671,700	1,698,800
14 歲	1,351,487	1,316,900	1,296,600	1,261,700	1,541,700	1,465,203	1,509,700	1,536,400	1,525,500	1,597,900	1,665,200
10 — 14 歲	6,801,045	6,913,200	7,107,700	7,356,400	7,624,200	7,685,247	7,886,800	8,070,700	8,190,600	8,329,200	8,404,300
15 歲	1,322,615	1,343,200	1,310,100	1,291,400	1,257,900	1,534,539	1,457,700	1,502,000	1,528,500	1,517,600	1,589,700
16 歲	1,350,684	1,310,700	1,333,000	1,301,900	1,284,500	1,252,480	1,524,500	1,448,200	1,492,200	1,518,500	1,507,700
17 歲	1,320,413	1,328,800	1,297,100	1,321,800	1,292,100	1,276,153	1,242,800	1,312,700	1,437,000	1,480,600	1,506,700
18 歲	1,301,759	1,297,900	1,305,700	1,283,000	1,309,400	1,281,349	1,269,600	1,232,100	1,499,700	1,424,600	1,467,900
19 歲	1,244,133	1,283,700	1,274,600	1,282,600	1,268,300	1,296,390	1,269,600	1,253,500	1,220,700	1,485,900	1,411,500
15 — 19 歲	6,539,604	6,564,300	6,520,500	6,480,600	6,412,300	6,640,917	6,759,700	6,948,400	7,178,000	7,427,200	7,483,500
10 — 19 歲	13,340,649	13,477,800	13,628,600	13,837,100	14,036,500	14,326,164	14,646,560	15,019,100	15,368,600	15,756,400	15,887,300
20 歲	1,193,111	1,227,700	1,265,500	1,251,800	1,259,000	1,253,110	1,283,900	1,257,400	1,241,500	1,209,000	1,471,600

21歳	1,181,627	1,178,100	1,211,300	1,247,700	1,228,700	1,235,316	1,240,800	1,271,300	1,245,000	1,229,200	1,197,100
22歳	1,122,289	1,168,000	1,163,300	1,195,400	1,229,900	1,205,723	1,223,100	1,225,500	1,258,700	1,232,600	1,217,100
23歳	1,089,434	1,110,100	1,134,800	1,179,900	1,179,800	1,212,452	1,193,900	1,211,100	1,216,400	1,246,400	1,220,600
24歳	945,045	1,077,000	1,098,300	1,141,900	1,134,900	1,164,470	1,200,800	1,192,500	1,199,500	1,204,800	1,234,400
20 — 24歳	5,531,508	5,760,900	5,893,100	5,985,700	6,032,300	6,071,071	6,142,500	6,150,700	6,161,100	6,122,000	6,340,700
25歳	978,773	936,100	1,065,000	1,086,900	1,129,500	1,121,277	1,153,700	1,189,700	1,171,500	1,188,300	1,193,600
26歳	948,525	968,900	927,500	1,053,500	1,076,000	1,117,639	1,111,200	1,143,300	1,179,000	1,161,000	1,177,700
27歳	980,860	938,600	959,400	919,300	1,042,400	1,065,558	1,108,000	1,101,700	1,133,500	1,168,900	1,151,000
28歳	975,245	972,400	929,000	950,300	911,500	1,031,687	1,056,700	1,098,800	1,092,500	1,124,100	1,159,100
29歳	952,231	967,900	964,100	919,900	941,500	903,922	1,023,300	1,048,100	1,089,900	1,083,700	1,115,000
25 — 29歳	4,835,634	4,783,900	4,845,100	4,930,000	5,101,000	5,240,083	5,452,900	5,581,600	5,666,400	5,725,900	5,796,400
20 — 29歳	10,367,140	10,544,800	10,738,200	10,915,600	11,133,300	11,311,154	11,595,500	11,732,300	11,827,400	11,847,900	12,137,100
30歳	895,532	944,700	960,700	956,300	910,900	932,966	896,800	1,015,200	1,039,800	1,081,300	1,075,100
31歳	814,932	889,500	937,200	953,800	948,600	902,098	925,700	889,700	1,007,300	1,031,700	1,072,800
32歳	868,273	887,100	883,500	930,100	947,100	941,022	895,100	918,400	882,800	939,400	1,023,600
33歳	811,157	860,900	829,300	877,900	923,100	940,451	933,700	888,100	911,300	975,900	991,600
34歳	793,771	804,200	853,400	821,900	872,300	916,100	933,100	926,400	881,100	904,100	869,100
30 — 34歳	4,213,665	4,336,400	4,464,100	4,540,000	4,602,000	4,632,637	4,584,300	4,637,300	4,722,300	4,892,400	5,032,100
35歳	779,348	787,400	797,200	846,400	814,400	866,706	908,900	925,800	919,100	874,200	897,000
36歳	741,559	771,600	781,000	790,700	790,700	806,935	859,800	901,700	918,400	911,800	867,300
37歳	707,038	734,300	753,700	775,000	784,000	832,181	800,400	852,800	894,400	911,000	904,400
38歳	713,020	700,000	726,900	756,200	768,900	777,287	825,300	793,800	845,800	887,000	903,400
39歳	643,868	705,900	692,800	719,800	748,600	762,737	770,700	818,300	787,000	838,600	879,400
35 — 39歳	3,584,833	3,699,200	3,761,600	3,888,100	3,955,300	4,045,846	4,165,100	4,292,300	4,364,700	4,422,500	4,451,500
30 — 39歳	7,796,498	8,035,500	8,225,800	8,428,100	8,557,300	8,678,483	8,749,300	8,930,200	9,087,000	9,314,900	9,483,700
40歳	677,835	637,100	698,600	686,000	712,600	740,852	756,000	763,900	811,100	780,100	831,200
41歳	708,016	671,800	630,200	691,700	679,000	705,226	734,100	749,200	757,000	803,700	773,000
42歳	671,065	700,200	665,700	623,700	684,800	671,933	698,700	727,300	742,200	749,900	796,300
43歳	648,262	664,000	692,200	660,000	617,100	677,630	665,500	692,000	720,300	735,100	742,700
44歳	581,300	641,100	656,800	684,600	654,200	610,370	670,900	658,800	685,000	713,100	727,700
40 — 44歳	3,286,478	3,314,200	3,343,500	3,346,100	3,347,700	3,406,011	3,525,200	3,591,200	3,715,600	3,782,000	3,871,000
45歳	606,570	575,100	633,800	650,400	676,800	648,106	604,000	663,800	651,900	677,900	705,700
46歳	611,517	599,500	568,700	626,700	642,900	668,777	641,000	597,400	666,600	644,800	670,500
47歳	608,661	604,100	592,200	562,500	619,400	635,550	661,100	639,700	590,500	649,000	637,400

國勢調査間年次に於ける男女年齢別人口の推計(一)

年 齡	*昭和 5 年	昭和 6 年	昭和 7 年	昭和 8 年	昭和 9 年	*昭和 10 年	昭和 11 年	昭和 12 年	昭和 13 年	昭和 14 年	昭和 15 年
45 — 49 歲	3,046,263	2,975,300	2,983,700	3,012,600	3,072,200	3,112,834	3,137,200	3,167,100	3,169,100	3,172,400	3,229,900
40 — 49 歲	6,332,741	6,289,500	6,327,200	6,358,600	6,419,900	6,518,845	6,662,400	6,758,300	6,884,700	6,954,300	7,100,900
50 歲	570,608	606,400	587,200	584,500	580,100	569,109	541,000	594,900	610,500	635,000	608,700
51 歲	588,529	562,300	596,600	578,600	575,800	571,336	560,500	532,800	585,900	601,200	625,400
52 歲	567,530	578,400	553,500	586,800	569,600	566,780	562,200	551,500	524,300	576,500	591,600
53 歲	547,563	557,800	567,700	544,600	576,400	560,088	557,100	552,600	542,100	515,300	566,600
54 歲	556,464	538,000	547,600	556,900	535,300	565,562	549,900	547,000	542,500	532,200	505,900
50 — 54 歲	2,830,694	2,842,900	2,852,700	2,851,400	2,837,100	2,832,875	2,770,700	2,778,300	2,805,200	2,860,200	2,898,100
55 歲	497,866	546,000	528,000	537,400	545,700	525,500	554,600	539,300	536,400	532,000	521,900
56 歲	475,999	487,400	535,000	518,000	526,700	531,043	514,700	543,200	528,200	525,400	521,100
57 歲	456,220	465,300	476,500	523,900	507,400	515,440	532,200	503,200	531,200	516,500	513,800
58 歲	417,517	445,600	454,100	465,400	512,200	496,261	563,100	509,700	491,200	518,500	504,100
59 歲	368,501	406,800	434,500	442,800	453,800	439,833	433,500	490,100	436,600	478,600	505,200
55 — 59 歲	2,216,103	2,351,200	2,428,000	2,487,500	2,545,900	2,571,137	2,578,100	2,585,600	2,583,600	2,570,900	2,566,000
50 — 59 歲	5,046,797	5,194,100	5,280,700	5,339,000	5,383,100	5,404,012	5,348,800	5,364,400	5,388,300	5,431,200	5,464,100
60 歲	338,021	357,700	395,500	423,200	430,800	441,523	486,000	470,000	476,500	482,800	465,300
61 歲	354,338	327,600	346,300	384,300	411,400	418,334	428,300	471,400	456,000	462,200	468,300
62 歲	392,373	342,300	316,600	335,200	372,600	399,216	405,000	414,600	456,400	441,400	447,400
63 歲	323,756	377,400	329,700	305,900	323,500	366,317	385,400	391,000	400,300	440,600	426,200
64 歲	313,597	310,000	361,700	317,400	294,600	311,221	346,700	370,900	376,300	385,200	424,100
60 — 64 歲	1,722,085	1,715,000	1,749,900	1,765,900	1,832,900	1,930,611	2,051,400	2,118,000	2,165,400	2,212,300	2,231,300
65 歲	329,906	300,300	295,700	346,500	304,600	282,812	298,500	332,600	355,900	360,900	369,600
66 歲	297,268	314,300	286,600	281,900	330,700	291,300	270,300	285,300	317,900	340,200	345,000
67 歲	227,974	281,900	298,000	273,300	267,700	314,424	277,400	257,400	271,700	302,700	323,900
68 歲	211,139	215,500	266,400	282,500	259,600	253,005	298,100	263,000	244,100	257,600	287,000
69 歲	189,543	198,700	202,800	251,400	266,600	245,551	238,700	281,400	248,200	230,300	243,100
65 — 69 歲	1,255,830	1,310,700	1,349,400	1,435,700	1,429,300	1,387,092	1,383,100	1,419,800	1,437,800	1,491,800	1,568,700
60 — 69 歲	2,977,915	3,025,600	3,099,300	3,201,600	3,262,200	3,317,703	3,434,600	3,537,800	3,603,200	3,704,100	3,799,900

70歳	204,800	177,200	185,900	190,500	236,000	250,299	230,500	224,100	264,200	233,100	216,300
71歳	192,061	190,400	164,600	173,700	178,000	220,396	238,700	215,200	209,200	246,700	217,700
72歳	188,951	177,300	175,900	152,700	161,400	165,277	204,500	216,800	199,700	194,100	228,900
73歳	180,542	173,300	162,600	162,100	140,600	148,902	152,300	188,400	188,800	184,100	178,900
74歳	160,247	164,300	167,700	148,600	148,300	128,549	136,200	139,300	172,300	182,700	168,400
70 — 74歳	926,601	882,400	846,700	827,600	864,300	913,423	957,200	983,900	1,045,300	1,040,700	1,010,100
75歳	144,828	144,800	148,200	142,900	134,600	134,591	116,600	129,600	126,300	156,300	165,800
76歳	131,201	129,800	129,700	133,000	128,300	120,831	121,000	104,800	111,100	113,600	140,500
77歳	108,297	116,200	115,300	115,500	118,100	114,038	107,500	107,600	98,300	98,900	101,100
78歳	94,613	95,100	102,500	101,700	101,800	103,728	100,400	94,600	94,700	82,100	87,000
79歳	72,779	82,300	82,600	89,500	88,800	88,616	90,200	87,200	82,300	82,300	71,400
75 — 79歳	551,718	568,700	578,300	582,800	571,600	561,804	535,605	517,900	507,700	533,200	565,300
70 — 79歳	1,478,319	1,451,000	1,425,000	1,410,200	1,435,900	1,475,227	1,492,800	1,501,700	1,552,900	1,573,900	1,575,900
80歳	68,207	62,400	70,300	71,000	77,200	76,476	76,000	77,300	74,800	70,600	70,600
81歳	63,355	57,800	52,800	60,400	60,200	65,783	64,600	64,200	65,800	63,200	59,600
82歳	49,864	52,300	48,400	44,100	50,800	50,327	54,700	53,700	53,400	54,300	52,600
83歳	35,846	41,000	43,600	39,900	36,300	42,093	41,100	44,600	43,900	43,600	44,300
84歳	28,189	29,000	33,300	35,400	32,500	29,300	33,700	32,900	35,700	35,100	34,900
80 — 84歳	245,461	243,200	249,000	250,800	257,000	263,979	270,100	272,800	273,100	266,800	262,000
85歳	24,481	22,300	23,100	26,500	28,200	25,990	22,900	26,300	25,700	27,900	27,400
86歳	17,505	19,000	17,400	18,000	20,900	22,179	19,800	17,500	20,100	19,600	21,300
87歳	12,952	13,300	14,500	13,200	13,800	16,186	16,500	14,700	13,000	14,900	14,600
88歳	8,485	9,600	9,900	10,800	9,900	10,537	11,700	11,900	10,600	9,400	10,700
89歳	6,740	6,100	6,900	7,200	7,900	7,363	7,300	8,100	8,300	7,400	6,500
85 — 89歳	70,163	70,300	71,800	75,800	80,700	82,255	78,200	78,500	77,600	79,200	80,500
80 — 89歳	315,624	313,500	320,800	326,600	337,700	346,234	348,300	351,300	350,800	346,000	342,500
90歳	14,102	13,300	12,800	13,200	14,400	16,406	14,500	13,500	13,500	13,600	13,100
90歳	14,102	13,300	12,800	13,200	14,400	16,406	14,500	13,500	13,500	13,600	13,100
特殊 生階級 15—59歳	23,579,265	23,939,400	24,394,300	24,844,500	25,316,300	25,545,167	25,864,400	26,070,300	26,176,000	—	—
60歳	4,785,960	4,803,400	4,857,900	4,951,600	5,050,100	5,155,570	5,290,200	5,404,300	5,520,400	5,637,500	5,731,500

* 國勢調査

國勢調査間年次に於ける男女年齢別人口の推計(一)

第 1 表 自昭和 5 年至昭和 15 年 男女年齡別推計人口 (2) 男

(各年 10 月 1 日現在)

年 齡	*昭和 5 年	昭和 6 年	昭和 7 年	昭和 8 年	昭和 9 年	*昭和 10 年	昭和 11 年	昭和 12 年	昭和 13 年	昭和 14 年	昭和 15 年
總 數	32,390,155	32,839,300	33,287,900	33,792,700	34,256,400	34,734,133	35,242,200	35,709,600	36,133,700	—	—
0 歲	985,978	1,020,400	1,020,500	1,041,600	1,011,000	1,031,081	1,064,000	1,031,600	992,700	—	—
1 歲	906,284	902,600	933,400	950,100	961,000	933,210	953,700	984,200	954,200	918,300	—
2 歲	882,064	880,500	880,300	912,900	928,800	931,018	906,400	926,300	956,000	926,800	—
3 歲	892,926	866,200	868,100	872,600	903,700	918,975	915,200	891,000	910,600	939,700	891,900
4 歲	876,190	882,700	860,000	862,300	870,000	899,717	908,600	904,900	881,000	900,300	929,100
0 — 4 歲	4,543,442	4,554,400	4,562,300	4,639,500	4,674,400	4,714,001	4,748,000	4,738,100	4,694,500	—	—
5 歲	818,268	868,700	876,300	855,900	859,600	870,382	892,700	901,500	897,800	874,100	893,300
6 歲	787,488	816,000	863,400	872,300	853,800	858,901	865,600	887,800	896,500	892,900	869,300
7 歲	791,425	784,400	814,700	859,500	869,600	852,881	855,400	862,000	884,100	892,800	889,200
8 歲	770,332	788,500	781,900	814,400	856,300	867,527	850,100	852,600	859,200	881,200	889,900
9 歲	747,273	768,600	786,000	780,000	814,400	853,572	865,100	847,700	850,200	856,800	878,700
5 — 9 歲	3,914,786	4,026,100	4,122,400	4,182,100	4,253,700	4,303,263	4,328,800	4,351,500	4,387,800	4,397,800	4,420,400
0 — 9 歲	8,458,228	8,580,500	8,684,700	8,821,600	8,928,100	9,017,264	9,076,800	9,089,600	9,082,300	—	—
10 歲	787,708	745,900	767,100	784,000	778,400	814,735	851,400	862,900	845,600	848,000	854,600
11 歲	698,012	785,700	744,800	766,000	782,200	776,991	812,800	849,500	860,900	843,600	846,100
12 歲	657,616	637,500	783,800	743,800	764,800	780,365	775,200	811,000	847,500	858,900	841,700
13 歲	668,724	655,900	686,800	781,900	742,600	763,582	778,400	773,300	809,000	845,400	856,800
14 歲	684,500	665,600	653,900	636,000	779,500	741,101	761,300	776,100	770,900	806,500	842,800
10 — 14 歲	3,436,560	3,490,700	3,586,400	3,711,600	3,847,700	3,876,774	3,979,200	4,072,700	4,133,900	4,202,500	4,242,000
15 歲	670,377	680,100	661,900	651,300	634,400	776,367	738,100	758,100	772,900	767,800	803,200
16 歲	687,032	663,800	674,700	657,300	647,700	631,950	772,000	733,900	753,900	768,600	763,500
17 歲	670,302	672,300	656,200	668,400	651,700	643,259	627,500	766,600	728,700	748,600	763,100
18 歲	659,262	656,500	656,800	648,000	661,300	645,384	637,900	622,200	760,200	722,700	742,300
19 歲	631,690	649,700	642,200	640,800	639,200	653,743	639,500	632,000	616,500	753,200	716,000
15 — 19 歲	3,318,663	3,322,400	3,291,700	3,265,800	3,234,500	3,350,713	3,414,900	3,512,900	3,632,200	3,760,800	3,788,200
10 — 19 歲	6,755,223	6,813,100	6,878,100	6,977,400	7,082,100	7,227,487	7,394,100	7,585,600	7,766,100	7,963,300	8,030,200
20 歲	607,136	633,100	640,000	627,800	624,500	630,192	647,400	633,200	625,900	610,500	745,900

21歳	593,436	599,000	614,700	630,100	613,100	608,186	623,900	640,900	626,900	619,600	604,400
22歳	568,102	567,300	591,000	606,000	620,300	598,567	602,000	617,500	634,400	620,500	613,300
23歳	557,128	562,700	581,400	582,800	597,500	610,643	592,600	596,000	611,400	628,100	614,300
24歳	489,604	551,100	557,600	575,400	574,900	589,245	604,700	566,900	590,200	605,500	622,000
20 — 24歳	2,815,406	2,923,300	2,984,600	3,022,100	3,030,400	3,036,783	3,070,500	3,074,500	3,088,700	3,084,100	3,199,800
25歳	497,517	485,100	545,300	552,300	569,600	567,214	583,700	599,100	581,400	584,700	599,800
26歳	487,241	492,700	480,800	539,400	547,900	564,031	562,100	578,500	593,700	576,100	579,400
27歳	503,125	482,600	488,200	476,400	533,800	542,553	559,100	557,200	573,400	588,500	571,100
28歳	501,079	498,800	478,100	483,500	472,100	528,353	538,000	554,400	552,500	568,600	583,600
29歳	491,795	497,400	494,700	473,600	479,000	468,097	524,100	533,700	550,000	548,100	564,000
25 — 29歳	2,480,757	2,456,600	2,487,000	2,525,200	2,601,900	2,670,248	2,767,100	2,822,300	2,851,000	2,866,000	2,897,900
20 — 29歳	5,296,163	5,380,000	5,471,600	5,547,300	5,632,300	5,707,031	5,837,600	5,897,300	5,939,700	5,950,100	6,097,700
30歳	461,605	488,300	493,800	490,400	469,200	474,670	464,400	520,000	529,500	545,700	543,800
31歳	437,622	458,600	484,900	490,200	486,300	464,869	471,000	460,900	516,000	525,500	541,500
32歳	446,004	434,000	455,700	481,400	486,700	482,303	461,400	467,500	457,400	512,100	521,500
33歳	420,519	442,800	430,300	452,600	477,900	483,147	478,700	457,900	464,000	454,000	508,300
34歳	409,290	417,300	439,600	426,600	449,600	474,503	479,500	475,100	454,400	460,500	450,500
30 — 34歳	2,175,040	2,241,100	2,304,300	2,341,300	2,369,700	2,379,492	2,355,000	2,381,300	2,421,300	2,497,700	2,565,600
35歳	404,573	406,100	414,100	436,500	422,900	446,621	470,900	475,900	471,500	451,000	457,000
36歳	384,820	400,800	402,800	411,000	433,300	419,209	443,200	467,300	472,300	467,900	447,600
37歳	366,631	381,600	397,000	399,600	407,800	430,075	416,000	439,800	463,700	468,600	464,300
38歳	363,993	363,300	378,200	393,200	396,400	404,539	426,700	412,700	436,300	460,000	464,900
39歳	331,888	365,400	359,800	374,800	389,300	393,002	401,200	423,100	409,200	432,700	456,200
35 — 39歳	1,856,905	1,917,200	1,952,000	2,015,100	2,049,600	2,093,446	2,158,000	2,218,800	2,253,000	2,280,200	2,289,900
30 — 39歳	4,031,945	4,158,200	4,256,300	4,356,400	4,419,400	4,472,938	4,513,000	4,600,100	4,674,300	4,777,900	4,855,500
40歳	349,878	325,700	361,700	356,400	371,300	385,265	389,600	397,700	419,400	405,700	428,900
41歳	364,120	346,800	325,300	358,100	352,800	367,706	381,800	386,000	394,100	415,600	402,000
42歳	346,957	360,200	343,600	322,100	354,300	349,124	364,200	378,100	382,400	390,300	411,700
43歳	331,246	343,200	356,000	340,400	318,700	350,381	345,600	360,500	374,300	378,500	386,400
44歳	295,733	327,500	339,200	351,900	337,100	315,151	346,600	341,800	356,600	370,200	374,400
40 — 44歳	1,687,934	1,706,300	1,726,800	1,729,000	1,734,300	1,767,627	1,827,700	1,864,200	1,926,700	1,960,300	2,003,300
45歳	307,629	292,100	323,500	335,300	347,700	333,627	311,500	342,600	337,900	352,500	366,000
46歳	307,067	303,500	288,300	319,600	331,200	343,211	329,600	307,700	338,400	333,800	348,200
47歳	303,065	302,900	299,700	284,600	315,600	326,956	338,800	325,300	303,800	334,100	329,500

國勢調査間年次に於ける男女年齢別人口の推計(一)

年 齡	*昭和 5 年	昭和 6 年	昭和 7 年	昭和 8 年	昭和 9 年	*昭和 10 年	昭和 11 年	昭和 12 年	昭和 13 年	昭和 14 年	昭和 15 年
48歳	301,051	298,700	298,500	295,500	280,500	311,132	322,300	333,900	320,600	299,400	329,300
49歳	306,342	296,600	294,100	294,000	291,200	276,253	306,300	317,300	328,800	315,700	294,800
45 — 49歳	1,525,157	1,494,000	1,504,100	1,529,100	1,566,200	1,591,179	1,608,500	1,626,900	1,629,500	1,635,500	1,667,700
40 — 49歳	3,213,091	3,200,300	3,229,900	3,258,100	3,300,500	3,358,806	3,436,200	3,491,100	3,556,300	3,595,800	3,671,000
50歳	285,734	301,200	291,800	289,300	289,300	286,472	271,700	301,200	312,000	323,300	310,400
51歳	293,312	280,800	295,700	286,900	284,300	284,261	281,400	266,800	295,900	306,500	317,600
52歳	284,354	287,400	275,600	290,100	281,800	279,110	278,900	276,100	261,800	290,300	300,700
53歳	271,418	278,600	281,200	270,300	284,300	276,434	273,500	273,300	270,500	256,500	284,400
54歳	275,758	265,800	272,400	274,900	264,700	278,099	270,400	267,500	267,300	264,600	250,900
50 — 54歳	1,410,576	1,413,800	1,416,300	1,411,600	1,404,400	1,404,376	1,375,800	1,384,900	1,407,500	1,441,200	1,464,000
55歳	245,697	269,400	259,900	266,200	268,400	288,825	271,600	264,100	261,300	261,100	258,400
56歳	233,846	239,500	262,700	253,900	259,800	261,471	252,400	264,900	257,500	254,800	254,600
57歳	222,549	227,600	233,100	255,800	247,600	252,886	254,400	245,500	257,700	250,600	247,900
58歳	204,467	216,200	220,900	226,500	248,600	240,876	245,500	246,900	238,300	250,100	243,200
59歳	179,307	198,000	209,500	214,200	219,500	241,034	233,200	237,700	239,100	230,800	242,200
55 — 59歳	1,085,866	1,150,700	1,186,100	1,216,600	1,243,800	1,255,092	1,257,100	1,259,100	1,254,000	1,247,300	1,246,300
50 — 59歳	2,496,442	2,564,400	2,602,900	2,628,300	2,646,200	2,659,468	2,632,900	2,644,000	2,661,500	2,638,500	2,710,400
60歳	163,068	173,000	191,300	202,700	207,100	212,209	232,800	225,200	229,500	230,900	222,800
61歳	169,057	157,000	166,400	184,500	195,700	199,776	204,400	224,200	216,900	221,100	222,400
62歳	185,901	162,000	150,500	159,900	177,500	188,486	192,000	196,400	215,400	208,400	212,400
63歳	154,599	177,300	154,700	144,300	153,100	170,284	180,500	183,800	188,100	206,300	199,600
64歳	147,690	146,800	168,400	147,600	137,500	146,065	162,400	172,200	175,300	179,400	196,800
60 — 64歳	820,315	816,100	831,300	839,000	871,200	916,820	972,000	1,001,800	1,025,300	1,046,100	1,054,000
65歳	154,147	140,000	138,800	159,900	140,300	131,019	138,800	154,300	163,600	166,600	170,400
66歳	138,420	145,500	132,200	131,000	151,100	132,742	123,900	131,300	146,000	154,700	157,600
67歳	104,624	129,700	136,300	124,600	123,100	142,070	125,000	116,700	123,600	137,500	145,700
68歳	95,339	97,800	121,300	127,800	116,900	115,109	133,100	117,100	109,300	115,800	128,800
69歳	84,663	88,600	91,000	113,100	119,200	109,068	107,300	124,000	109,100	101,900	107,900
65 — 69歳	577,193	601,600	619,500	656,400	650,600	630,008	628,100	643,400	651,600	676,500	710,400
60 — 69歳	1,397,508	1,417,700	1,450,800	1,495,400	1,521,800	1,546,828	1,600,100	1,645,200	1,676,900	1,722,500	1,764,400

70歳	92,270	78,100	81,800	84,400	104,800	110,507	101,000	99,300	114,900	101,100	94,400
71歳	84,643	84,600	71,600	75,400	77,800	96,532	101,700	93,000	91,400	109,700	98,000
72歳	82,477	76,900	76,900	65,500	69,000	71,173	88,200	92,900	81,900	83,500	96,600
73歳	77,549	74,400	69,400	69,800	59,400	62,607	64,500	80,000	84,300	77,000	75,700
74歳	67,045	69,400	66,600	62,300	62,800	53,404	56,300	58,000	71,300	75,800	69,300
70 — 74歳	403,984	383,500	366,400	357,300	373,700	394,223	411,700	423,200	447,400	443,100	429,000
75歳	59,727	59,500	61,500	59,300	55,400	55,992	47,600	50,200	51,700	64,100	67,500
76歳	53,644	52,500	52,300	54,200	52,300	48,828	49,400	42,000	44,300	45,600	56,500
77歳	43,390	46,700	45,700	45,700	47,300	45,601	42,600	43,100	36,600	38,600	39,800
78歳	37,777	37,300	40,100	39,500	39,400	40,761	39,300	36,800	37,200	31,600	33,800
79歳	27,913	32,100	31,600	34,300	33,700	33,647	34,700	33,500	31,300	31,700	26,900
75 — 79歳	222,451	228,000	231,200	233,000	228,200	224,829	213,600	205,500	201,100	211,600	224,100
70 — 79歳	626,435	611,500	597,600	590,300	601,900	619,052	625,400	628,700	648,500	654,700	653,000
80歳	25,506	23,400	26,900	26,600	28,900	28,435	28,300	29,200	28,100	26,300	26,600
81歳	23,199	21,100	19,200	22,300	22,000	24,048	23,500	23,400	24,100	23,300	21,800
82歳	17,912	18,800	17,100	15,700	18,300	17,970	19,600	19,100	19,000	19,600	18,900
83歳	12,443	14,300	14,300	13,800	12,600	14,700	14,400	15,600	15,300	15,200	15,700
84歳	10,123	9,800	11,300	11,800	10,900	9,890	11,500	11,300	12,300	12,000	11,900
80 — 84歳	89,183	87,300	89,600	90,200	92,700	95,043	97,200	98,600	98,900	96,400	94,900
85歳	8,017	7,800	7,500	8,700	9,100	8,506	7,600	8,800	8,600	9,400	9,200
86歳	5,607	6,000	5,900	5,700	6,700	6,925	6,400	5,700	6,600	6,500	7,100
87歳	4,059	4,100	4,400	4,400	4,300	5,011	5,100	4,700	4,200	4,900	4,700
88歳	2,518	2,900	3,000	3,200	3,200	3,154	3,600	3,600	3,300	3,000	3,500
89歳	2,058	1,800	2,000	2,100	2,300	2,334	2,200	2,500	2,500	2,300	2,100
85 — 89歳	22,259	22,600	22,900	24,200	25,600	25,930	24,800	25,300	25,300	26,000	26,500
90 — 89歳	111,442	109,900	112,500	114,400	118,300	120,973	122,000	123,900	124,100	122,400	121,400
90歳	3,678	3,600	3,500	3,600	3,900	4,286	4,100	4,000	4,100	4,100	4,100
特殊年	11,894,788	12,071,300	12,271,100	12,533,200	12,775,800	12,894,038	13,056,000	13,162,300	13,216,200	—	—
0—14歳	18,356,304	18,625,300	18,852,500	19,055,800	19,234,800	19,548,956	19,834,600	20,145,400	20,464,000	20,773,100	21,122,800
15—59歳	2,139,063	2,142,700	2,164,300	2,203,700	2,245,800	2,291,139	2,351,700	2,401,800	2,453,600	2,503,800	2,542,900
60歳											

* 國勢調査

國勢調査間年次に於ける男女年齢別人口の推計(一)

第 1 表 自昭和 5 年 男女年齡別推計人口 (3) 女

(各年 10 月 1 日現在)

年 齡	*昭和 5 年	昭和 6 年	昭和 7 年	昭和 8 年	昭和 9 年	*昭和 10 年	昭和 11 年	昭和 12 年	昭和 13 年	昭和 14 年	昭和 15 年
總 數	32,059,850	32,531,800	32,996,600	33,525,700	34,015,900	34,520,015	35,028,000	35,498,600	35,928,600	—	—
0 歲	966,328	1,000,900	996,700	1,012,900	983,200	1,004,828	1,032,800	1,002,000	965,200	—	—
1 歲	892,847	891,500	921,600	933,400	942,500	913,346	937,300	963,400	934,700	900,300	—
2 歲	867,421	868,000	868,200	900,100	911,300	914,236	888,100	911,400	936,800	908,900	875,400
3 歲	880,805	853,300	855,500	859,300	865,800	899,666	898,900	873,200	896,100	921,100	893,600
4 歲	860,292	870,000	844,600	849,800	855,100	882,424	889,400	888,600	863,200	885,800	910,500
0 — 4 歲	4,467,693	4,483,600	4,486,700	4,555,500	4,581,000	4,614,500	4,646,500	4,638,600	4,596,000	—	—
5 歲	807,296	852,100	863,100	840,400	847,200	853,965	875,400	882,300	881,500	856,400	878,800
6 歲	775,957	804,500	846,300	859,000	838,200	846,563	840,200	870,600	877,400	876,600	851,600
7 歲	779,521	772,300	802,900	842,300	856,300	837,284	843,200	845,800	867,000	873,900	873,100
8 歲	758,222	776,400	769,300	802,500	839,000	854,297	834,600	840,400	843,100	864,300	871,000
9 歲	731,303	756,900	773,600	767,200	802,400	836,047	851,900	832,300	838,100	840,700	861,900
5 — 9 歲	3,852,299	3,982,100	4,055,200	4,111,300	4,183,000	4,228,156	4,254,300	4,271,400	4,307,200	4,311,900	4,336,400
0 — 9 歲	8,319,992	8,445,700	8,541,800	8,666,800	8,764,000	8,842,656	8,900,800	8,910,000	8,903,100	—	—
10 歲	770,273	730,200	755,700	771,400	765,200	802,531	839,900	849,800	830,100	836,000	838,600
11 歲	628,181	768,700	729,000	754,800	769,200	763,111	800,400	831,700	847,500	828,000	833,800
12 歲	645,661	627,800	657,000	728,000	753,700	766,684	760,900	798,100	829,300	845,100	825,600
13 歲	653,383	644,600	627,000	765,000	726,500	752,045	763,900	758,100	735,200	826,300	842,000
14 歲	666,987	651,300	642,700	625,700	762,100	724,102	748,500	760,300	754,500	711,400	822,400
10 — 14 歲	3,364,485	3,422,500	3,521,300	3,644,800	3,776,500	3,808,473	3,907,600	3,998,000	4,056,700	4,126,700	4,162,300
15 歲	652,238	663,100	648,200	640,200	633,500	758,172	719,600	743,800	755,600	749,900	786,500
16 歲	663,652	646,900	658,400	644,600	636,800	620,520	752,500	714,200	738,300	749,900	744,200
17 歲	650,111	656,500	640,900	653,400	610,400	632,900	615,300	746,200	708,200	732,100	743,600
18 歲	642,497	641,400	648,900	635,000	648,100	635,965	627,300	609,800	739,500	701,900	725,500
19 歲	612,443	634,000	632,400	641,800	629,000	642,647	630,100	621,500	604,200	732,700	695,400
15 — 19 歲	3,220,941	3,241,900	3,228,800	3,214,900	3,177,800	3,290,204	3,344,800	3,435,500	3,545,700	3,666,400	3,695,300
10 — 19 歲	6,585,426	6,664,400	6,750,100	6,859,700	6,954,300	7,039,677	7,252,400	7,433,500	7,602,500	7,793,100	7,857,600
20 歲	585,975	604,600	625,500	624,000	634,500	632,918	636,600	624,100	615,600	598,500	725,700

21歳	588,191	579,100	596,700	617,500	615,600	627,180	616,900	630,400	618,100	609,600	592,700
22歳	554,187	580,700	572,300	583,400	609,600	607,156	621,100	610,900	624,300	612,100	603,700
23歳	532,306	547,300	573,300	566,000	582,300	601,809	601,300	615,100	605,100	618,300	606,200
24歳	455,441	525,900	540,700	566,500	560,000	575,225	596,100	595,600	609,300	599,300	612,400
20 — 24歳	2,716,100	2,837,600	2,908,500	2,963,600	3,001,900	3,034,288	3,072,000	3,076,200	3,072,400	3,037,900	3,140,900
25歳	481,256	451,000	519,700	534,600	559,900	554,063	569,900	590,600	590,100	603,700	593,800
26歳	461,284	476,200	446,800	514,100	528,700	553,608	549,200	564,900	585,400	584,900	598,300
27歳	477,735	456,000	471,200	443,000	508,600	523,005	548,900	544,500	560,100	580,400	579,900
28歳	474,166	473,500	450,900	466,800	439,400	503,334	518,700	544,400	540,000	555,400	573,600
29歳	460,436	470,500	469,500	446,300	462,500	435,825	499,200	514,500	539,900	535,600	550,900
25 — 29歳	2,354,877	2,327,200	2,358,100	2,404,800	2,499,100	2,569,835	2,685,900	2,758,800	2,815,400	2,859,900	2,898,500
20 — 29歳	5,070,977	5,164,800	5,266,600	5,366,300	5,501,000	5,604,123	5,757,900	5,835,000	5,887,800	5,897,800	6,039,400
30歳	433,927	456,400	466,800	466,800	441,700	458,296	432,300	495,200	510,300	535,600	531,300
31歳	407,310	430,900	452,300	463,600	462,300	437,229	454,600	428,800	491,200	506,200	531,300
32歳	422,269	403,200	427,900	443,700	460,500	458,719	433,700	451,000	425,400	457,300	502,100
33歳	390,638	418,000	399,000	423,300	445,200	457,304	455,000	430,200	447,300	421,900	438,300
34歳	384,481	386,900	413,800	395,300	422,700	441,597	453,600	451,300	426,700	443,700	418,500
30 — 34歳	2,038,625	2,095,300	2,159,800	2,198,700	2,232,300	2,253,145	2,229,200	2,256,500	2,301,000	2,394,700	2,466,500
35歳	374,775	381,400	353,100	409,900	391,500	420,085	438,000	449,900	447,600	423,200	440,100
36歳	356,739	370,800	378,200	379,700	406,000	387,726	416,600	434,300	446,200	443,900	419,700
37歳	340,407	352,700	366,700	375,400	376,200	402,106	384,400	413,000	430,600	442,400	440,100
38歳	344,027	336,700	348,700	363,000	372,600	372,748	398,600	381,100	409,500	426,900	438,500
39歳	311,980	340,500	333,000	345,000	359,300	369,735	369,500	395,100	377,800	405,900	423,200
35 — 39歳	1,727,928	1,782,000	1,809,700	1,873,000	1,905,700	1,952,400	2,007,100	2,073,500	2,111,700	2,142,300	2,161,600
30 — 39歳	3,766,553	3,877,300	3,969,400	4,071,700	4,138,000	4,205,545	4,236,400	4,330,100	4,412,600	4,537,000	4,628,200
40歳	327,957	308,400	336,900	329,600	341,300	355,587	366,400	366,200	391,600	374,400	402,300
41歳	343,896	325,000	304,800	333,600	326,200	337,520	352,400	363,100	363,900	388,100	371,000
42歳	324,108	340,000	322,100	301,600	330,400	322,809	334,500	349,200	359,900	359,600	384,600
43歳	317,016	320,900	336,200	319,600	298,400	327,249	319,900	331,500	345,100	356,600	356,400
44歳	285,567	313,600	317,700	332,700	317,100	295,219	324,300	317,000	328,400	342,900	353,400
40 — 44歳	1,598,544	1,608,000	1,617,700	1,617,100	1,613,300	1,638,384	1,697,500	1,727,000	1,788,900	1,821,600	1,867,600
45歳	298,941	263,000	310,300	314,700	329,200	314,479	292,500	321,200	314,000	325,400	339,700
46歳	304,450	295,800	280,400	307,100	311,700	325,566	311,500	289,700	318,100	311,000	322,200
47歳	305,593	301,200	292,600	277,900	303,800	308,594	322,300	308,400	286,800	315,000	307,900

年 齡	*昭和 5 年	昭和 6 年	昭和 7 年	昭和 8 年	昭和 9 年	*昭和 10 年	昭和 11 年	昭和 12 年	昭和 13 年	昭和 14 年	昭和 15 年
48 歲	302,769	302,200	297,700	289,400	275,300	300,453	305,400	319,000	305,200	283,800	311,700
49 歲	309,353	299,200	298,700	294,300	286,100	272,563	297,100	302,000	315,400	301,800	280,700
45 — 49 歲	1,521,106	1,481,300	1,479,600	1,483,400	1,506,100	1,521,655	1,528,800	1,540,200	1,539,500	1,536,900	1,562,200
40 — 49 歲	3,119,650	3,089,200	3,097,300	3,100,600	3,119,400	3,160,039	3,228,200	3,267,200	3,328,400	3,358,600	3,429,800
50 歲	284,874	305,200	295,400	295,200	290,800	282,637	269,400	293,600	298,500	311,700	298,200
51 歲	295,217	281,500	300,900	291,700	291,500	287,075	279,100	266,000	290,000	294,700	307,900
52 歲	283,176	290,900	277,900	296,600	287,800	287,670	283,300	275,400	262,500	286,200	290,900
53 歲	276,145	279,300	286,500	274,300	292,100	283,654	283,600	279,300	271,600	258,800	282,200
54 歲	280,706	272,300	275,200	282,000	270,600	287,463	279,500	279,500	275,200	267,600	255,000
50 — 54 歲	1,420,118	1,429,100	1,435,900	1,439,800	1,432,800	1,428,499	1,394,900	1,393,900	1,397,700	1,419,000	1,434,100
55 歲	252,169	276,600	268,100	271,200	277,400	266,675	283,000	275,100	275,100	270,900	263,400
56 歲	242,153	247,900	272,300	264,100	267,000	272,572	262,300	278,400	270,600	270,600	266,500
57 歲	233,671	237,800	243,400	268,100	259,900	252,554	267,800	257,700	273,500	265,900	265,900
58 歲	213,050	229,400	233,100	239,000	263,600	235,385	257,600	262,800	252,900	268,400	260,900
59 歲	189,194	208,800	224,900	228,600	234,300	258,859	250,300	252,500	257,500	247,800	263,000
55 — 59 歲	1,130,237	1,200,500	1,241,900	1,270,900	1,302,100	1,316,045	1,321,000	1,326,500	1,329,600	1,323,600	1,319,700
50 — 59 歲	2,550,355	2,629,600	2,677,800	2,710,700	2,734,800	2,744,544	2,715,900	2,720,300	2,727,400	2,742,600	2,753,800
60 歲	174,953	184,700	204,300	220,500	223,700	229,314	253,200	244,800	247,000	251,900	242,400
61 歲	185,281	170,600	180,000	199,800	215,700	218,558	223,900	247,200	239,000	241,100	246,000
62 歲	206,472	180,300	166,100	175,300	195,000	210,730	213,000	218,200	241,000	233,000	235,000
63 歲	169,157	200,000	175,000	161,600	170,400	190,033	204,900	207,200	212,200	234,300	226,600
64 歲	165,907	163,200	193,200	169,800	156,800	165,156	184,300	198,800	200,900	205,900	227,300
60 — 64 歲	901,770	898,900	918,500	926,900	961,700	1,013,791	1,079,400	1,116,200	1,140,100	1,166,200	1,177,300
65 歲	175,759	160,300	157,000	186,600	164,300	151,793	159,800	178,300	192,300	194,400	199,100
66 歲	158,848	168,900	154,400	150,900	179,700	138,558	146,400	154,100	172,000	185,400	187,400
67 歲	123,350	152,100	161,700	148,700	144,500	172,354	152,400	140,700	148,100	165,300	178,200
68 歲	115,800	117,700	145,100	154,700	142,800	137,896	165,000	145,900	134,700	141,800	158,200
69 歲	104,880	110,000	111,800	138,300	147,400	136,483	131,500	157,400	139,100	128,500	185,200
66 — 69 歲	678,637	709,100	729,900	779,300	778,760	757,084	755,100	776,300	786,200	815,300	856,200
60 — 69 歲	1,580,407	1,507,900	1,648,400	1,706,200	1,740,400	1,770,875	1,834,400	1,892,600	1,926,300	1,981,500	2,035,500

70歳	112,530	99,000	104,100	106,100	131,200	139,792	129,500	124,800	149,300	139,000	121,900
71歳	107,418	105,800	93,000	98,300	100,200	123,864	132,000	122,300	117,800	141,000	124,700
72歳	106,474	100,400	98,900	87,200	92,400	94,104	116,300	123,900	114,800	110,600	132,300
73歳	102,993	98,900	93,200	92,300	81,300	86,295	87,300	108,400	115,500	107,100	103,100
74歳	93,202	94,900	91,100	86,200	85,500	75,145	79,900	81,300	100,400	107,000	99,100
70 — 74歳	522,617	498,900	480,300	470,200	490,600	519,200	545,400	560,600	597,900	597,600	581,200
75歳	85,101	85,300	86,700	83,600	79,200	78,599	69,000	73,400	74,600	92,200	98,300
76歳	77,557	77,300	77,400	78,800	76,000	72,003	71,600	62,800	66,800	68,000	84,000
77歳	64,907	69,900	69,600	69,900	70,800	68,437	64,900	64,500	56,700	60,200	61,300
78歳	56,836	57,800	62,400	62,300	62,300	62,967	61,000	57,900	57,500	50,500	53,700
79歳	44,866	50,300	50,900	55,300	55,000	54,969	55,500	53,700	51,000	50,700	44,500
75 — 79歳	329,267	340,600	347,100	349,700	343,400	336,975	322,000	312,400	306,600	321,600	341,700
70歳	851,884	839,600	827,400	820,000	834,000	856,175	867,400	873,000	904,500	919,200	922,800
80歳	42,701	39,100	44,000	44,400	48,300	48,041	47,800	48,200	46,700	44,300	44,000
81歳	40,156	36,800	33,600	38,100	38,200	41,735	41,100	40,900	41,200	39,900	37,900
82歳	31,952	34,100	31,200	28,400	32,500	32,357	35,100	34,600	34,400	34,700	33,600
83歳	23,403	26,700	28,600	26,100	23,700	27,393	26,700	29,000	28,500	28,400	28,600
84歳	18,066	19,200	22,000	23,500	21,500	19,410	22,100	21,600	23,400	23,100	22,900
80 — 84歳	156,276	155,900	159,400	160,600	164,300	168,936	172,800	174,200	174,300	170,400	167,100
85歳	16,464	14,500	15,500	17,800	19,100	17,484	15,300	17,500	17,100	18,500	18,200
86歳	11,898	13,000	11,500	12,300	14,200	15,254	13,500	11,800	13,500	13,100	14,200
87歳	8,893	9,200	10,100	8,800	9,600	11,175	11,400	10,100	8,800	10,100	9,800
88歳	5,967	6,700	7,000	7,600	6,700	7,383	8,100	8,300	7,300	6,400	7,300
89歳	4,682	4,400	4,300	5,100	5,600	5,029	5,200	5,700	5,800	5,100	4,500
85 — 89歳	47,904	47,700	49,000	51,600	55,100	56,325	53,400	53,300	52,400	53,200	54,000
80歳	204,182	203,600	208,400	212,200	219,400	225,261	226,300	227,500	226,600	223,500	221,100
80 — 89歳	204,182	203,600	208,400	212,200	219,400	225,261	226,300	227,500	226,600	223,500	221,100
90歳	10,424	9,600	9,300	9,600	10,500	12,120	10,400	9,500	9,400	9,500	9,100
0—14歳	11,684,477	11,868,200	12,063,200	12,311,600	12,540,500	12,651,129	12,808,400	12,908,000	12,959,800	—	—
15—44歳	13,657,015	13,892,000	14,082,500	14,272,100	14,430,200	14,738,256	15,036,500	15,327,500	15,635,100	15,922,900	16,230,500
15—59歳	17,728,476	18,002,900	18,240,000	18,466,200	18,671,100	19,004,455	19,281,100	19,588,100	19,901,900	20,202,400	20,546,500
60歳	2,646,897	2,660,700	2,693,500	2,747,900	2,804,300	2,864,431	2,938,500	3,002,500	3,066,300	3,133,700	3,188,500

* 國勢調査

國勢調査間年次に於ける男女年齢別人口の推計(一)

迄之を延長(exterpolate)した。

二、生存率

(イ) 昭和五年より昭和七年迄は、大正一五年昭和元年乃至昭和五年の五箇年間に於ける事實に基いて算定せられたる内閣統計局第五回生命表の生存率を用ひ、昭和八年以後につきては、昭和一〇年四月一日より同一一年三月末日に互る一箇年間の事實に基いて算定せられたる内閣統計局第六回生命表の生存率を用ひた。

(ロ) 此の生存率は同時に x 歳に達したる人口が一年後に生存する確率を示すものであるから、此處では假りに、 x 歳の生存率と $x+1$ 歳のそれとの算術平均を求め、平均生存率として x 歳の人口に適用した。即ち

$$p_{x+1} = p_{x \cdot \frac{1}{2}}(l_{x+1} + l_{x+2} / l_{x+1})$$

三、國勢調査間年次に於ける零歳人口の推計

(イ) 前年一〇月より當年九月までに届出でられたる月別出生數を探り、以下の如き各種の補正を施して毎年一〇月一日現在の零歳人口を推計した(補整の方法は大體に於て内閣統計局生命表が採用する方法に準じた)。

(ロ) 前號の月別出生數に月別届洩率を適用して之を加算した。昭和七年九月に至る迄は、内閣統計局第五回生命表に基きて算定せる率を適用し、昭和七年一〇月より昭和一三年九月に至る迄は、同第六回生命表に基きて算定せるものを適用した。

(ハ) 月別届出生數に月別届洩數を加算したる出生數に殘存率(出生數に對する生存率の比)を適用した。昭和七年九月に至る迄は内閣統計局第五回生命表に基きて算定せる零月、一月、二月、三月、六月及一二月の

月齡別平均殘存率を夫々適用し、昭和七年一〇月より昭和一三年九月に至る迄は、同第六回生命表に基きて算定せる月齡別平均殘存率を適用した。

(ニ) 昭和四年一〇月より昭和五年九月に至る間につき上記の方法を以て推計したる昭和五年一〇月一日現在推計零歳人口($z_{5,10}$)を昭和五年國勢調査の零歳人口($z_{5,10}$)と比較すると極めて僅少ではあるが若干の差異を示してゐる。そこで男女別に夫々 $z_{5,10}^m$ 、 $z_{5,10}^f$ を求めて補整率とし、昭和七年一〇月一日現在零歳人口の推計に至る迄之を適用して補整した。同様にして昭和一〇年につき $z_{10,10}^m$ 、 $z_{10,10}^f$ を求め、昭和八年一〇月一日現在零歳人口より昭和一三年一〇月一日現在零歳人口に至る迄之を適用した。

(ホ) 昭和五年國勢調査の x 歳の人口($z_{5,x}$)を基準として求めたる昭和一〇年の $x+5$ 歳の推計人口($z_{10,x+5}$)と、昭和一〇年の國勢調査による $x+5$ 歳の人口($z_{10,x+5}$)との差、即ち、 $z_{10,x+5} - z_{5,x+5}$ は昭和六・七・八・九及一〇年につき、夫々一・二・三・四・五のウエイトを與へて夫々 $z_{10,x+5}^m \cdot w_1 + z_{10,x+5}^f \cdot w_2 + z_{10,x+5}^m \cdot w_3 + z_{10,x+5}^f \cdot w_4 + z_{10,x+5}^m \cdot w_5 + z_{10,x+5}^f \cdot w_6$ に配分して補整した。但し此のウエイトの三及四が稍、重きに過ぎることが結果から推定されるのであるが、稿を改めて訂正することとし一應其のままにしておいた。exterpolateした部分に就いては此の補整が與へられてゐない。

四

以上の推計の結果を表示すれば第一表の如くである。利用の便宜上、年齢五歳階級別及一〇歳階級別の計を示すの外、生産年齢階級の人口を明かにする爲、〇歳乃至一四歳、一五歳乃至五九歳及六〇歳以上の特殊階級別

の合計を掲げ、更に女子に就いては、妊孕年齢人口を明かにする爲、一五歳乃至四四歳の計を出しておいた。尙、高次年齢人口に就いては、各歳別を示す意味が殆どないから、九〇歳以上は之を一括して其の計を掲ぐるに止めた。

分村計畫と実績事例

——香川縣綾歌郡栗熊村——

北 山 正 邦

分村計畫は滿洲開拓民計畫と農村經濟更生計畫の兩者相關の重要性に基いて特に關心を寄せられてゐる。即ち昭和七年以降の農林省指定農村經濟更生村が新に滿洲農業移民を考慮することによつて從來の行詰りを打開する方途を選んだのである。「滿洲開拓民ノ重要性ニ鑑ミ農村經濟中央委員會ノ答申ニ基キ經濟更生計畫樹立方針ノ追補ヲナシ必要ナル町村ニ對シテハ移住計畫ヲ樹立セシムルコト、ナシタルガ、昭和十三年度ヨリ之の方方針ニ基キ經濟更生計畫ノ一環トシテ分村計畫ヲ樹立實行セシムルコト」になつた。(註一)

爾來二ケ年餘にして現在の程度に成績を擧げ開拓民と農村更生兩者の

計畫が実績を擧げてゐるであらうかは誰しも興味ある問題ではあるが、計畫初期にして充分なる理解と萬全の對策を期するには相當の困難な事情が周圍に醸成されてきた今日、この効果を云々するのは勿論早計と云はねばならない。殊に分村は單に相當數の移住者を送出するだけでなしに、當然母村に對する影響に就いても反省さるべきであらうから、二年三年の年月をもつてこれを視るは尠なからざる無理がある。

昭和十四年末現在の移民送出數は二〇〇戸乃至三〇〇戸より構成する集團開拓民が昭和七年の第一次より第九次までに一五、九〇〇餘戸、一五一ヶ集團、二〇戸乃至三〇戸より構成する集合開拓民が二、四〇〇餘戸、八七ヶ集團であり、この外滿洲開拓青年義勇隊が二萬九千九百人餘送出されてゐる。

これは前年の昭和十三年末に於ては、前者が七、四〇〇餘戸四九ヶ集團、後者が一、四〇〇餘戸四八ヶ集團にして、八、五〇〇餘戸一〇二ヶ集團と九〇〇餘戸三九ヶ集團といふ可成りの發展的增加振りを示してゐる。これは昭和十四年度送出計畫數一萬二千戸に對して実績九、五〇〇餘戸にして成功と云ふべきであらうが、昭和十二年度よりの二十ヶ年百萬戸移住計畫數を考へるとき未だしの感なしとしない。

分村はこの集團開拓民の一型態として實施してゐるのであるが、農林省經濟更生部の昭和十四年九月調による昭和十三年度分送出実績數は第一表の如くである。計畫數に比較して必ずしも慶ぶべきものとは考へられぬにしても、當事者の理解と社會情勢の變化を待つてこの計畫の發展的進捗を計るのは容易でない。然し昭和十四年度に於て前述の如く集團開拓民數の激増を示してゐるので今後これがどの程度に繼續されるかが問題である。

栗熊村地形圖



大日本帝國陸地測量部 五萬分の一

第一表 昭和十三・十四年度指定分村計畫滿洲農業移民送出實績

(昭和十四年 分村計畫提要 農林省經濟更生部)

四〇

府縣	指定分村計畫町村數		昭和十三年度 移民豫定戶數	昭和十三年 度送出實績	青少年義勇 軍送出數
	昭和十三年度	昭和十四年度			
青森	一〇	七	九五八	四〇	五一
岩手	五	五	八八四	二七	三九
宮城	六	七	六一四	五	〇
秋田	五	八	三一〇	三四	二五
山形	一九	一五	三、一〇〇	二五六	八一
福島	一一	一七	一、二一六	一八	二二
茨城	六	五	三五四	一二	二三
栃木	五	一〇	五〇〇	二九	〇
群馬	五	七	一、二〇〇	四七	〇
埼玉	六	三	四六〇	六三	〇
新潟	二一	八	二、六九二	一四〇	〇
富山	四	九	三八四	二一	一九
石川	一一	六	四、一八三	二二五	一八五
福井	五	一〇	三〇〇	二三	八
山梨	八	一〇	一、〇三三	四四	四七
長野	二〇	六	四、一三五	二四二	〇
岐阜	一六	七	九八八	七九	三三
靜岡	一	七	六〇	〇	〇
愛知	六	五	三〇〇	一七	一四
三重	一〇	三	一、五〇〇	八三	〇
滋賀	三	七	三九七	一一	八
京都	五	五	四三二	一五	二七

和歌山	五	一〇	六五一	二	〇
鳥取	九	六	一九八	一一	二八
島根	五	五	三〇九	二九	一七
岡山	一〇	五	五二二	五	四一
廣島	六	六	四五五	四八	〇
山口	五	五	七六一	二一	〇
徳島	七	五	二〇〇	一八	〇
香川	四	四	四八五	一〇四	〇
愛媛	五	一〇	六〇〇	七七	九六
高知	七	六	七〇〇	三五	〇
佐賀	二	五	二〇〇	〇	九
長崎	五	五	四〇〇	二四	〇
熊本	五	八	六五一	二四	一七
大分	八	七	五〇〇	二〇	四三
宮崎	三	六	三〇〇	四	三二
鹿児島	五	一	二、五五九	〇	〇
沖縄	六	四	三三三	五	三五
福岡	一	五	一	一	一
神奈川	一	二	一	一	一
兵庫	一	一四	一	一	一
奈良	一	七	一	一	一
計	二七五	三〇三	三六、八〇四	一、八五八	八九九

昭和十三年度分村計畫村數二七五ヶ町村、昭和十四年度新指定數二八八ヶ町村にして十四年度分總數は四五六ヶ町村となり、送出農家の戸數は更に擴大されてゐるものと考へられる。

農林省發表による分村計畫實施要目(註二)によれば移住計畫の基本調査

分村計畫と實績事例

は經濟更生計畫を基にし、移住農家の豫定數は當該地方の適正經營農家を標準にして算出し、分村後の母村農家の生活安定並に向上を目標としてゐるのである。従つてこれに伴ひ移住農家の土地、負債整理、財産處分、滿洲へ招致するまでの殘留家族の生業扶助、援護についても考慮されねばならぬと同時に、母村農家の土地配分利用の適正、勞力、機械力の合理的利用、技術の改善等の生産手段に關する改造刷新等も當然考慮されてゐる。

(註一) 昭和十四年農林省經濟更生部「分村計畫提要」三頁

(註二) 同右三一頁

二

以上の事情の下に、香川縣綾歌郡栗熊村の分村の實情に就き簡単な報告を認める。

香川縣の分村計畫は第二表の四ヶ村の外に、昭和十四年度指定四ヶ村がある。現在の所、送出實績が判明してゐるのは昭和十三年度分のみである。この中で、最も多數の戸數を移住させ、計畫とその進捗度に於て他を遙に凌駕してゐるのは栗熊村だけである。栗熊村は全國の分村計畫村中秀れた實績を擧げてゐる點で相當著名である。

本村が香川縣の農村として占むる地位に就いては特に詳述しないが、人口現象からみても土地及農家戸數からみても、その他農業生産に關する諸點より觀察しても特に他の農村と著しい差異を發見できない。香川縣は大

第二表 昭和十三年度香川縣分村移民送出實績例

(前掲分村計畫提要による)

村名	總戸數	農家戸數	一戸當 耕地面積 反	移民 送出計畫	同上實績
木田村	六三七	四三七	八・七	四五	一五
上笠居村	六三六	五〇二	五・四	五〇	一六
栗熊村	五八一	四七二	七・〇	三〇〇	五八
岡田村	九一七	八二三	五・九	九〇	一五
計	二、七七一	二、一三四		四八五	一〇四

體地理的條件から眺めて、國境山岳地帯の山村より北に向つて平地地帯の純農村が拓け、瀬戸内海沿岸の海岸地帯とに三別されるが、この村は平坦村として純農村に屬してゐる。而も第三表の職業別世帯數の示す所によれば、農業世帯が全世帯の八〇%を占め、本村が營農を中心とする農村であることが頷ける。

次に香川縣全般の農村と比較すれば、第一に農家經營の主體別戸數の割合では第四表の如く、自作、小作に於ては低く自小作に於て高くなつてゐるが特に顯著な相違は考へられない。第二に土地配分の狀況は第四表に示す通り、香川縣全般では五反未満と五反以上一町未満の戸數の割合が大體似通つてゐるが、栗熊村では五反未満の零細經營が絶對多數であることに注意しなければならない。一町歩以上の割合は左程著しい差もなく、三町歩以上に於ては栗熊村には勿論ないが香川縣全般にも至つて少い。第三に農家一戸當りの平均經營面積は第五表の如く香川縣に於ては〇・六ヘクタール即ち約六反歩であり栗熊村は五反五畝にして稍、狹隘である。この耕地が狹隘なるために香川縣一帯の甘土料(小作權)底土料(所有權)が非常に高く、前者は反當り五〇〇圓乃至六〇〇圓、後者は一、〇〇〇圓に

達し、田畑所有乃至經營の讓渡、移管は容易でなく栗熊村に於てもこの間の事情に變りはない。

かく香川縣は全國平均農家一戸當り一町一反歩の半分に近い耕地にすぎないが、土地利用は可成り高度化されて集約經營が可能であり殊に栗熊村は農業經營の改善に努力してゐる村だけあつて顯著で、第六表の如き状態である。それにしてもかかる極度に零細な耕地では耕地の經營自體に已に無理が生ずるのみでなく、人口密度の高い地域として一方糶に對し全國一八一、四國一七九、香川縣四〇三、栗熊村三二八といふ状態であり耕地に對する人口の割合も他地方と比較すれば非常に高い。従つて土地と人口の間に過剩人口、過剩努力の問題が當然考慮されねばならなくなつてゐた。

農家經濟は耕作による農業收入の外に、吹製造、麥稈眞田等の加工收入、勞賃收入等の現金收入によつて支持されてゐる有様であり、本村農業の特性が窺はれる。

第三表 職業別戸數

昭和十四年	農業	土木	水産	商業	工業	鑛業	交通	公務	其他	無業	計
〃 一一	四七五	—	—	五	八	—	三	三	一七	八	五七五
	四八八	—	—	一	一	—	六	一六	一五	一五	五九一

第四表 經營主體別及耕地廣狹別戸數

比	昭和十二年(兼業農家を含む)				
	總數	自作	小作	自小作	未滿一〇反
栗熊村	五七三	九	一七	二七六	三三
比	一〇〇	一・七	三・〇	四八・三	五・九
香川縣	六、七四	一、五六	一、六六	三、〇三	四、六二
比	一〇〇	二二・一	二四・二	四四・九	六八・五

第五表 耕地面積

香川縣	自作地		小作地		計	農家一戸當り
	畑	田	畑	田		
計	六、九〇五	二〇、三五九	五、二七四	三〇、八八五	二、一七九	〇・二四
栗熊村	一、三三八	一、三三八	一、四九六	一、四九六	二、八三四	四・九
計	一、五四七	一、五四七	一、五八八	一、五八八	三、一三五	五・五

（昭和二年末）

第六表 土地利用状況

種目	面積	作付種類								
		米	裸麥	小麥	葉煙草	甘藷	馬鈴薯	青芋	蔬菜	
田	一、〇〇八三三三町〇・九九一七四ヘクタール	—	—	—	—	—	—	—	—	—
畑	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
多毛作	二、七六七	二、七六七	一、〇〇五	一、四〇一	—	—	—	—	—	—
一毛作	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
多毛作	二〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
桑園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
果樹園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
筍畑	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

次に人口状態を観察するに最近十ヶ年間の現住人口、世帯及本籍人口の比較は第七表にみる如くである。即ち現住人口及世帯は昭和八、九年以來漸次減少し、昭和十三四年度の渡満が實現したので昭和十四年末には特に世帯の減少が目立つてゐる。然しそれ以前から已に多少減退してゐるのであるから本村の現住世帯はほゞ六〇〇を限度として飽和點に達することが

分村計畫と實績事例

推察される。明治五年の壬申戸籍をみても大字東西の兩栗熊村を合して四九四戸となつて居り六十年餘にして百戸の増加といふ緩慢さではあるが、兎に角増加する餘地があつた。大正九年以降の國勢調査に於ては大正九年二七六三、大正一四年二七八二、昭和五年二八七四、昭和十年二九〇四の現在人口であり、人口増加は各五ヶ年毎に、一九人、九二人、三〇人といふ極めて僅かの増加である。然し昭和十年以降現住人口に於て漸減の傾向にあることは第七表に示す通りである。一世帯當りの人口は昭和十年全國の五・一人、四國の四・八人、香川縣四・九人、栗熊村四・九九人で、必ずしも多いとは云へぬが、耕地面積に對する割合を考慮すれば相當高い包容度である。

人口動態に關する現存の資料では從來本籍人口しか解らず現住人口の動態に觸れることができないので遺憾ではあるが、一應本籍者のみについて擧げて置く。（第八表参照）

然し年々増加する人口をその儘村内に保有することは元より困難であるため他町村又は他府縣への移出人口數が少くない。それには第七表に示す本籍人口と現住人口の差が年々増加してゐるのによつても窺へるし、又第九表の出稼者數によつても了解できる。

香川縣一般に出稼者及び村外移住者多く、他出現象の著しいのは特徴である。主なる出稼地又は移住地としては阪神地方及岡山、廣島方面であり、工業商業、戸内使用人、及仲仕、雜役夫等の雜業に従事するものが多く、これらは季節と關係なしに他出する。この外に季節的出稼として岡山縣の蘭刈り、徳島縣の養蠶、高知縣の農耕に従事するものが尠くない。後者の出稼だけでも昭和十三年度の香川縣農務課調による概數は岡山縣へ七月中旬より下旬にかけて蘭刈に行くもの五―六百名、高知縣へ七月下旬に田植

神奈川										
愛知										
奈良										
和歌山	—									
山口										
福岡		—								
長崎			—							三
大分										
朝鮮		—								
臺灣		—								
樺太			—							
滿洲										
縣内				一九						
計	—	三三	三	三六	六	三七	六	二四	三九	二四

三

栗熊村は昭和八年經濟更生計畫樹立村に指定され、更に十一年には特別助成村に指定されるに至つて經濟更生委員會を中心として栗熊村經濟更生中堅聯盟が主導者となり鋭意農業經營の改善、農村文化の向上に努力してきたのである。然し更生運動に對する村民の熱情と努力をもつてしても尙前述の如き、土地、人口、戸數の根本的調整を計らうとする時如何とも手の下しやうなく、狭隘な耕地に於ける集約經營だけでは解決の方法がなかつた。

分村計畫書に云ふ所の「本村ノ人口問題ヲ解決シ村ノ更生ヲ期スル爲、

昭和十二年七月過剩人口ヲ今後十ケ年間ニ滿洲ニ移住セシムル計畫」を樹立したのである。

そこで本村の標準農家一戸當り耕地面積を現在の倍即ち一町歩として村内包容戸數三二〇戸、過剩戸數一七六戸を算定し、送出生計畫を作つた。計畫書による根本方針によれば次の如くである。

現在專業農家一戸當り耕地は田五反九畝、畑六畝計六反五畝であるが、これを適正經營農家に於ける田九反一畝、畑九畝計一町歩を殘留農家の規準とし、母村を專業農家三三〇戸、商工業七十戸計四〇〇戸以内とするこゝと、及將來増加する人口の二、三男は青少年義勇軍として送出し村内に於ける分家は一切爲さざること等である。適正經營の耕地面積は同村の簿記々帳をなせる農家の實績を基礎に作られたものである。

更に移住農家の耕地管理及處分計畫と家屋其他動産處分の計畫を始め、負債整理、殘留家族の生業扶助、村財政の整備計畫その他分村後の諸計畫が立案されて愈々實行に著手した譯である。これに要する資金は昭和十四年より同十六年までに自作農創設資金を筆頭に五六八、四三〇圓といふ多額な經費が見積つてある。

昭和十四年三月第一次の先遣隊三一戸の送出を最初に愈々計畫は實行に移された。

更に引續き昭和十四年八月二六戸、昭和十五年二月三一戸、計八八戸が現在までに送出されてゐるのである。これは第一〇表に示す通り全戸移住六四戸、分家移住二四戸である。計畫戸數三〇〇戸に對して三〇%の割合ではあるが、全國の他の計畫村と比較して極めて優秀な成績と云ふべきであつて、現在この程度の送出戸數を有する村は全國に餘り多くないであらう。

然しこの中昭和十五年二月移住者は全戸移住者の部に屬するものの中一戸を除き他は未だ家族招致をなさず、又それ以前の全戸移住者の中にも家族招致の完了してゐないものもある。今の處第三次分までの既招致家族は分家移住者が新に招致せる配偶者をふくめ一四九人、従つて全員はこれに八八人を加へて二三七人であるが、招致家族の豫定總數は三回分で三二六人であり、これが送出を完了すれば四一四人となる。

次に滿洲農業開拓民身上明細書によつて移住者の身分別及職業別、經營主體別、耕地面積、戸數割階級別等を分類すれば、第十一表の如くなる。

戸主六四非戸主二四であるが、この分類は移住者が家族に對して占むる地位を明にしたもので、事實上戸主と雖も渡滿に際して家族を分離して耕地その他を處分せざる場合は分家移住と同様に見做して非戸主の部へ入れ、非戸主と雖も全家族を招致する場合は戸主の部へ入れたが、大部分分家移住である。

職業は非戸主の工業(自轉車修繕工)を除き八七戸は農業であり主、非、共に自作農少く、小作が首位を占めて居り、而も耕地面積一町歩以下の經營が絶對多數である。然し本村の如き零細經營地に於て戸主の中に五反以上四五戸一町歩以上經營者が九戸もあることは注意すべきである。非戸主の場合は移住前の所屬農家の階層別を示すに過ぎないが、戸主の場合は耕地その他の處理が直接殘留農家に影響する所が大きいのであるから耕地面積の大なる農家の送出が多ければそれだけ分村の効果も擧る譯である。

戸數割階級別の分類は本村内部に於て經濟的上層階級に屬するか否かをみるために一應の指標としたまでであり、平均額一八圓五〇錢を劃して上下に別つた。戸主の部に於て上に屬する八戸は可成り平均額を越ゆるもの多く、下の部に屬する五六戸の中にも平均額近くのものも少くないが大

半はこれ以下である。

以上、移住者の所屬する農家の階層別を明にしたが、村内の上層部に屬するもの少く、大體に於て中流程度及それ以下のものが多く、移住者の社會的經濟的階級を示唆するものと云へる。本村の如く分村計畫村中比較的村民の理解と熱意の強い所をもつてして多少の上層農家の参加を獲たに過ぎない。然し從來の標準農家の經營耕地五反以上の農家が割合多いことは分村後の土地配分の上に影響する所が大きい。

斯くの如き農家送出により、分村計畫の所期の目的とする耕地の流動配分にどのやうに影響あるかは今後實行の進捗につれて明になるであらう。

戸主移住にして當然處分されると考へられる耕地面積は第三次までを通じて自作地一二町九反三畝、小作地二八町一反四畝、計四一町七畝の田畑にして、この中既に第二次までの處分済みの耕地は自作地九町二反五畝、小作地一八町一反九畝、計二七町四反四畝である。これによつて分村前後の耕地廣狹別及所有廣狹別戸數の割合が變化した土地配分の比較は第十二表にみる事ができる。即ち耕地廣狹別戸數の總戸數が減少したのは當然であるが、五反歩以上に於てその割合が高くなつて五反歩以下は低くなつてきた。所有別ではこれも總戸數減少し五反歩以上の所有者の割合が増加して五反歩以下は少くなつてゐるのを重視すべきである。

耕地處分は他町村村民の所有又は耕作に歸せしめず母村の零細耕作者に讓渡するやうに留意し、農事實行組合に於て一時共同管理し、又は産業組合及村に於て土地又は甘土料を買取り之を耕作者に管理せしめ徐々に讓渡するやうになつてゐる。こゝでは原則的に零細なる經營者に對して土地を分配する方針をとつて居り、部落の共同收益地の計畫もあるが極めて小さく、一ヶ所三反二〇ヶ所に過ぎない。

處分耕地を全部共同収益地にしたり、或は適正規模にならぬ農家へは譲渡しなかつたりする村もあるやうであるが本村はこの方針を採らない。然し處分済みの耕地が少い上に、廿土料、底土料が高價なため農家は元よりより多くの土地を經營し、又は所有したいと思ひ乍ら現在の農家經濟に於てはその餘裕なく極めて僅かの土地移動が行はれてゐるに過ぎない。従つて五反未満の農家が五反以上の階級に移行してもそれほど大きい變化は考へられない。

第一〇表 送出計畫戸數と実績數

年次	送出計畫數		送出実績數	
	全戸移住	分家移住	全戸移住	分家移住
昭和三年	三〇	三〇	二〇	一一
昭和四年	一七〇	七〇	四四	一三
計	二〇〇	一〇〇	六四	二四

第一一表 移住農家の經營面積及戸數割階級

戸主職業	經營耕地面積		戸數割階級	
	五反未満	五反—一町—二町	計	上 下
自作	〇	二	四	四
	九	二六	三七	〇
小作	一	一七	二二	〇
	一〇	四五	六四	八
計	一〇	四二	五二	八
	一〇	四二	六四	五六
主農	〇	二	二	〇
	三	六	一〇	〇
小作	二	四	六	一
	二	二	四	〇
計	二	六	八	一
	二	六	八	一
非農	〇	〇	〇	〇
	〇	〇	〇	〇
計	〇	〇	〇	〇
	〇	〇	〇	〇
工	一	一	二	一
	一	一	二	一
計	一	一	二	一
	一	一	二	一
計	一五	五七	八八	一〇
	一五	五七	八八	七八

分村計畫と実績事例

第一二表 分村農家送出後の土地配分の變化

耕地面積	耕地廣狹別		耕地所有別	
	分村前	分村後	分村前	分村後
五反未満	三二	二七	三三	一七
五反—一町	一七	一六	三六	二二
一町—三町	〇	七	三	三
三町—五町	—	—	—	—
五町—一〇町	—	—	—	—
計	五三	五〇	五三	五〇

四

以上の如く栗熊村は分村計畫村の一事例に過ぎないが、多少とも分村の実績を明にすることができる。元よりこの計畫が至難の事業であるは云ふまでもなく、全村の理解と協力とを得乍ら實行に當つては容易に進捗せず、祖先傳來の土地に對する愛着心と渡滿に對する疑懼と、移住後の財産處分殘留家族の問題に躊躇するため、多數の移住者を短期間に送出するは困難である。

加ふるに今次事變の影響は第一に農村人口の都市集中、軍需工場への進出となつて栗熊村の出稼者に現はれてゐる。

即ち阪神、岡山方面の軍需工業に高賃銀をもつて出稼する機會に恵まれてきたので、村當局者並に分村計畫の當事者は極力これを阻止するのに腐心し、殊に小學校卒業児童の就職勸奨のための引抜きを防止するのに並大抵の苦勞でない。又計畫實施途上に於て村民と青少年の分村に對する熱意を中斷せしむることのないやうにも苦心を拂はねばならない。

第二に農産物價が一般に昂騰して農家經濟は以前より遙に餘裕を生じ、從來本村の標準農家として五反五畝を耕作してゐたものでも充分黒字收入の生活が可能になれば滿洲移住の決意をにぶらせる虞れなしとしない。

斯く周圍の情勢は一般の分村計畫にとつても栗熊村にとつても必ずしも有利ではなく、それだけ今後の農家送出に大きい障害があり、これを突破する努力が一層必要とされるのである。

分村計畫の實績をまだ實行著手後幾何も出ずして兎角云ふのは勿論早計である。その効果が、分村母村共に見られるのは農業生産に於ては特に年月を要しなければ不明である。だが、栗熊村が分村の一形態として今までに示した實績について云へるとしたら凡そ以上の事が説明できると思ふので計畫に至る村の土地、人口の事情とを合せて概述するにとどめた。今後比較的多數の移民を送出した長野縣を始めとして、その他の地方に於ても分村後の實績についての發表が示されることを切望してやまない。

一九三九年獨逸國勢調査による

現住人口及世帯數(速報)

島 村 俊 彦

一九三九年五月十七日に施行された獨逸國勢調査の結果の一部が、"Wirtschaft und Statistik" 1940, 2. Januar-Heft 20 Jahrgang Nr. 2. に速報として發表されたから此處に抄譯した。但此處に譯出したのは發表された結果の内全國に關する部分のみで地方別其他の部分は省略した。

一、一九三九年五月十七日現在獨逸現住人口

從來 "Wirtschaft und Statistik" に發表された獨逸速報住民數(註一)は所謂現在人口即ち一九三九年五月十六日夜半から十七日にかけて調査地に居合した凡ての人を調査したものであつて其等の人々の常住的住所は全然問題にされなかつた。然るに今此處に掲げた數字は法律の規定によつて定められた處の現住人口の速報數である。之は調査地に常住的住所を有する凡ての人を調査したものであつて、其等の人々が調査日に其處に居つたかどうかは全く顧慮されない。

調査材料の整理の過程に於て通常僅かしか修正を加へる必要が無いから今調査された現住人口は實用上殆ど目的たる住民數を示してゐるものと謂へる。

(註一) "W. u. St." Heft 13. u. Sonderbeilage zu Heft 1/18 参照

(一) 獨逸人口の狀態及發展

一九三九年五月十七日現在調査による獨逸現住人口は(註一)七千九百三十六萬四千四百八人であつた。此數字には次の人口は含まれてゐない。即ち

- イ、メーメル地方(此處では併合直後のため調査施行は不可能であつた)
- ロ、前ダンチヒ自由市
- ハ、前ポーランドから獨逸に分割された新東部地域

一九三九年五月十七日現在獨逸現在人口は七千九百五十八萬四千六百二十人であつた。其れ故現住人口は現在人口より二十二萬二千二百十二人即ち〇・二八%だけ少ない。斯る差は國內及外國に於ける外の調査に於ても同様に經驗されてゐる所である。一九三三年六月十六日の調査に就いても、

其當時の獨逸領土に於ける現住人口は現在人口よりも十四萬七千二百五十三人即ち〇・二三%少なかつた。これには種々の原因があるが、現在人口としては計算に入れられるが現住人口には算入されない處の外國人の國內交通が主たる原因である。現在人口に對する此の差は國全體としては比較的僅少であるから一八七一年獨逸統一以來の人口發展に關し亦歐洲及世界の國家體系に於ける獨逸の地位の發展に關しても、最初の發表に當つて現在人口に就して W. u. St. 1939, Nr. 13. で述べた處の事柄を此處に再び指摘して差支へ無いのである。

一九三九年の調査施行當時の獨逸領土に於ては一九三三年(註二)には約七千六百四十四萬一千人の人が生活して居つた。其れ故人口増加は約二百九十二萬三千人即ち三・八%で平均毎年の増加は中間人口の約〇・六四%に相當する。同期間中に於ける人口自然増加(出生超過)は約二百八十五萬八千人であるから約六萬五千人の移住による増加があつた譯である。人口發展は舊領土と一九三八年に再合併された地方とでは次表に見らるゝ如く非常な相違がある。

一九三九・五・一七獨逸國勢調査住居人口(速報)

人口發展	人 口		増 減 (-)		移住による増減(-)	
	一九三九年五月 一七日現在	最近調査	千單位	百分比	千單位	百分比
舊領土	(1) 六, 三六八, 五五五	(2) 六, 〇三二, 五八〇	三三六	五・〇	二, 七六二	四三
前境太利	(1) 六, 三六八, 五五五	(3) 六, 七五八, 一〇一	三九〇	一・八	〇, 〇三	一三
ズデーテン	三, 四九五, 七九	三, 六三二, 七四	一八七	五・三	一, 一三三	一八
ドイツ地方	三, 四九五, 七九	三, 六三二, 七四	一八七	五・三	一, 一三三	一八
全 國	(5) 九, 三三四, 〇八	七, 四四一, 五二	一九九	二・一	三, 七三七	四〇

(1) 前境太利と舊獨領間の領域變更(Jungholz Mittelbergに關する)は考慮されてゐる

(2) 一九三三・六・一六、ザール地方に關しては一九三五・六・二五調査

一九三九年獨逸國勢調査による現住人口及世帯數(速報)

- (3) 一九三四・三・二二調査
- (4) 一九三〇・二・二二調査
- (5) メーメル地方、ダンチヒ及新東部地域を除く

舊獨逸領土に於ける人口増加は主として出生超過に因るもので、其出生超過は全調査期間を通じて殆ど二百八十萬人、平均毎年の増加は四十六萬四千人に達した。斯くて人口自然増加は國民社會主義的人口政策の御蔭で、平均毎年三十八萬人を示した處の一九二五—一九三三年の調査期間に比較して著しく多い。然し出生超過の外移民の流入も重要な役割を演じた。舊領土に於ては移出人口よりも移入人口の方が約五十萬三千人だけ多かつた。一方一九二五—一九三三年の八年間の調査期間に於てはザール地方を除いた舊領土からの移出人口は移入人口より約二十三萬四千人だけ多かつた。移住—特に國民社會主義の建設計畫の實施のための勞働力の移住—は本調査施行前の最近時に於て特に大であつたに相違ない。ズデーテンドイツ地方及東部境界領からの移住者は特に問題である。一九三九年に此等の地方は、ドイツへの合併前に起つて居つた處の強度の經濟不況を克服し始めてゐた。其れ故舊領土に於ける、移住に因る人口増加と一九三八年に併合された地方に於ける移住に因る人口減少は因果關係にある。此地方の出生超過の輕微な事は其の人口發展の觀察に際し同様に考慮されなければならぬ

(註一) 本號附録參照(同附録には全國、地方、大小行政地域、人口一萬以上の各自治團體の速報數が發表されてゐる)

(註二) 舊領土(ザール地方を除く)に於ける以前の調査は一九三三・六・一六。ザール地方は一九三五・五・二六。前境太利は一九三四・三・二二。ズデーテン地方は一九三〇・二・二二。

(一) 體性別人口

現住人口の決定に際して調査されたる體性別人口は次表の通りである。

體性別人口		一九三三以後の増加數		増加割合	
男子人口	一、九三九	一、九三三	一、九三三以後の増加數	増加割合	
	三、七五三、四四三	三、七〇五、〇三一	一、六六三、四三二	四五・%	
女子人口	四、〇六二、九六六	三、九三三、二二四	一、三〇八、八三三	三二・%	

右の如く男子人口は女子人口に較べて非常に大なる増加を示した。一九三九年五月十七日現在調査に據れば男子人口千に付き女子人口は一〇四八であるが一九三三年(註一)の調査に於ては男子人口千に付き女子人口は一〇六一であつた。現在人口と現住人口の差は男女によつて違ひ、男子の現住人口は現在人口より僅か五萬九千四十人即ち〇・一三% 少くないに過ぎないのに女子人口に在つては其差は十六萬九千二百七十二人即ち〇・四二%にも達する。

(註一) 女子過剰の緩和の原因に就いては "W. u. St." Jahrg. 1939, S. 501 参照

(三) 自治團體人口階級別人口(註一)

一九三九・五・一七獨逸國勢調査自治團體人口階級別人口

自治團體人口階級	人口	割合
一〇、〇〇〇未満	三、九三六、〇〇〇	五〇・%
一〇、〇〇〇以上	四、八七三、〇〇〇	六二
二〇、〇〇〇〃	五、〇〇〇〃	八〇
五〇、〇〇〇〃	一、〇〇〇、〇〇〇〃	五三
一〇〇、〇〇〇〃	三、九六九、〇〇〇	五〇・一
人口一〇〇、〇〇〇以上の内		
一〇〇、〇〇〇〃	四、四六三、〇〇〇	五六
二〇〇、〇〇〇〃	五、〇〇〇、〇〇〇〃	七三

五〇〇、〇〇〇〃	一、〇〇〇、〇〇〇〃	五、八六八、〇〇〇	七四
大都市ベルリン、ウイン、ハンブルグ		七、九七三、〇〇〇	一〇・〇

獨逸人口の二分の一は鄙邑的即ち人口一萬未満の農村的及小都市的自治團體に居住し、僅か三分之一が大都市に、そして僅か五分の一が人口一萬以上十萬未満の比較的大きな小都市及中都市に居住してゐる。自治團體人口階級別人口配分状態は地方によつて大きな差異を示してゐる。多くの地方に於ては、其地方の全人口に對する大都市人口の割合は、ベルリン、ウイン、ハンブルグ等の大都市を含む地方によつて強く影響されてゐる處の全國平均よりも著しく低い。一つ／＼の地方を取つて見れば鄙邑的、農村的及小都市的の割合は全國平均より遙かに高い。東部境界領及ズデーテン地方に於ては人口の殆ど四分之三は人口一萬以下の自治團體に居住してゐる。人口五萬以上十萬未満の自治團體に居住する人口の割合が殆ど各地方共非常に少ない原因は中都市が大都市に昇格することによつて起る大都市の増加にある。其の割合はチューリンゲン地方で最大(一八・八%)であるが、それはチューリンゲンの大都市エルフルトがザクセンに屬する關係上大都市が存在しないからである。

(註一) 自治團體人口階級別人口特に都鄙人口の配分に就いての詳細なる叙述は本誌最近號に掲載。

二、一九三九年五月十七日現在世帯數

一九三九年の國勢調査の結果の整理に際しては特に記入された世帯票の數が用ひられた。記入された世帯票の數は世帯總數(獨身世帯、家族世帯、準世帯)と僅かしか違はないから窮局の結果が出るまで暫定的世帯數として之を利用する事が出来る。個々の地方及人口一萬以上の自治團體の、記

入された世帯票の数は本號附録に再録されてゐる。

(一) 世帯及世帯増加

一九三九年五月十七日國勢調査による獨逸世帯數(メーメル地方、ダンチヒ、新東部地域を除く)は約二千二百七十七萬で一九三三年(註二)六月十六日現在調査に於ける二千七十七萬五千に對して約二百萬即ち九・六%の増加に相當する。同期間に於ける人口増加は僅か三・八%であつた。其れ故世帯數は人口の二倍半の強さを以て増加した事になる。舊領土(東部境界領の併合前の状態)に於ける、一九三三年以來の世帯數増加は百八十六萬即ち一〇・四%で比例的には更に大きかつた。これに對し人口増加も比較的大きく五・〇%を示した。

世帯及世帯の増加	過去の調査に對する世帯の増加		過去の調査に對する人口の増加	
	世帯數	合計	平均毎年	合計の百分率

(1) 現領域(メーメル地方、ダンチヒ、東方地區を含まず)	一九三三・六二六	二〇、七四七・七三三	—	—
	一九三九・五二七	(4) 三、七〇、一五六	一九五、四三三	九六
舊領域(一九三八・一以前の狀態)	一九三〇・二二一	三、六三、九二一	—	—
(2) 一九三五・六二六	一五、三五、六九五	二、五七、七四四	一九八	一七、四三三
(3) 一九三三・六二六	一七、九五、二七八	二、四二、五六三	一九五	一〇、九六〇
一九三九・五二七	(4) 一九八、二六三・五	一、八六、四九九	一〇四	三三、〇七〇

- (1) ザール地方一九三五・六二五、前奧太利一九三四・三二二、ズデーテン地方一九三〇・二二一調査
- (2) ザール地方は一九二七・七一九國勢調査に基づき推定

一九三九年獨逸國勢調査による現住人口及世帯數(速報)

- (3) ザール地方一九三五・六二五調査
- (4) 記入されたる世帯票數

人口増加に比べて特に大なる増加割合を示す處の世帯増加の傾向は一九二五年及一九三三年の國勢調査に際して既に確認されてゐる處である。舊領土に於ける毎年平均の増加は次表の通りである。

調査期間	世帯の増加		人口増加割合
	増加數	%	
一九一〇—一九二五	一七七、四三三	一・三七	〇・五六
一九二五—一九三三	三〇一、九六〇	一・九四	〇・五六
一九三三—一九三九	三一〇、七五〇	一・七三	〇・八三

此れは如何に説明さるべきであらうか。大戦前の夥しい出生兒は漸次成長し一九三九年迄には凡て婚姻年齢に達した。これは嘗て無かつた程度に世帯構成の原因となつた。一方平均壽命が延びた結果既存世帯がより永く持續することになつた。それに對し子供の數及戦時中の出生減退のため結婚出來なかつた若い人々の數及一九三三年迄持續されてゐた産兒制限の數は次第に減退の傾向を辿つた。かくて國民社會主義による政權獲得以前に於ける政治的經濟的衰頹の時期に生じた處の高齡化現象こそ、より緩慢な人口増加にも拘らず世帯が強い増加を示した原因と謂ふべきである。一九三三—一九三九年の調査期間に於て、若し假に急速な經濟復興及失業の完全なる消滅に基き普通以上に婚姻率が高まる事によつて夫婦數が増加しなかつたとしたならば此程の世帯増加もまた可能でなかつたらう。此處に掲げた圖表(註二)は若し世帯數の増加を二十五歳以上の人口の増加と比較して見るならば尙一層意味が明かになるだらう。舊領土に於ける毎年平均の世帯増加は次表の通りである。

調査期間

世帯増加割合

二十五歳以上の
人口増加割合

一九二〇—一九二五	一・三七%	一・五%
一九二五—一九三三	一・九四	一・九八
一九三三—一九三九	一・七三	一・六—一・七
(1) 一九三三年國勢調査に於ける人口年齢階級により推定		

一九一〇—一九二五年の調査期間に於ける二百六十萬即ち毎年平均十七萬七千世帯の増加は其れ以後も成人人口—世帯の新構成に對し特に問題となる—の増加よりも著しく少かつたのであるが、之は主として數百萬の女子が男子の戦死のため結婚を断念しなければならなかつたからである。亦一九二五—一九三三年の八年間に於ける毎年三十萬以上の強き増加は二十五歳以上の者の増加と全く一致しない。其理由は一九三三年以前の政治的混亂及經濟的衰微の年に於ては婚姻頻度は低下し婚姻は例へば一九一〇—一九一一年の如き正常の婚姻關係に於て期待されるであらうよりも約三十萬件も少かつたからである。(註三)亦大部分獨立の生計を立てゝゐる、戰爭の影響により未婚のまゝであつた處の女子の世帯構成の上に還元せらるべき殆ど四十六萬にも達する獨身世帯の異常な増加も此婚姻に於ける不足分を補ふに足りなかつた。先づ一九三三—一九三九年の調査期間に於ける年々三十一萬一千の世帯増加は世帯構成に就き問題となる人口の部分に對して期待された増加よりも大であつた。強力な、目的意識的な國民社會主義政策及經濟統制は大なる婚姻増加の結果を齎した。そこで既に一九三七年末迄に一九三三年に取残された處の婚姻が取返された。従つて相對的婚姻頻度は以前の正常と考へられた時期よりも大であつた。(註四)前澳太利領及ズデーテンドイツ地方に於ては、最近の調査期間中の世帯増加は夫々澳太利は七萬八千(四・三%)ズデーテン地方は五萬三千(五・三%)にして、

其割合は舊獨逸領に於けるよりも著しく低い。其れは舊領土(註五)への移出の結果成人の増加がより少なかつた事によつても説明され得るが特に獨領へ併合される前の著しく低かつた婚姻頻度に依つて説明される。同時に一九三三—一九三九年の調査期間の記録的增加を以て強き世帯増加の時期は終りを告げた。一九三九年には一九一四年の出生兒が二十五歳に達した。一九一五—一九一八年の少かつた出生兒及後には再び多くなつたが、其れ以後差當り持續的に少くなりつゝある戦後出生兒が今後此の年齢域に達する。推算によれば獨逸に於ける(メーメル地方、ダンチヒ、新東部地域を除く)二十五歳以上の人口の増加は毎年平均次の通りである。

年次	平均毎年の増加
一九四〇—一九四五	〇・〇九%
一九四五—一九五〇	〇・八四
一九五〇—一九五五	〇・三八
一九五五—一九六〇	〇・〇二
一九六〇—一九六五	〇・三一

そこで新しく構成される世帯数は過去三十年に於けるよりも著しく少くなるだらう。加之戦後の最初の年次に再び多くなつた處の出生兒が二十五歳以上に達する一九四五—一九五〇年の五年間に於ては、二十五歳以上の者の人口に對する比例的増加は一九三三—一九三九年の最近調査期間中の舊領土に於けるそれに比較すれば半分に過ぎないだらう。國民社會主義の政權獲得後生れた出生兒は比較的に多いから、之が二十五歳以上に達する一九六〇年以後に於ては成人の数は再び上昇するであらう。

(註一) ザール地方は一九三五・六・二五、前澳太利は一九三四・三・三二、ズデーテンドイツ地方は一九三〇・二二・二一調査。

(註二) 譯者註。圖表は省略す。

(註三) "Statistik des Deutschen Reichs" Band 451 Heft 2, S. 54. 参照

(註四) "W. u. St." Jahrg. 1939, S. 334 u. 775 参照

(註五) 前資料 "Die Wohnbevölkerung im Deutschen Reich" S. 25 参照

(二) 世帯の人員數

最近の調査期間に於ては、世帯の増加は人口増加よりも大であつたから、世帯の平均的大いさは更に減少した。一九三三年に於ては一世帯當り人員は三・六八人であつたが今日では三・五人に過ぎない。獨逸統一以來世帯人員數は次表の如く低減して來てゐる。

年	一世帯人員數	一世帯人員數
一八七一年	四・七〇	四・六〇
一八七五	四・六四	四・五七
一八八〇	四・六九	四・五三
一八八五	四・六九	四・〇七
一八九〇	四・六六	三・六八
一八九五	四・六四	三・五〇
		一九三九(舊領土、新領土、東部地域及スエーデン地方) 三・四九

世帯の大いさが小さくなる傾向は既に一八九〇年以來明白に現れてゐるが、しかしそれは比較的狭い範圍に限られてゐた。一九一〇—一九二五年の調査期間に於て世帯の平均の大いさは從來の停滞状態を破り、一九一〇年の四・五三人から一九二五年には一舉に四・〇七人へと低下した。かゝる情勢は著しく短かい一九二五—一九三三年の調査期間中、持續的出生減退のため續いた。一九三三—一九三九年の調査期間に於ける世帯の平均的大いさの低減は、世帯の記録的增加にも拘らず、以前程甚しくはなかつた。それは一九三四年以後の出生數が著しく多かつた結果である。かゝる出生増加が有つたにも拘らず、それは子供の成長によつて引起される處の昔の子女數多き世帯の減少及消滅を相殺するに足らなかつた事は確かである。今日一世帯當り人員は一九一〇年に於ける大戦前の最終調査の場合に比較

して一人少ない。

(三) 自治團體人口階級別世帯

世帯の平均的大いさは自治團體人口が多くなるに従つて規則的に減少するのであるが、注目すべき事である。人口一萬以下の主として鄙邑の自治團體では一世帯當り人員は三・八七人であるが、一方大都市世帯では僅かに三・〇一人に過ぎない。これは本質的には出生力(子供の數)の差異を示してゐるのである。居住關係に於ける差異は單に第二次的役割を演ずるに過ぎない。略ぼ同一の人口數を有する自治團體又は地方に於ても、世帯數の大いさには非常な差違のあることがある。例へば平均的世帯の大いさが全國平均(一世帯當り三・四九人)を超える多くの大都市さへある。一世帯當り人員數の最小はウイン(一世帯當り二・六六人)で、ベルリン、ドレスデンに於ては人員數は二・七五人以下である。

自治團體人口階級	一九三九・五・一七(1)世帯數	一九三九・五・一七(1)世帯當り人口	一世帯當り人員數
10,000未滿	10,310,665	3,975,557	3.67
10,000以上	1,372,833	4,832,133	3.55
50,000	1,622,099	6,372,101	3.93
50,000	1,149,610	4,154,011	3.53
100,000	5,067,766	16,027,496	3.15
1,000,000以上	2,872,333	7,973,000	2.77
100,000以上合計	7,664,661	23,969,496	3.01
總計	(2) 3,370,155	7,934,408	2.94

(1) 記入されたる世帯票數
(2) メーメル地方、ダンチヒ、新東部地域を除く

紹介

スペングラ著「フランスの人口減少問題」

France faces Depopulation by J. Spengler,
pp. VIII + 313. 1938

現下歐洲に於て人口問題と云へば人口減少問題であり、人口減少問題に就て先頭を切つたのはフランスである。さればフランスの人口減少問題を題目とした著書論文は頗る多い。本書も亦其の一である。著者は米國ディユーク大學教授で、フランスの人口學說等につき屢、論文を發表して居る。フランスの文獻を丹念に集めたと云ふ以外、如何程の獨創があるか、今茲に簡單に評することを得ないが、唯最近のものであり、引證も多く問題の取扱ひ方が廣いと云ふ意味に於て人口問題に興味を持つ者の見遁すことの出來ない書物である。

本書は十一章より成る。先づ各章の表題を示せば左の如くである。

第一章 一七〇〇年以來一九三六年迄の全人口の増加

第二章 人口増加の地方別差異

第三章 一六五〇年以來一九三五年迄の人口の自然増加

第四章 特殊出生率

- 第五章 人口減少の虞れ、人口維持増加論（一四〇〇年乃至一八七〇年）
- 第六章 同上（一八七〇年乃至一九三七年）
- 第七章 出生率減少の原因に關する佛國の解釋
- 第八章 植民論、植民及移民
- 第九章 移植民政策と其の効果
- 第十章 人口の自然増加を促進せんとする諸手段
- 第十一章 結論

以上の各問題に就て紹介することは紙幅の關係上不可能なるが故に、特に我國に參考となりさうな點として、出生率減少に關する諸説、人口増加政策、其の將來の見透しに對する著者の見解及差別出生率に關する諸統計的研究を紹介するであらう。

現時のフランスの人口減少の原因に關する説として、著者は三種に大別して居る。第一は、生理説、即ち人の意思に拘らず、妊孕能力そのものが減退したとなす説であるが、フランスに於てこの説は反對が多い。殊に近時伊太利のデニーの稱ふる民族的衰退説に對してはベルクロン、ゴナー等反對者が多い。第二に、マルサスの説明即ち經濟的原因に歸するもので、是は十九世紀の六十年代迄はフランスの學界を支配したものであるが、今や殆んど勢力がない。第三は任意説即ち、出生の減退は人が任意に實行（産兒制限を）して居るとなす説で、是が現時の佛國の一般を支配して居る説である。之を更に細別すれば三に分れる。（一）は相續制度に重きをおくもの即ち、均分相續制の結果、從來通りの生活程度を維持せんが爲には、その相續者を最少限に、出來れば一人（家に残る男子一人の意）にせんと努力するとなす説である。ル・プレーをその代表者とす。（二）はデモン唱へた社會的毛管説（Social capilarity）、即ち上の階級に上らんためには液體が毛

細管を上る如く、家族の負擔を少くする事を要するとの説である。(三)は文明説又は心理文化説で文明の上昇と共に出産を制限するとなすもので、ルロア、ポリューを代表とし、佛國の通説と稱すべきものである。是等諸説を通じ、今フランスに於て出産率減少の原因として擧げられて居るものを摘記すれば左の如きものである。(一六八—一七四頁)

フランスに於ける出生率低下の原因に關する諸説

- (1) フランスの出生率は、思慮の深密と平行する。保險とか貯蓄とかを有する思慮深い人々の多い地方に於て出生率は低い。
- (2) 一般に出生率は富の程度に反比例する。多くの動産や不動産や収入を有する人々若くは階級の出生率は、低下して居るのが常だ。
- (3) 出生率の低下は、兒童の就職の困難と比例する。それは十五歳以下の兒童が勞働し得なくなつたことに歸し得る。
- (4) 女權主義が旺んになり女性が産業界に進出したり、且つ其他に於て、男性と同様な活動をしたりすることが結婚率や出生率を低下せしめた。
- (5) 兒童の教育の要求が重くなればなるほど、それだけ子供の不生産的な期間を長くするのみならず、野心を大きくし、現在の地位に不満ならしめ、子供を産まふとする親の慾望は減ずる。
- (6) 人口が都市に集中するやうになれば、勢ひ出生率を低下するやうになる。なぜなれば、都會は人々を刺戟して、生活標準を高めさせ産兒制限の慣習に慣れしめる。
- (7) 各種の課税負擔、保護政策、事業獨占等は生活費を増大し、結婚率や出生率を低下する。
- (8) 生活標準が向上して、各種の貨物や勤勞が必要となれば、かゝる慾望の滿される場合でも然らざる場合でも家族の大きさを制限させるやうに

スベングラ著「フランスの人口減少問題」

なる。

(9) 佛蘭西に於ては、結婚參持金が高く附いたり、結婚に個人的自由が制限されたりする等の結婚に關する法律上及經濟上の事情が結婚率を低下させて居る。

(10) 總ての健康な佛蘭西青年は、強制的に長期間を軍隊に徵集されるので、其のために健康を害したり、結婚生活を妨げたり、且つ除隊後に農村生活を嫌忌させたり、勤勉心を弛緩させたりするに反し、徴兵に漏れた不健康な青年は、結婚して多くの子供を生むやうになるから、そこで佛蘭西國民の素質を低下するやうになる。

(11) 出生率の低下はまた宗教的信仰の衰微とも關係を有すると云ふ。何となれば宗教的信仰は、現世の低い物質生活を忍んで、未來の生活に多くの希望を抱かしめ産兒制限を非人道的だと見做して、反對することになるからである。

フランスが人口減少を憂ひたのは新しい事ではなく、十四世紀、十五世紀に於て黒死病、百年戦争、移出民等の爲人口減少の傾向が現はれ、免稅や、市場の開設等の方法に依り結婚や、移入民が獎勵せられた。その後の最も熱心なる人口増加政策はコルベールの時代である(コルベールの人口政策に就ては本誌の別の號に紹介するつもり)。然るに彼の死後その政策は廢止せられ、却つて戦争、重稅、宗教上の迫害等相次ぎ、人民塗炭に苦しみ、人口は減少したと考へられて居る。其の後も絶えず人口増加策は提案せられたけれども、(フランス革命時代の人口増加案に就ても別の號に紹介するつもり)殆んど實行されて居ない。十九世紀に入つて、人口論一變して、人口の増加を喜ばざるマルサス説が學界を支配したが、十九世紀六十年代に入りて再び人口の停止が憂へられ各種の人口増加策が論ぜられ

た。之即ち現時の人口増加政策の先驅をなすものである。ベルチロンはその人口減少問題（一九一一年出版）に於て當時主張せらるゝ人口増加政策を効果なきものと、實際効果あるものに分ち、（一）婦人の解放、（二）離婚の自由、（三）僧院の閉鎖、（四）父の搜索許容（私生兒認知の訴を起し得ることとする）、（五）宗教心の作興、（六）結婚手續の簡易化、（七）悪疾及酒精中毒防止、（八）死亡率減少等の如きものは効果なきものとし、効果あるものとして左の如きものを擧げて居る。

1. 所得税の改正。獨身者及三人未満の子あるものには一〇%乃至五〇%増徴し、子三人あるものには現狀維持とし、四人以上のものには全免すること

2. 相続税を改正し、相続人三人未満の場合にも三人の場合と同様の相続財産を受くるにすぎざる様にすること

3. 政府の使用人及貧困家族に對し、二人を超ゆる子ある場合に家族手當を支給すること

4. 政府の公職の凡て、或は殆んど凡ては三人以上の子供あるものに限り採用すること。

5. 奨學金、國費の補助等の凡て政府の恩惠的政策は子三人以上あるものに限り之を與ふること

6. 生産の保護奨勵、産前産後の賜暇、多子家族の補助

7. 多子家族の表彰

8. 選挙法を改正し既婚者に復數投票權を與へ、子一人毎に更に一票の投票權を與ふること

9. 産兒制限の宣傳禁止

ルロア・ボリユーも略同様の案を提案して居るが彼はその外に濫りに教

育年限を延長することを以つて出産減少の一原因に數へ、家庭婦人労働者（女中）に有配偶者を使用すべきを提唱して居る。然しフランスが眞に活潑なる人口増加政策を採用したのは大戦後殊に一九三二年後であつて、是等の點に就ては本書は詳細なる記述を行つて居るが、之に就ては本誌前月號に相當詳細に殊に最近の家族法典に至る迄紹介したが故に茲にはその記述を省く。唯一言最近の人口増加政策に對する著者の見解を紹介するならば、彼は人口増加政策も多くの効果を期待し得ないと云ふ。その根據とする所は二ある様である。一はフランス人口は既に最適人口の限度を超え、今後人口を増せば生活程度が下るべきが故に、人民は生活程度の維持向上を願つて政府の切なる希望にも拘らず人口増加せざるべしと云ふ。第二の理由は人口の増加を願ふのはフランスの現在の支配階級であつて、資本家が豊富なる勞力の供給を欲し、又は勞力の補充を欲するので其は必しも國民の意思ではないと云ふにある。更に具體的に現時（一九三六年）の人口増加政策の無効なる所以として四つの理由を擧げて居る。曰く

一、金錢的給與は少きに失する。例へば家族手當の如きは育兒費の一小部にすぎない。

二、人口増加政策の負擔は結局労働者及サラリーメンの負擔に歸し擔稅力ある階級は之を負擔しない。

三、金錢に依る刺戟は職業に依る生活費の差異に適合して居ない。

四、優生的施設を缺く

然し以上著者の見解は凡て人民戦線華かなりし頃及一九三九・七・三〇日の家族法典發布以前の事實に基く觀察で、一九三八年十一月人民戦線崩壊後の國民的感情及家族法典に現れた施設を見れば恐らく著者も此の見解を變へたであらうと想像される。怨むらくは今や再度の大亂全歐洲を敝ふ

て、この法律の効果を實際に見るべきもない。

本書はフランスの人口現象に關して多くの統計を掲げて居るが、大部分は我國に膾炙せる事實を出でない。唯比較的統計的の調査として價値のありさうなものを左に掲げるであらう。

第一表 職業別出産力 一九〇六年

區分	全佛國	最も高率なる縣	最も低率なる縣
金利生活者及無職	三一六	四八一	二三一
漁夫及船夫	五〇九	七四七	三〇四
全部	三七一	六三二	二二七
農業	三七〇	六二七	二三四
工業	三八三	六七〇	二二五
自由職業	三〇五	三八九	二二五
全部	三二二	五二二	二四五
公共	三〇九	四〇二	二五七
全部	四二〇	五九二	二七〇
農業	四二一	五九五	二六〇
林業	三九七	六〇七	二七七
精鍊業	四三三	五七二	二四五
土木建築	四二一	六三一	二八七
工業及運輸	四五〇	六三一	三一二
家庭召使	三〇三	四一二	二四一
公共事業	三七七	六八七	二七三

第二表 經濟階級及職業別一戸當生存子女數 一九二六年

區分	雇主	單獨職員	勞働者	失業	計
漁業	二五六	二二七	一五二	二二八	二四三
農業	二三八	二二七	一七六	二〇〇	二三一

スベングレー著「フランスの人口減少問題」

採掘業	工業及運輸	商業及銀行	自由職業	接客業 (Personal cares)	召使	官吏	計
二三四	二〇〇	一七〇	一八一	一四一	—	—	二二五
二二二	一八四	一七〇	一五六	一五二	—	—	一九四
一七八	一四二	一七〇	一三四	一二三	—	—	一三八
二二六	一八一	一六〇	一六六	—	—	—	一八三
二五二	一七四	一六〇	一二二	—	—	—	一七七
二三四	一八一	一五七	一五六	—	—	—	一九五

第三表 經濟階級及職業別一戸當生存子女數 一九二一年

農業	工業	商業	自由職業	公共事業	召使	計
二六四	二五五	二二四	二〇七	—	—	二五九
二八二	二三四	一九二	二〇九	—	—	二〇九
二八二	二六七	—	—	—	—	二〇四
—	—	—	—	—	—	二六〇
—	—	—	—	—	—	二〇四
—	—	—	—	—	—	二七〇

第四表 經濟階級及職業別一戸當生存子女數 一九二一年及一九二六年比較

區分	雇主	職員	勞働者
農業	一九二一年 二〇二	一九二六年 二〇九	一九二一年 二〇二
工業	一九二一年 二〇〇	一九二六年 二〇七	一九二一年 二〇〇
商業	一九二一年 一八二	一九二六年 一八二	一九二一年 一八二
自由職業	一九二一年 一八二	一九二六年 一八二	一九二一年 一八二
計	一九二一年 二〇二	一九二六年 二〇九	一九二一年 二〇二

公共事業	—	—	一・五	(一)三〇	二〇九	一・五	(一)七
召使	—	—	—	—	一・三	一・五	(一)三

第五表 巴里の經濟的地位順地區の年齢二〇—三九の者

一、〇〇〇人當り出生率

區分	一九二一—一九二三	一九三四—一九三六	増減
第一區	二五・五	三三・六	(+) 七・一
第二區	三一・八	三三・三	(+) 一・五
第三區	四二・四	三八・四	(-) 四・〇
第四區	五六・七	四六・八	(-) 九・九
巴里全體	四〇・五	三九・五	(-) 一・〇

(北岡 壽逸)

レツダウェイ著「人口減少の經濟」

The Economics of Declining Population by

W. B. Reddaway, pp. 270. 1939, George Allen and Unwin

十八世紀に於ける非常なる人口増加はマルサスの人口論を生み、十九世紀を通じて、少くともその前半に於ては經濟學上の最も重要な理論であつた。時世は今や變つた。西歐洲に於ては人口は増加しない。或は減少する傾向さへある。そこで各國何れも人口の維持増加策に汲々として居る。然し其は何れも、政治上軍事上の理由よりする政策であつて、かゝる人口の停頓又は減少が、經濟上如何なる影響を與ふるかの問題は餘り多く論じら

れて居ない。この時に當り、レツダウェイ氏が人口減少の經濟的影響を論じて一著を出した事は吾々人口問題に興味を有するものゝ見遁すを得ないものである。

先づ初めに氏の經歷を一言すれば、氏はケンブリッジに學び一九三二年數學の優等賞(Honors)を得、一九三四年に經濟學の優等賞を得、英蘭銀行の經濟統計課に勤め、後ロシヤに行き、濠洲に行き、一九三八年一月ケンブリッジのクレイヤ大學の Fellowship に擧げられたと云ふ、少壯學徒である。

本書の内容を概評すると、推理に一貫し、實證的研究は殆どない。人口減少の經濟上の影響と云ふが如き、廣範にして且、多様な問題に就て、各種の起り得べき場合を推論するのであるから、全體を通じ、難澁にして一貫したる理論とか主張とか云ふ程のものはない。夫のマルサスの人口論とはその點に於て根本的に異なる。この概評の下に氏の云ふ所を紹介することとする。

第一編は英國の人口の最近の傾向及將來の豫測であるが、それはありふれた統計とチャールス博士の推測を紹介するに留つて何の特徴もない。

第二編が本論で、先づ第一に人口減少と失業との關係を論じ、それが第一章より第五章に及んで居る。氏は失業を、各個の業務の失業と一般的失業とに分ち、何れも各種の場合に就て詳細なる推論をやつて居るのであるが、その中のやゝ目ぼしい結論を紹介すると

一、青年の失業、所謂二十一歳の失業者は人口減少と共に減少する。蓋し青年の失業は少年労働が行きづまつて解雇され、青年として新たなる仕事を找出さんとするものゝ失業であるが、人口減少の結果は少年の数が減少し、従つてその解雇も減少し、青年の數も減少し、その供給を減すると云ふのである。

二、經濟事情の變動に基く事業の衰退による失業は寧ろ増加する。何んとなれば過去に於て經濟事情の變動により或特定産業が、需要減少して衰退すべき場合に、それが比較的緩慢なのは、一般に人口の増加に伴ひ需要の増加したるに依る。然るに今や人口が減少的傾向を辿ると共に一面需要の増加なきを以つて、時勢の變に遭つて需要の減した産業の蒙る打撃は多きい。

三、人口減少は青少年労働者の減少し、壯老年労働者の比較的増加することを意味する。技術の進歩及社會事情の變動に依り、産業に更替ある時、年若き労働者は新産業に適應すること容易なるに反し、壯老年者は産業の種類及場所の移動に困難を感じる。

要之、特殊産業の失業は激しくなる(六八頁)

四、次に一般的失業即ち不景氣に依る失業も亦恢復が困難であると云ふ。何となれば、不況を恢復せしむる動因となるものは、(一)將來に對する見込 (二)資本の投資 (三)輸出貿易等である。然るに(一)人口減少の場合に於て生活必需品は需要の増加尠なし、需要の増加するものは何れかと云へば奢侈品なるが故に、趣味の變動等に依る變動の危険が多く、將來に對する安定性が尠い。(二)資本の投下も亦減少する。蓋し一般需要の減少に依る。(三)後述の理由に依り輸出も亦其の必要を減ずると云ふにある。

尙著者は之に對する對應策として資本の投資を増加する方途を論じて居るが、何等特筆すべきものは無い。

第六章及第七章に於て人口減少の收入に及す影響を論じて居るが、問題を二つに分ち、一は一般的收入の増減であり、二は收入の分配即ち如何なる階級の收入が増減するかの問題である。第一の問題に付ては(一)少青年

減じて、壯老年増加するが故に一人當りの生産は増加し、(二)親より受くる遺産は殊に土地その他人力に依り増加し難き資源増加し、(三)資本の積蓄は大となるべし(フランスに於ける資本の積蓄をその例とする)と云ひ、之を總合して、一人當りの收入は増加する。第二の分配の問題に付ては、賃銀は増加し、利子は下ると推論して居る。

第八章及第九章に於て人口減少の國家財政に及す影響を論じて居るが、其の要旨は

- 一、養老年金の負擔は増加する
- 二、失業保險の費用も増加する
- 三、教育費は減少する

四、國債費の國民一人當りの負擔は増加する(ナポレオン戰爭後の英國の國債は人口増加に依り輕減されたと云ふ)。
と云ふにある。

最後に第十章に於て國際貿易に及す影響を論じて居る。その要旨は

一、人口減少は食料及原料の需要を減少し、英本國の輸入を減少する。英本國の人口の停止及減少に伴ひ濠洲の産物の市場として英本國の見込乏しきを虞れ、將來他の地方殊に東洋に市場を開拓する必要ありとの議論は濠洲に於て屢、聞く所であるが正當である。

二、生活程度の向上は需要の種類を増すが故に、その點より國際貿易の必要は増す、尠くとも減じない。

三、他面生活程度の向上は物の生産よりは旅行、歡樂、教養等のサービスを主とする事業に向ふが故に、その點より國際貿易は衰へる。

四、後進國の競争力の大なることは否認するを得ない。
と云ふにある。

最初に云つた如く本書は主として想像に依る推論で實證すべき材料が乏しい。且人口の減少と云ふことは、經濟に對しては、土地及自然の富源の如き人爲的に如何ともし難きものに對する關係を除いては兩様の影響を及すが故に、それは何れが如何程大きいかと云ふ、分量の問題を測定して、差引何れが大きいかと云ふ事を定めなければならぬ。然るに經濟現象に於て將來の事に對し、その分量迄推定するが如きは殆んど不可能である。人口と失業との問題に關聯して常に繰り返さるゝ事であるが、人は一つの口と共に二本の手を以つて生れる。二本の手が一つの口を養つて餘りあれば、人口増加によつて生活は樂となり、國は富み、人口減少に依つて生活は苦しく、國は貧する。反之、二本の手が一つの口を養ふに困難を感じずる情況ならば影響はその反對である。本著の結論は人口減少の結果は二本の手は暇にならうが、暮しは樂になると云ふにあるやうである。唯最後に著者は國防上の必要と云ふものが一切の斯くの如き平和經濟の理論に傾着なく人口増加を極めて緊密ならしめて居ると云つて居るが、今、洋の東西何れを見渡しても、軍事政治的情勢は、極めて接迫して、本著の如き經濟論を閑問題と見えしめるの感さへある。

(北岡 壽逸)

朝鮮農村社會衛生調査會編

「朝鮮の農村衛生」

—慶尙南道蔚山邑達里の社會

衛生學的調査—

内地外地を問はず農村に對する各方面の關心は相當積極的な要求として

現はれてゐる現状ではあるが、これに應ずるには一般論的な研究か、或は概括的な説明に終るものが比較的多い。基本的な材料として提供されるものは左程數多く發表されてゐるやうに思はれない。特に科學の各分野より克明に問題の穿鑿に當ることは、非常に地味な仕事であるだけに簡單なやうで容易に果されるものではない。而もそれは一つの科學的知識だけではどうにもならず、一農村の固有の性格を把握する爲には他の科學的知識をも充分併用することによつて突止めねばならない。従つて農村の調査研究に當つて學問的な協同作業の重要性は今更云ふまでもないことである。

このやうな意味で、「朝鮮の農村衛生」を極めて興味深く讀むことができた。別題に示す通り、慶尙南道の農村達里に關する社會衛生學的調査であるが、その序に記されてゐる如くたとへそれが本調査の目的からは第二義的なものであつても經濟調査と相俟つて、極めて重要な意味を發揮してゐるからである。

これは昭和十一年七月より八月にかけて四、五十日間に亙り、醫學生其他十二名より成る調査團が現地の農村に滞在して勇敢にして眞摯なる科學のメスを振つた結晶である。

全編は七編より成り經濟調査として發表されてゐる部分は第一編のみであるが、こゝに於ては第二編以下の調査に先行して、研究方向の基準となるべき達里の農民層を土地所有の關係、營農上の諸條件から全調査農家一二七戸に付上中下層の三段に分類し、次編以下の調査の指標としてゐる。

第二編食糧と榮養、第三編住宅に就いて右の分類より夫々の相違を説明し、特に食糧は上層より下層に赴くにつれて急激に自給量が低下し、全消費量が遞減してゐるのみでなく、食糧不足の場合購入量より地主からの借

入量が多いために、これが又零細農をあくまで土地に縛り付ける原因となるといふ朝鮮農村の土地關係の様相を窺へる。

第四編は人口である。農村家族の質的構成、家族構成員數、性別年齢別構成の問題を扱ひ、上層の家族構成は下層に比して人員が多いのみでなく、稍、複雑であり、妻の平均年齢が家長たる夫のそれより高いといふ點に朝鮮の上層農家の特徴を見出してゐる。これは下層農家に於ては複雑なる構成と人員とを保持する經濟的基礎を缺くことを示すのであり、出稼ぎが多く而も世帯主、又は長男に於て多く行はれてゐる事實によつて知る。

家族員に於ても家族構成に關しても所謂大家族的色彩のないことを強調し、而も最近家族員の漸次減少してゐるのは何れも出稼ぎに由るものであるといふ。

第五編より醫學的調査に入るのであるが、婦人及乳幼兒の問題と流産、早産、死産、死亡に關する調査は前編の人口と關聯して我々には特に多くの問題を與へてゐる。

朝鮮は元來早婚であるかの如く云はれ、家族制度竝に人口現象上の一特徴を示すものと考へられてゐる向きもあるが、こゝではかゝる早婚説誤謬の資料を提供してゐる譯である。然し早婚の年齢をどこに取るかをしかく簡単に云ひ得るか疑問であるばかりでなく、本調査に依つて與へられる事實のみで朝鮮一般を直ちに推論するには可成り無理があるやうに思ふ。而もこの材料では内地のそれと比較して必ずしも早婚でないとも云へない。

初婚年齢で特に興味をひくのは、生活條件の相違が兩性の婚姻年齢を逆にし、男子は上層に於て低く下層に隨ひ高く、女子は下層に於ては低く上層に行くに隨ひ上昇してゐる事である。即ち茲でも生活の窮迫のため女子は若くして嫁出し、男子は容易に家庭を持つ機會に恵まれなると云へ

る。これが又妊娠にどう關係を持つかを見ると、下層程妊娠率が低く、早婚者は晩婚者よりも低いといふ現象を呈してゐる。

達里の如き農村に於ては妊娠といふ生理的現象に人爲的な制限が考へられぬとすれば、下層程妊娠率の低下してゐる原因を生活條件の高低に由ると考へていゝであらう。

流産、早産、死産、死亡が妊娠の回数と如何なる關係を持つかを調べてみると、五回以上の妊娠に於ては出生兒の死亡率は急激に昂まり、而も四回以下の場合と比較すれば下層程高くなつてゐる。流早死産率も妊娠回数と平行して高くなる。妊娠間隔は生活條件の低下につれて延びる事實が示されてゐる。

一般に乳兒死亡は極めて高いが、殊に早期死亡に於て階層別の差異を明かになし得ないのは、母の出産前の生活状態が胎兒に與へる影響よりも、出産後の非衛生なる環境に左右される所が大きいからであるといふ。

更に第六編體格と發育、第七編疾病の調査がある。

以上本書の大略を紹介した。このやうな調査は學生の仕事としては可成り突飛なものであつたかも知れず、そのため多少の懸念ももたれたやうである。然し参加者の熱意と眞摯な科學的態度とは我々に多くの示唆を與へ問題を提供してくれた。加之、澁澤氏の跋文に云はれる如く達里農民と調査者の美しい理解と親しい接觸とは學問上の價值以外に尊いものを齎してくれたことを充分に想像できる。唯望蜀の要求かも知れないが達里の農村としての日常生活の實態が参加者以外のものに把握しきれない憾みがあるやうに思はれるのは、第一編の調査に更に多くの手を費す餘裕がなかつたためであらうか。(昭和十五年一月刊、岩波書店發行、菊判、二八八頁、定價二圓五〇錢)

(北山 正邦)

滿鐵調査資料第九編

「支那に於ける聚落(人口)分布の研究」

— 山東省 —

支那の人口現象に關する研究はその資料の蒐集に困難が多く、從來も幾多の文獻なしとしないが眞に信憑し得るかどうかの點になると直ちに首肯し難いのである。然したとへ障害があり、容易ならざる事業ではあるにしても、人口に關する研究の重要性は、特に現實の事態に於て要求されねばならない。今迄滿鐵調査部は調査資料に非常に秀れたものを發表して我々の利用に非常に便宜を與へてくれた。

本書は極めて短編ではあるが、その並々ならぬ苦心を窺ひ得ると共に我々にとつても亦極めて重寶な資料である。

山東省は他地方に比較して地理的區域としても纏りをもつてゐるので、これと人口分布とが何等かの關係があるかと云ふ問題は誰しも一應の關心を持つ處であり、特に支那に於ては人口密度の高い地方に屬し、移民の給源地として政治的經濟的意味からも重要性を帯びるものと考へられる。

資料としては滿鐵庶務部調査課より大正十四年に出版された山東省詳密圖と山東陸軍測量總務局より民國十五、十六年に發行された測圖とを用ひ、北支經濟統計季報、第二號(昭和十二年四月版)、山東省縣別戶口統計(昭和十一年二月現在)等を手懸りとして更に基本的な人口統計を調査利用したものである。

作圖に當つては dot method により聚落階級、戶數階級、人口階級について九階級を別ち人口分布竝に密度圖を作成してゐる。

次にこの密度圖作成に當つて使用した資料、方法、成果を吟味してゐる。

山東省の人口密度を考察した場合に、九階級の第三階級までに所屬する高密度地帯は、純農業地帯の人口としては從來發表されてゐるものよりも過大に失する如く思はれるが、この地の農業の特殊性と關聯して考へるべきであると云ふ。

更に聚落構成については山東省平均聚落戶數二三七・三戸となし、これは自然村落戶數に近く、自然村落數と、行政村落數とを比較した場合の民國九年の村落數が聚落數の二倍となつてゐるのは過大なりとしてゐる。

人口密度を聚落密度より算出する時の一戸當り人口數を五・五人にしてこれを聚落戶數に乗じたが、この五・五人の判定には從來の發表資料を比較對照して採用したものである。

かくて本書に載せてある六箇の地圖は、山東省聚落(人口)密度圖、山東省聚落(人口)分布圖、縣別聚落戶數密度圖、縣別耕地利用百分率圖、山東省地理區域圖、山東省各縣位置圖である。此等の圖に表現される結果について山東省を地理的區域により山地部、平原部と別つて更にこれの夫々細別の説明がある。

現實の支那に對する科學的認識を絕對に必要とする折柄對支調査の諸機關より此の種の現地資料の提供されることは喜ぶべきことである。滿鐵調査部の今後の發表を大いに鶴首してやまない。(昭和十五年一月刊、南滿洲鐵道株式會社發行、菊判、三四頁、非賣品) (北山 正邦)

彙報

人口問題研究所參與發令

人口問題研究所官制第三條による參與は、昭和十五年二月五日付を以て左の通り發令せられた。

内閣統計局長	川島孝彦
企畫院部長	中島清二
興亜院部長	鈴木貞一
内務省計畫局長	松村光磨
陸軍中將	中村明人
海軍少將	伊藤整一
文部省普通學務局長	中野善敦
農林省臨時農村對策部長	重政誠之
拓務省拓務局長	安井誠一郎
厚生省豫防局長	高野六郎
厚生省衛生局長	林信夫
厚生省勞働局長	藤原孝夫
厚生省體力局長	佐々木芳遠
厚生省社會局長	新居善太郎
厚生省職業部長	内藤寛一
厚生書記官	武島一義
公衆衛生院教授	林春雄
從二位勳一等	關屋貞三郎
從三位勳二等	上田貞次郎
從四位勳三等	那須皓

正五位勳四等 古屋芳雄
從三位勳二等 下村宏
從四位勳四等 永井亨
井上雅二
暉峻義等

人口問題研究所參與被仰付
昭和十五年二月五日

參考

人口問題研究所官制拔萃

第三條 人口問題研究所ニ參與ヲ置キ所務ニ參與セシム

參與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

人口問題研究所參與會議

三月二十八日午前九時三十分より厚生省第二會議室に於て人口問題研究所參與會議を開催し左記の通り參與十九名、當研究所より岡田所長、北岡、中川兩部長以下各研究官參集し初顔合せを行った。先づ岡田所長より別項の挨拶を兼ねて人口問題研究所設置の趣旨、目的を述べ、北岡企畫部長より事業概況及調査研究計畫を詳細に説明し參與の意見を徴し之に對して那須參與、關屋參與、永井參與、松村參與等より頗る重要な意見の開陳あり午前十一時散會した。

記

出席の參與氏名

内閣統計局長	川島孝彦
企畫院部長	中島清二
内務省計畫局長	松村光磨
海軍省人事局長海軍少將	伊藤整一
農林省臨時農村對策部長	重政誠之
拓務省拓務局長	安井誠一郎
厚生省豫防局長	高野六郎
厚生省衛生局長	林信夫
厚生省勞働局長	藤原孝夫
厚生省體力局長	佐々木芳遠
厚生省社會局長	新居善太郎
厚生省職業部長	内藤寛一
厚生書記官	武島一義
從二位勳一等	關屋貞三郎
從四位勳三等	那須皓
正五位勳四等	古屋芳雄
從四位勳四等	永井亨
井上雅二	
暉峻義等	

昭和十五年三月二十八日人口問題研究所參與會議に於ける岡田所長挨拶

本日は昨年八月設置せられました人口問題研究所の機關と致しまして此の度參與の方々の御就任を見ましたにつきまして、本研究所の設置の趣旨を御話申上げ、今後の研究方針に就て御意見を承り度いと存じまして、御參集を煩はしました所、議會直後極めて御多用中にも拘らず打揃ひ御出席下され誠に有難く存じます。

人口は國家社會の基礎でありまして、諸般の政策は直接間接人口問題に關聯せざるはないと云ふも過言ではありません。従つて人口問題の内容は廣範且複雑であります。我國に於て人口問題が朝野の重要問題となつて以來年月は尙淺いのでありますが、その間に於てすらその問題の重點は幾變遷を示して居るのであります。我國に於ける最近人口問題の發展及本研究所設置の沿革を御話し申上げることとはこの問題の種々なる方面に觸れることになりまして、先づ問題を沿革的に御話し申上げ度いと存じます。

申上げる迄もなく人口は一國々力の基礎でありまして、その數及質の消長は直ちに國運の盛衰に關するものであります。従つて國家の發展の爲には優秀なる人口の數多き繁殖を計らなければならぬのであります。この點は何れの國、何れの時代に於ても變らざる人口政策の根本であります。然し乍ら多數の國民に對して食料その他の生活資料を確保すると云ふことは民政の根本義でありまして、我國に於ては内地の耕地及食糧の生産と云ふものは大體の限界があるのであります。政府の非常なる努力にも拘らず人口の増加に應じて内地の耕地及食糧を増加する譯には參らないのであります。其處で大正年代の後半より昭和の初めにかけて食糧と人口との關係が重要な問題となり、昭和二年七月政府は人口食糧問題調査會を設置してこの問題を審議したのであります。その調査會は種々有益なる資料及意見を提出したる外、人口問題の解決は一朝一夕になし得るものに非ざるを以て恒久的調査機關を設立すべきことを決議したのであります。この調査會は昭和五年廢されたのでありますが右決議が一の機縁と

なつて昭和八年財團法人人口問題研究會が設立されました。而してこの時は大正末年以後計畫された朝鮮及臺灣の産米増殖計畫が著々效を奏して、外地よりの米の移入が増した爲に米の不足と云ふ事は無く、却而米價の低落に悩んだのであります。大正末年以來の不況が益々甚しく失業者が續出し、如何にして多數の年増加し行く國民に職業を與へるか云ふ事即ち人口過剩と云ふことが朝野の中心問題でありました。然るに昭和十二年支那事變の勃發と共に我國は東亞新秩序建設の大業に従事することゝなると、人口問題はその姿を一變して、如何にしてこの大業に堪ふべき多數の優秀なる人口を増加すべきかと云ふ問題となりました。昭和十二年十月開かれた第一回人口問題全國協議會は時局に伴ふ新たな認識の下に常設國立人口問題研究所を設置すべきことを建議し、右建議が一の動機となつて昨年八月茲に人口問題研究所が出来たのであります。顧みますれば昭和二年人口食糧問題調査會の出来た頃から人口問題の重點は幾變遷を見ました。昭和二年の頃は人口と食糧の問題が朝野の憂慮の對象となり、其の後人口と職業との問題が識者の重要視する所となり、人口過剩の聲が喧しかつたのであります。が、今や問題は三轉して、如何にして人口の増加を計るか云ふ人口問題本來の方面が強調せらるゝに至りました。斯くの如く人口問題の重點が變遷を示した事は、問題の内容が多面的な性質を有することを示すものであります。今日に於ても、食糧問題も職業問題も恒久的に解決せられたと言ふ譯ではなく、又昭和初年人口過剩論が盛んであつた時も一國々力の基礎が多數の人口にあると云ふことには變りはないのであります。

して、常に人口の増加維持の必要あればこそ、食糧問題、職業問題と云ふものが眞に重要な問題となつて來るのであります。同時に人口問題は他の政策と異つて、短時日の中に解決の出來る問題ではないので、眞に國家百年の長計として實行しなければならぬのであります。最初に申しました如く、多數の優良なる人口を増加すると云ふ事は國力の根本であり、常に人口政策の基調でなければならぬのであります。東亞新秩序の建設と云ふこの長期に互る複雑多難なる事業に乗り出したる我國は特にその痛切なる必要に驅られて居るのであります。然るに輓近我國の世相を見まするに、我國の出生率は之を歐米に比すると遙に高いのであります。連年減退の趨勢にあります。而して人口の都市集中、工業化、産兒制限知識の普及、結婚年齢の遅延其の他歐米に於て出生率減少の原因として擧げられて居る所は凡て我國にも之を見るのであります。若し自然の推移に放任せば、我國も尙歐洲諸國の路を追ふものと思はれます。一方に於て我國死亡率も大體に於て減少の傾向にあります。之を歐米に比するときは尙甚だ高く、殊に結核死亡率の甚だ高く、而も、青少年期の結核死亡率の年々増加の趨勢にあることは誠に憂ふべき現象であります。更に戦時及事變に際しては人口の損耗に加ふるに出生率は減少し死亡率増加し、體質の悪化するのが各國の事例でありまして、我國も大體同様の傾向が見られるのであります。是等の問題につき総合的な調査研究を遂げ國策の樹立に貢獻致すことは正に本研究所の使命と考へて居る所であります。

この機会に一言人口問題研究所の組織に就て御話申上げますれば、本研究所は企畫部及調査部の二部に岐れ企畫部は庶務會計の外調査の統轄及外部との連絡を主管し、調査部は四班に分れ第一班は人口統計に關する事項、第二班は民族問題、第三班は人口と經濟に關する事項、第四班は人口衛生を夫々分擔致すことになつて居ます。固より實際に於ては混然一體となつて相協力して仕事を進めて居る事は申す迄もありません。

然し本研究所は僅少の研究官及研究官補を有するのみで、直接手足を有しないのでありますから、各官廳に於て作製せらるる統計資料を利用すると共に、調査資料の蒐集には各位の御援助、御協力を煩さなくては到底所期の目的を達することを得ないのであります。

參與は特に合議體でもなく、又決議機關でもないものであります。殊に問題のある時は會議を開きますが、會議を開かずとも必要に應じてその都度或は當所より御援助を御願致し、或は各位より御意見御指導を賜り度いと思ふのであります。何分宜しく御協力を願ひます。

本日は本研究所に於ける研究項目及現にやつて居る事に就て御報告申上げ、各位の隔意なき御意見を承り度いと存じます。

所得階級別婚姻、出生及死亡調査

昭和十五年二月十九日、豫ねて計畫中の所得階級別婚姻、出生及死亡調査要綱の決定を見、直ちに之を實施することとなつた。其の要綱を掲ぐれば左の如くである。

所得階級別婚姻、出生及死亡調査要綱

一、調査の目的

出生増加及死亡減少方策に關する基本的研究資料作成の爲所得階級別の婚姻、出生及死亡を調査せむとす

一、調査の客體

昭和十四年一箇年間調査地域に現住し戸數割を納むるもの及戸數割を免除せらるるも一戸を構ふる者及其の同居家族

一、調査の事項

(一) 戸數割階級別による男女、年齢及配偶關係別人口(昭和十四年末現在)

(二) 戸數割階級別による婚姻年齢別男女初婚者

(昭和十四年中)

(三) 戸數割階級別による男女別出生兒及死産兒

(昭和十四年中)

(四) 戸數割階級別による男女、年齢及死因別死亡

(昭和十四年中)

一、調査の方法

關係市吏員に委嘱し、戸數割原簿、戸籍簿、世帯簿、寄留簿、婚姻届、出生届、死亡届等により必要事項の調査集計を行ひ別掲結果表様式に記入せしむ

一、調査の地域

青森市、盛岡市、秋田市、山形市、市川市、甲府市、沼津市、四日市市、宇部市、松江市、新居濱市、大牟田市、延岡市、外六市交渉中

備考

調査上の注意事項

(イ) 戸數割階級の區分に就ては昭和十四年度に

依り先づ勤勞所得のみを有する者に對する戸數割納税額を求め之を標準とし勤勞所得者、財産所得者及事業所得者に付左の四級に分つ

一、最下級 勤勞所得のみ年額六百圓ある者に對する戸數割以下の戸數割(勤勞所得六百圓より少なく又は全く無きも財産あるにより之に相當する戸數割を納むるものを含む以下之に同じ)

納税者並に戸數割免稅者にして一戸を構ふる者

二、下級 前號の戸數割を超え勤勞所得年額一千二百圓ある者に對する戸數割以下の戸數割納税者

三、中級 前號の戸數割を超え勤勞所得年額三千圓ある者に對する戸數割以下の戸數割納税者

四、上級 前號の戸數割を超ゆる戸數割納税者

(ロ) 戸數割を課せられたる者の同居家族員は總て戸數割を課せられたる者と同一所得階級に屬するものとす

(ハ) 調査の事項(二)は當該結婚に依り新に調査の客體たる世帯の世帯員となりたる者に就ては之を調査せず

但し調査の客體たる世帯の世帯員が結婚に依り他の世帯員となりたる場合には調査を要す

以上

第一表 戶數割納稅階級別に依る年齢別配偶關係別人口(男女別表とす)

(甲) 男子 市 名

(昭和十四年十二月三十一日現在)

年階級	最下級			下級			中級			上級			總計		
	未婚及 鰥寡	有配偶	合計	未婚及 鰥寡	有配偶	合計	未婚及 鰥寡	有配偶	合計	未婚及 鰥寡	有配偶	合計	未婚及 鰥寡	有配偶	合計
一歲未滿															
一歲															
二歲															
三歲															
四歲															
五歲															
六歲															
以下七九 迄各歲別															
八〇歲以上															
合計															

第二表 戸數割納稅階級別に依る婚姻年齢別初婚者
(甲) 男子 市名 (昭和十四年中)

年階級	市名				
	最下級	下級	中級	上級	合計
一七歳未満					
一七歳					
一八歳					
以下三五歳迄各歳別					
三六歳—四〇歳					
四一歳—四五歳					
四六歳—五〇歳					
五一歳以上					
合計					

第三表 戸數割納稅階級別に依る婚姻年齢別初婚者
(乙) 女子 市名 (昭和十四年中)

年階級	市名				
	最下級	下級	中級	上級	合計
一五歳未満					
一五歳					
一六歳					
以下三〇歳迄各歳別					
三一歳—三五歳					
三六歳—四〇歳					
四一歳—四五歳					
四六歳—五〇歳					
五一歳以上					
合計					

第四表 戸數割納稅階級別出生兒
市名 (昭和十四年中)

出生階級	市名					
	合計		女		男	
	計	私生	計	私生	計	私生
最下級						
下級						
中級						
上級						
合計						

第五表 戸數割納稅階級別死産兒
市名 (昭和十四年中)

死産階級	市名					
	合計		女		男	
	計	私生	計	私生	計	私生
最下級						
下級						
中級						
上級						
合計						

第六表 戸數割納稅階級別による年齢階級別死因別死亡(男女別とす)

(甲) 男子

市名

(昭和十四年中)

年 死 因	年齢					合計
	一歳未満	一歳	二歳	三歳	以下七九歳迄各 歳別	
1 先天性弱質及先天性畸形						
2 下痢及腸炎						
3 肺炎						
4 結核						
5 赤痢及疫痢						
6 腦出血						
7 癌						
8 腎臟炎						
9 微毒						
10 脚氣						
11 腦膜炎						
12 消化器疾患						
13 呼吸器疾患						
14 精神神經病 腦脊髓患疾						
15 急性傳染病						
16 老衰						
17 血行器疾患						
18 不慮ノ傷害						
19 自殺						
20 其他						
計						合

乳幼児診査票の集計及研究

昭和十四年五月實施の國民精神總動員第十三回全國兒童愛護週間に際し、全國四十二地域(市町村)に互り、恩賜財團愛育會並財團法人中央社會事業協會が實施したる乳幼児診査の結果に基き調査研究を行ふことと決定し、直ちに二萬枚を超える同調査票につき集計を開始した。集計項目は四〇項目の多きに達してゐるが、取敢へず集計に著手したるもの左の如くである。

一、地域別、生活程度別集計項目

のと否とによる乳幼児の健否

人口問題研究所研究報告會

昭和十四年十二月十一日、本研究所に於ける調査研究の促進に資する爲、昭和十五年一月より毎週一回、研究所内部に於て人口問題研究報告會を開催し、研究官全員輪番を以て研究報告を行ふことと決定し、一月十三日より實施した。三月末日迄の研究報告題名及報告者は以下の如くである。

第一回 婚姻出産率に就いて

左右田研究官

一月十三日

- 一、體性、年齢別乳幼児の榮養概評
- 一、體性、年齢別乳幼児の體重、身長、上膊圍
- 一、年齢別保育施設利用の有無
- 一、年齢別健康相談の有無
- 一、年齢別現在の主食食物
- 一、職業別乳幼児榮養概評
- 一、職業別死流産
- 一、同胞數と子女死亡數
- 一、地域別生活程度別人工榮養兒に關する集計項目
- 一、人工榮養の種類別榮養概評
- 一、父母、家族、同居人に結核肋膜炎に罹患せるも

第二回 民族周流理論—出生減退の原因に關する理論と民族周流理論

館研究官 一月十九日

第三回 未婚殘存率に就いて

岡崎研究官 一月二十六日

第四回 安定人口 (Stable Population) に就いて

中川調査部長 二月二日

第五回 支那の家族と結婚

小山研究官 二月九日

第六回 Optimum Population に就いて

北岡企畫部長 二月十六日

第七回 夫婦の年齢組合せより見たる婚姻適偶率

岡崎研究官 二月二十三日

第八回 農村社會保健婦制度に就いて

西野研究官 三月一日

第九回 各種遺傳性精神病の遺傳豫後に就いて

青木研究官 三月八日

第十回 明治初年の人口統計に就いて

關山研究官 三月十五日

第十一回 標準化動態率を通じて見たる道府縣別及市郡別人口増殖の概観

館研究官 三月二十二日

第十二回 W.B. Reddaway 著人口減少の經濟に及ぼす影響

北岡企畫部長 三月二十九日

國民體力法の公布

第七十五回帝國議會の協贊を経たる國民體力法は昭和十五年四月八日附官報を以て公布された。其の全文は次の如くである。

國民體力法(昭和十五年四月八日法律第五號)

第一條 政府ハ國民體力ノ向上ヲ圖ル爲本法ノ定ムル所ニ依リ國民ノ體力ヲ管理ス

前項ノ管理トハ國民ノ體力ヲ検査シ其ノ向上ニ付指導其ノ他必要ナル措置ヲ爲スヲ謂フ

第二條 本法ニ於テ被管理者ト稱スルハ本法施行地内ニ居住地(一定ノ居住地ナキ者ニ付テハ命令ヲ以テ定ムル地トス以下之ニ同ジ)ヲ有スル帝國臣民タル未成年者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當セザルモノヲ謂フ

一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(未ダ入營セザル者及歸休下士官兵ヲ除ク)又ハ戰時若ハ事變ニ際シ召集中ノモノ

二 陸海軍ノ學生生徒

三 其ノ他勅令ヲ以テ定ムル者

第三條 本法ニ於テ保護者ト稱スルハ被管理者ニ對シ親權ヲ行フ者(親權ヲ行フ者ナキトキハ後見人又ハ後見人ノ職務ヲ行フ者)ニシテ本法施行地内ニ居住地ヲ有スルモノヲ謂フ

第四條 被管理者ニシテ其ノ年十一月三十日ニ於テ年齢二十年ニ達セザルモノハ本法ノ定ムル所ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要ス

保護者ハ前項ノ被管理者ヲシテ體力検査ヲ受ケシムル義務ヲ負フ但シ被管理者ヲ教育、監護又ハ使用ノ目的ヲ以テ寄寓セシムル者アル場合ハ其ノ者ニ於テ其ノ義務ヲ負フ

第五條 市町村長ハ前條第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル被管理者ニシテ其ノ市町村内ニ居住地ヲ有スルモノノ體力検査ヲ行フベシ但シ事務所、商店、工場、事業場等ノ事業主又ハ管理人ニシテ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ヨリ體力検査ヲ行フコトヲ命ゼラレタルモノハ其ノ事務所、商店、工場、事業場等ニ使用セラルル被管理者ニシテ同條同項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スルモノノ體力検査ヲ行フベシ

勅令ヲ以テ定ムル學校又ハ幼稚園ニ在學又ハ在園スル被管理者ニシテ前條第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スルモノノ體力検査ハ前項ノ規定ニ拘ラズ當該學校長又ハ園長之ヲ行フベシ

第六條 第四條第二項ノ規定ニ依ル義務者ハ被管理者ノ氏名、生年月日其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項ヲ被管理者ノ居住地ノ市町村長ニ届出ヅベシ但シ前條第二項ノ被管理者ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 本法ニ定ムルモノノ外體力検査ノ項目、時期、方法、結果ノ報告其ノ他體力検査ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 被管理者體力検査ヲ受ケタルトキハ本人又ハ保護者ニ對シ體力手帳ヲ交付ス

體力手帳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被管理者若ハ保護者又ハ被管理者若ハ保護者タリシ者ニ於テ之ヲ保存シ體力検査其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ニ之ヲ提示スベシ

前二項ニ定ムルモノノ外體力手帳ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 検査、療養ノ指導其ノ他體力管理ニ關スル醫

務ニ從事セシムル爲國民體力管理醫ヲ置ク

國民體力管理醫ハ醫師又ハ齒科醫師ニ就キ之ヲ選任ス

醫師又ハ齒科醫師ハ正當ノ事由ナクシテ國民體力管理醫タルコトヲ拒ムコトヲ得ズ

本法ニ定ムルモノノ外國民體力管理醫ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 國民體力管理醫ハ體力検査ニ於テ被管理者ヲ検査シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ本人又ハ第四條第二項ノ規定ニ依ル義務者ニ對シ被管理者ノ體力向上ニ關スル指導ヲ爲スベシ

第十一條 地方長官ハ體力検査ニ基キ必要アリト認ムルトキハ被管理者ニ付本人又ハ保護者ニ對シ國又ハ公共團體ノ體力向上施設ノ利用、就業ノ場所又ハ時間ノ制限、業務ノ變更其ノ他ノ體力向上ニ關スル指示ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ被管理者ヲ使用スル者ニ對シテモ之ヲ爲スコトヲ得

第十二條 地方長官ハ體力検査ニ基キ必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ指定スル疾病ニ罹レル被管理者ニ付本人又ハ保護者ニ對シ療養ニ關スル處置ヲ命ズルコトヲ得但シ官立ノ學校又ハ公立若ハ私立ノ大學、專門學校、實業專門學校、高等學校若ハ之ニ準ズベキ學校ニ在學又ハ在園スル被管理者ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ處置ヲ命ゼラレタル者貧困ノ爲其ノ義務ヲ履行スルコト能ハザルトキハ地方長官ハ其ノ者ノ申請ニ依リ國民體力管理醫ニ就キ療養ノ指導ヲ受ケシムルコトヲ得

第十三條 國又ハ道府縣ノ事業ニ使用セラルル被管理者ニ關シ第五條第一項及第十條乃至前條ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十四條 監獄、矯正院、少年教護院其ノ他勅令ヲ以テ定ムル施設ニ在ル被管理者ニ關シ第四條第二項、第五條第一項、第六條、第八條第一項第二項及第十條乃至前條ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付亦前項ニ同ジ

第十五條 被管理者ヲ使用スル者ハ體力検査ノ結果ヲ不當ニ援用シテ被管理者ニ對シ不利益ナル取扱ヲ爲スコトヲ得ズ

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第五條第一項但書ノ規定ニ依ル地方長官ノ命令ニ違反シ體力検査ヲ行ハザル者

二 被管理者、保護者又ハ第四條第二項但書ノ規定ニ依ル義務者ノ義務履行ヲ妨ゲタル者

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ科料ニ處ス

一 第四條第二項ノ規定ニ依ル義務者ニシテ被管理者ヲシテ體力検査ヲ受ケシムル爲必要ナル措置ヲ爲サザルモノ

二 第六條ノ規定ニ違反シ届出ヲ爲サザル者

第十八條 事業主又ハ管理人ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第十五條第一號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十九條 第十五條第一號ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 體力検査其ノ他體力管理ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者其ノ職務上知得シタル人ノ秘密ヲ故ナク漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ

第二十二條 本法ノ罰則ハ國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニハ之ヲ適用セズ

第二十三條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

當分ノ内被管理者ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ限定スルコトヲ得

第七十五回帝國議會に於て協贊を経たる國民優生法は昭和十五年五月一日附官報を以て公布された。その全文は次の如くである。

國民優生法(昭和十五年五月一日法律第七號)

第一條 本法ハ惡質ナル遺傳性疾患ノ素質ヲ有スル者ノ増加ヲ防遏スルト共ニ健全ナル素質ヲ有スル者ノ増加ヲ圖リ以テ國民素質ノ向上ヲ期スルコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ優生手術ト稱スルハ生殖ヲ不能ナラシムル手術又ハ處置ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ

國民優生法ノ公布

國民優生法ノ公布

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル疾患ニ罹レル者ハ其

ノ子又ハ孫醫學的經驗上同一ノ疾患ニ罹ル虞特ニ著シキトキハ本法ニ依リ優生手術ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ者特ニ優秀ナル素質ヲ併セ有スト認メラルルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 遺傳性精神病

二 遺傳性精神薄弱

三 強度且惡質ナル遺傳性病的性格

四 強度且惡質ナル遺傳性身體疾患

五 強度ナル遺傳性畸形

四親等以内ノ血族中ニ前項各號ノ一ニ該當スル疾患ニ罹レル者ヲ各自有シ又ハ有シタル者ハ相互ニ婚姻シタル場合（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル場合ヲ含ム）ニ於テ將來出生スベキ子醫學的經驗上同一ノ疾患ニ罹ル虞特ニ著シキトキ亦前項ニ同ジ

第一項各號ノ一ニ該當スル疾患ニ罹レル子ヲ有シ又ハ有シタル者ハ將來出生スベキ子醫學的經驗上同一ノ疾患ニ罹ル虞特ニ著シキトキ亦第一項ニ同ジ

第四條 前條ノ規定ニ依リ優生手術ヲ受クルコトヲ得

ル者ハ優生手術ノ申請ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ本人配偶者（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）ヲ有スルトキハ其ノ配偶者ノ同意ヲ、三十歳ニ達セザルトキ又ハ心精神弱者ナルトキハ其ノ家ニ在ル父母（婚姻ニ依リ其ノ配偶者ノ家ニ入りタル者ニ在リテハ其ノ配偶者ノ父母トス以下之ニ同ジ）ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

前條ノ規定ニ依リ優生手術ヲ受クルコトヲ得ル者心

神喪失者ナルトキハ優生手術ノ申請ハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ家ニ在ル父母之ヲ爲スコトヲ得但シ本人配偶者ヲ有スルトキハ其ノ配偶者及其ノ家ニ在ル父母之ヲ爲スコトヲ得

第一項及前項但書ノ場合ニ於テ其ノ配偶者知レザルトキ又ハ其ノ意思ヲ表示スルコト能ハザルトキハ第一項ノ場合ニ在リテハ其ノ家ニ在ル父母ノ同意ヲ以テ配偶者ノ同意ニ代ヘ前項但書ノ場合ニ在リテハ其ノ家ニ在ル父母ノミニテ申請ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

前三項ノ規定ニ依リ其ノ家ニ在ル父母ノ同意ヲ要ストセラレ又ハ其ノ家ニ在ル父母ガ申請ヲ爲ス場合ニ於テ父母ノ一方ガ知レザルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ其ノ意思ヲ表示スルコト能ハザルトキハ他ノ一方ノミニ同意又ハ申請ヲ以テ足り父母共ニ知レザルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ其ノ意思ヲ表示スルコト能ハザルトキハ後見人ノ、後見人知レザルトキ、ナキトキ又ハ其ノ意思ヲ表示スルコト能ハザルトキハ戸主ノ、戸主知レザルトキ、未成年者ナルトキ又ハ其ノ意思ヲ表示スルコト能ハザルトキハ親族會ノ同意又ハ申請ヲ以テ父母ノ同意又ハ申請ニ代フルモノトス但シ後見人及親族會ハ第二項ノ規定ニ依リ申請ヲ爲スコトヲ得ズ

第五條 第三條第一項ノ規定ニ依リ優生手術ヲ受クルコトヲ得ル者ニ對シ監護上ノ處置、保健上ノ指導又ハ診療ヲ爲シタル精神病院法ニ依ル精神病院（同法第七條ノ規定ニ依リ代用スル精神病院ヲ含ム）若ハ保健所ノ長又ハ命令ヲ以テ定ムル醫師ハ本人ノ同意

ヲ得テ優生手術ノ申請ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ本人配偶者ヲ有スルトキハ其ノ配偶者ノ同意ヲモ、三十歳ニ達セザルトキ又ハ心精神弱者ナルトキハ其ノ家ニ在ル父母ノ同意ヲモ得ルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ優生手術ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テ本人心神喪失者ナルトキハ其ノ家ニ在ル父母ノ同意ヲ以テ本人ノ同意ニ代フルモノトス

前條第三項及第四項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條 前條ノ規定ニ依リ優生手術ノ申請ヲ爲スコトヲ得ル者本人ノ疾患著シク惡質ナルトキ又ハ其ノ配偶者本人ト同一ノ疾患ニ罹レルモノナルトキ等其ノ疾患ノ遺傳ヲ防遏スルコトヲ公益上特ニ必要アリト認ムルトキハ同條ノ規定ニ依リ必要ナル同意ヲ得ルコト能ハザル場合ト雖モ其ノ理由ヲ附シテ優生手術ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第七條 優生手術ノ申請ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ申請ニハ本人ノ健康診斷書及遺傳ニ關スル調査書並ニ本人（本人心神喪失者ナルトキハ其ノ家ニ在ル父母トス但シ本人配偶者ヲ有スルトキハ其ノ配偶者及其ノ家ニ在ル父母トス）ガ優生手術ガ生殖ヲ不能ナラシムルモノナルコトヲ了知シタル旨ノ醫師ノ證明書ヲ添附スベシ

第四條第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八條 地方長官ハ優生手術ノ申請ヲ受理シタルトキハ優生手術ヲ行フベキモノト認ムルヤ否ヲ決定ス

地方長官前項ノ決定ヲ爲サントスルトキハ豫メ地方

優生審査會ノ意見ヲ徵スベシ

地方長官第一項ノ決定ヲ爲シタルトキハ第四條又ハ第五條ノ規定ニ依リ優生手術ノ申請ヲ爲スコトヲ得ル者及優生手術ノ申請ニ付同意ヲ得ルコトヲ要ストセラレタル者ニ之ヲ通知スベシ

第九條 前條第三項ノ規定ニ依リ通知ヲ受クベキ者ハ同條ノ決定ニ不服アルトキハ厚生大臣ニ之ヲ申立ツルコトヲ得

前項ノ申立ハ決定ノ通知ヲ受ケタル後(通知ヲ受ケザル者ニ付テハ決定アリタル後)三十日ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

厚生大臣宥恕スベキ事由アリト認ムルトキハ前項ノ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得

第十條 厚生大臣ハ前條ノ申立ヲ受理シタル場合ニ於テ申立ヲ理由ナシト認ムルトキハ之ヲ却下シ申立ヲ理由アリト認ムルトキハ地方長官ノ決定ヲ取消シ且優生手術ヲ行フベキモノト認ムルヤ否ヲ決定ス

厚生大臣前項ノ却下又ハ取消及決定ヲ爲サントスルトキハ豫メ中央優生審査會ノ意見ヲ徵スベシ

第八條第三項ノ規定ハ第一項ノ却下並ニ取消及決定ニ之ヲ準用ス

第十一條 第四條又ハ第五條ノ規定ニ依リ優生手術ノ申請ヲ爲スコトヲ得ル者及優生手術ノ申請ニ付同意ヲ得ルコトヲ要ストセラレタル者ハ書面又ハ口頭ヲ以テ中央優生審査會又ハ地方優生審査會ニ對シ事實又ハ意見ヲ申述スルコトヲ得

厚生大臣又ハ地方長官ハ中央優生審査會又ハ地方優生審査會ノ審査ノ爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ第三條ノ規定ニ依リ優生手術ヲ受ク

ルコトヲ得ル者ヲシテ審査會ニ出頭ノ上事實ヲ申述セシメ又ハ醫師ノ健康診斷ヲ受ケシムルコトヲ得

第十二條 中央優生審査會及地方優生審査會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 優生手術ヲ行フベキモノト認ムル決定確定シタルトキハ第三條ノ規定ニ依リ優生手術ヲ受クルコトヲ得ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ優生手術ヲ受クベシ

優生手術ハ厚生大臣又ハ地方長官ノ命ニ依リ命令ヲ以テ定ムル醫師命令ヲ以テ定ムル場所ニ於テ之ヲ行フ

前項ノ規定ニ依リ優生手術ヲ行ヒタル醫師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ經過ヲ地方長官ニ報告スベシ

第十四條 優生手術ニ關スル費用ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第十五條 故ナク生殖ヲ不能ナラシムル手術又ハ放射線照射ハ之ヲ行フコトヲ得ズ

第十六條 第十三條ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外醫師生殖ヲ不能ナラシムル手術若ハ放射線照射又ハ妊娠中絶ヲ行ハントスルトキハ豫メ其ノ要否ニ關スル他

ノ醫師ノ意見ヲ聽取シ且命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ行政官廳ニ届出ヅベシ但シ特ニ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ届出アリタル場合ニ於テ行政官廳必要アリト認ムルトキハ其ノ指定シタル醫師ノ意見ヲ更ニ聽取セシムルコトヲ得

第一項但書ノ場合ニ於テ届出ヲ爲サズシテ生殖ヲ不能ナラシムル手術若ハ放射線照射又ハ妊娠中絶ヲ行ヒタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ニ届出

ズベシ

第十七條 優生手術ヲ受ケタル者婚姻セントスルトキハ相手方ノ要求ニ依リ優生手術ヲ受ケタル旨ヲ通知スベシ

第十八條 第十五條ノ規定ニ違反シ生殖ヲ不能ナラシムル手術又ハ放射線照射ヲ行ヒタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス因テ人ヲ死ニ致シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第十九條 中央優生審査會及地方優生審査會ノ委員若ハ委員タリシ者又ハ優生手術ニ關スル審査若ハ施行ノ事務ニ從事シ若ハ從事シタル公務員若ハ公務員タリシ者故ナク其ノ職務上取扱ヒタルコトニ付知得シタル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 第十六條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シ届出ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(參照)

大正八年三月二十七日公布法律第二十五號精神病院法抄録

第七條 主務大臣必要ト認ムルトキハ期間ヲ指定シ適當ト認ムル公私私立精神病院ヲ其ノ承諾ヲ得テ第一條ノ規定ニ依リ設置スル精神病院ニ代用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二條乃至第五條ノ規定ヲ準用ス

七二

第七十五回帝國議會に於ける人口

問題關係の請願及建議

第七十五回帝國議會に於ける人口問題關係の請願及建議を擧ぐれば次の如くである(昭和十五年三月二十八日官報號外衆議院議事速記録第三十三號附録參照)。

- 一、助産師法制定ノ請願(法案内容については三月二十七日官報號外八三七頁參照)
- 一、産婆素質向上並救急處置認許ニ關スル請願
- 一、健康保險醫ニ對スル診療費増額支給ニ對スル請願
- 一、國民健康保險組合ニ對スル國庫補助金増額ノ請願
- 一、花柳病豫防法改正ニ關スル請願
- 一、癩豫防ニ關スル請願
- 一、健康保險診療契約改善ニ關スル請願
- 一、農家世襲財産法制定ニ關スル請願(法案内容については三月二十四日官報號外七六一頁參照)
- 一、恩給年額四百圓以下ノ受給者ニ臨時家族手當支給ノ請願

- 一、校外保導教護事業ニ關スル建議
- 一、青少年學徒ノ校外保導教護ニ關スル建議
- 一、國民生活改善ニ關スル建議
- 一、健康保險法改正ニ關スル建議
- 一、農村ノ肺結核豫防ニ關スル建議
- 一、國土綜合計畫並地方計畫確立ニ關スル建議
- 一、滿洲開拓綜合訓練機關ヲ東北地方ニ設置ニ關スル建議
- 一、勞務者厚生年金法制定ニ關スル建議

公衆衛生院に於ける人口問題の研究

一、勤勞者住宅建設計畫ノ擴充促進ニ關スル建議

本院に於ては人口の増減を主として生物學的立場より研究しつつあり。例へば出生に就て云へば婦人の生殖力が如何なるものかを明かにし年齡との關係等を明かにす。

死亡率の研究には特に醫學的立場より考察し、其の低下に就て對策を考究す。

人口の質の改善に就ては特に關心を持ち、惡質遺傳病の系統を明かにせんと努力しつつあり。本院衛生統計部に於ける人口問題研究の若干の業績次の如し。

一、婦人の平均受胎率

從來計算された出生率はある年齡の有配偶婦人中その年に出生したものが幾人あつたかといふ出生率であつた。今ある月の出生率を考へて見るに、その月の新婚者の多寡やその前月の有配偶婦人の離婚や死亡の多少は直ちにその月の有配偶婦人數に影響し、従つてその月の出生率を左右する。また流産や死産は妊婦の攝生如何によつて可成變動する。それで出生率は外的條件に支配され易い不安定なものであるといはなければならぬ。これに反し有配偶婦人中受胎者が幾人あつたかといふ受胎率では前述の外的條件による變動は大部分避けられる。しかし妊婦や分娩直後の者等の一時的な不妊者を多數含む若し有配偶婦人とさういふ一時的な不妊者を少數しか含まない稍、高年の有配偶婦人とを同等に取扱ふことは出来ないから、有配偶婦人中から妊婦や分娩直後の者等

の一時的な不妊婦人を除いて得られた見掛け上受胎可能な有配偶婦人中受胎者が幾人あつたかといふ意味での受胎率を計算する。この受胎率は有配偶婦人を全體として(個人的でなく)觀察した時の受胎率を示すものであるから、假りに平均受胎率と呼ぶことにする。

若し有配偶婦人中には妊婦や分娩直後の者等の一時的な不妊者が多數含まれてゐるから、この平均受胎率を年齡別に從來の出生率と較べると、若い年齡の有配偶婦人では特に大差を呈する。

二、婦人の眞の受胎率

(久保秀史、第三回人口問題全國協議會)
婦人の受胎率は二十歳頃が最も高く、その後は年齡が増すと共に衰へる。さて、假りにすべての婦人の受胎率が一樣に年齡と共に衰へるとすると、婦人を個人的に觀察した時、若い時のa年間に生れる子供數は多く、年をとつた時のb年間に生れる子供數は少くなければならぬ。即ち出産間隔は年をとるに従つて延びるべきである。ところが出産間隔は母の年齡によつて差異がないことが既に明らかにされてゐる(塚原、村上、等)。

それで、婦人の受胎率は年をとつても衰へないが、他方に不妊に陥る婦人があり、その數が年齡と共に増加するので、平均としての受胎率は年齡と共に衰へるやうに見えるものと考へざるを得ない。

塚原氏の最終回出生時に於ける母の年齡分布から、婦人が不妊に陥る年齡分布を算出し、各年齡に於ける不妊者を推定した。この不妊者を有配偶婦人から控除したものは生理的に受胎可能な有配偶者で

ある。この不妊者を除いた有配偶者を用ひて受胎率を計算すると、受胎率は各年齢共殆ど一定になる。

(二十歳以前を除く)。即ち妊娠可能なる間は受胎率は本質的には一定で、年齢の影響を受けない。(立川清、第八回日本民族衛生學會)

三、婦人の結婚年齢と産兒數

上述の平均受胎率の實際的應用として、ある年齢で結婚した婦人は生殖可能期間中に平均幾人子供を産むべきか、また結婚年齢を早めれば平均子供が幾人餘計に生れるべきか、等を豫測することが出来る。(久保秀史)

四、臺灣の出生率

臺灣の出生率(人口一〇〇〇に對する)は約四五で甚だ高率である(日本内地は約三〇)。しかし有配偶婦人一〇〇〇に對する出生率は臺灣も日本内地も略等しい(約二九〇)。人口に對する出生率は臺灣が日本内地より甚だ高いに拘らず、有配偶婦人に對する出生率は臺灣も内地も等しいといふのは、臺灣では内地よりも人口中に有配偶婦人を含む割合が多いことを示してゐる。事實臺灣婦人は早婚で、平均結婚年齢は一九・五歳である(日本内地は二四歳)。即ち臺灣の出生率が高いのは早婚に基づくもので、臺灣婦人の受胎率が高い等によるものではない。(未發表)

厚生省衛生局の全國無醫村調査

厚生省衛生局の調査による昭和十四年八月末現在道府縣別無醫村數に昭和十一年以降の増減は次の如くである。

道府縣別	無醫町村調(昭和十四年八月末現在)		計	昭和十一年五月	昭和十三年十二月	昭和十四年八月	増減	
	全然醫療機關なき町村	出張診療所のある町村					昭和十一年五月との比較	昭和十三年十二月との比較
北海道	一四	八	二二					
青森	六四	一四	七八					
岩手	八〇	二八	一〇八					
宮城	四一	二八	六九					
秋田	六三	一七	八〇					
山形	六七	二一	八八					
福島	二〇〇	二五	二二五					
茨城	二二九	二七	二五六					
栃木	二八	一〇	三八					
群馬	六一	三四	九五					
埼玉	一一六	七	一二三					
千葉	七四	九	八三					
東京	一九	九	二八					
神奈川	二八	二五	五三					
新潟	一〇一	四二	一四三					
富山	一〇八	三四	一四二					
石川	四六	二七	七三					
福井	四四	一九	六三					
山梨	九八	一七	一一五					
長野	一一三	三五	一四八					
岐阜	一〇三	四三	一四六					
静岡	五八	一五	七三					
愛知	二六	四	三〇					
三重	五〇	五一	一〇一					
滋賀	三四	二五	五九					
京都	七一	一三	八四					
大阪府			七四					
兵庫			七五					
奈良			三四					
和歌山			五九					
鳥取			八〇					
島根			三三					
岡山			一一三					
広島			六九					
山口			一〇					
徳島			一三					
香川			四三					
愛媛			五七					
高知			四九					
福岡			一四					
佐賀			四					
長崎			九					
熊本			六四					
大分			三六					
宮崎			八					
鹿児島			九					
沖縄			九					
合計	二、六七六	九三二	三、五九八					

無醫町村増減調

調査年月日 總數

昭和十一年五月
昭和十三年十二月
昭和十四年八月

三、三四三
三、三六一
三、五九八
一〇一
五九
八四
増減
減
増減
減

なほ昭和十二年以降厚生省が一箇所當り一年一千圓
 の經常費補助を以て無醫村に設置せる醫療機關設置數

は次の如くである。
 昭和十二年 一五〇

昭和十三年 四〇
 昭和十四年 四〇

拓務省滿洲集團開拓農民及青少年義勇軍調

集團開拓農民送出人員表(昭和十四年十二月三十一日現在) 拓務省調

拓務省滿洲集團開拓農民送出人員及青少年義勇軍應募、採用並に入所人員は、同省の調査に據れば、昭和十四年末現在に於て以下の如くである。

府縣別	集團開拓農民送出人員表(昭和十四年十二月三十一日現在)														計	順位
	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十四年(1)	昭和十四年(2)							
府	三九	一五	一	三	一〇六	七四	四四	三	二九七	一六						
青森	四一	一	一	四	八八	九三	四九	一七	三一六	一五						
岩手	三七	三九	二七	三三	一一九	四六四	一九六	四五	一、一七四	三						
宮城	三五	三一	一	三	八四	二二八	二五四	二七	六七六	五						
秋田	三九	三五	三〇	八七	八三	五二三	一九八	四四	一、三六九	二						
山形	四二	四三	二一	一五	四三	一九五	四七	五七	六四九	六						
福島	三一	一八	一	九	三八	一四四	一八六	四一	四五三	一一						
茨城	三九	二〇	一	七	二二	三四	五三	二九	二一九	二二						
栃木	四一	一九	一	七	二一	二二八	二〇七	三三	六一八	七						
群馬	三九	七	一	三	二二	二二六	三三	二五	四七五	一〇						
埼玉	三九	七	一	三	二二	二二六	三三	二五	四七五	一〇						
千葉	三九	七	一	三	二二	二二六	三三	二五	四七五	一〇						
東京	三九	七	一	三	二二	二二六	三三	二五	四七五	一〇						
神奈川	三九	七	一	三	二二	二二六	三三	二五	四七五	一〇						
新潟	四〇	五〇	九	二	四三	九六	八六	〇	二三二	二〇						
富山	四〇	五〇	九	二	四三	九六	八六	〇	二三二	二〇						
石川	四〇	五〇	九	二	四三	九六	八六	〇	二三二	二〇						
福井	四〇	五〇	九	二	四三	九六	八六	〇	二三二	二〇						
山梨	四〇	五〇	九	二	四三	九六	八六	〇	二三二	二〇						
長野	三九	二九	二九	二	二〇五	七七	三八	一六	七九四	四						
岐阜	三九	二九	二九	二	二〇五	七七	三八	一六	七九四	四						
静岡	三九	二八	一九	二	二二五	一九一	一四六	六三	七九四	四						
愛知	三九	二八	一九	二	二二五	一九一	一四六	六三	七九四	四						
大阪	三九	二八	一九	二	二二五	一九一	一四六	六三	七九四	四						
和歌山	三九	二八	一九	二	二二五	一九一	一四六	六三	七九四	四						
奈良	三九	二八	一九	二	二二五	一九一	一四六	六三	七九四	四						
京都	三九	二八	一九	二	二二五	一九一	一四六	六三	七九四	四						
兵庫	三九	二八	一九	二	二二五	一九一	一四六	六三	七九四	四						
徳島	三九	二八	一九	二	二二五	一九一	一四六	六三	七九四	四						
香川	三九	二八	一九	二	二二五	一九一	一四六	六三	七九四	四						
高松	三九	二八	一九	二	二二五	一九一	一四六	六三	七九四	四						
愛媛	三九	二八	一九	二	二二五	一九一	一四六	六三	七九四	四						
高知	三九	二八	一九	二	二二五	一九一	一四六	六三	七九四	四						
福岡	三九	二八	一九	二	二二五	一九一	一四六	六三	七九四	四						
佐賀	三九	二八	一九	二	二二五	一九一	一四六	六三	七九四	四						
熊本	三九	二八	一九	二	二二五	一九一	一四六	六三	七九四	四						
大分	三九	二八	一九	二	二二五	一九一	一四六	六三	七九四	四						
鹿児島	三九	二八	一九	二	二二五	一九一	一四六	六三	七九四	四						
沖縄	三九	二八	一九	二	二二五	一九一	一四六	六三	七九四	四						
計	三三八	二九三	一七七	二八	二九二	一七七	二八	九	三三八	一四						

(2)		愛	三	滋	京	大	兵	奈	和	鳥	島	岡	廣	山	德	香	愛	高	福	佐	長	熊	大	宮	鹿	沖	其	
		計	知	重	賀	都	阪	庫	良	山	取	根	山	島	口	島	川	媛	知	岡	賀	崎	本	分	崎	島	繩	他
		歌																										
		の																										
		兒																										
四九九	七一																											
四九三	三八																											
二九八	九一		三					二	八		一	八				四	八		一	五			二	八				
五〇〇	二〇〇		四	二	一	一	三	三	一		二	一	二	三	一	五		二	六	三			一	二	二	二	二	
一、〇〇〇	一、四二〇		四	七		四	六	三	二	三	四	一	六	三	六	〇	五	六	三	六	六		三		二		〇	
四、四〇六	三	一	六	八	九	四	二	九	八	二	三	四	三	八	四	六	一	三	六	七	七	四	三	三	六	八	九	
四、七九二		一	九	四	四	三	七	一	二	二	〇	三	三	三	三	一	四	五	六	五	六	一	四	六	一	四	六	
二、六九六		〇	六	五	六	七	〇	一	五	一	六	一	一	二	九	一	四	二	一	五	一	二	三	一	八	一	三	
一、二五二		二	八	四	〇	一	七	二	四	〇	一	九	四	三	二	二	一	三	一	八	三	九	三	八	一	〇	三	
一、五、九二九	五四五	四	七	一	五	八	九	七	二	七	六	一	一	五	二	〇	四	二	三	八	一	五	七	一	九	四	二	
	四五	二	九	三	九	三	三	八	一	一	五	一	三	六	一	三	一	二	四	二	三	三	三	三	三	四	二	
		四	五	二	九	三	九	三	八	一	一	五	一	三	六	一	三	一	二	四	二	三	三	三	三	四	二	

(1) 第八次は先遣隊及早期入植のみ
(2) 第九次は先遣隊のみ

昭和十四年度 青少年義勇軍應募採用並入所人員一覽表
 昭和十三年度

拓務省調

道	支	昭和十四年度 (四月一日以降)			昭和十三年度 (四月一日以降)		
		應募人員	採用人員	配當人員	應募人員	採用人員	配當人員
北海道	青森	2,500	255	2,245	1,000	77	893
	岩手	600	151	449	500	37	463
	宮城	600	170	430	500	49	451
	秋田	600	100	500	500	51	449
	山形	1,000	247	753	1,000	85	915
	福島	1,000	100	900	1,000	101	899
	茨城	600	100	500	600	77	523
	栃木	600	100	500	600	77	523
	群馬	600	100	500	600	77	523
	埼玉	600	100	500	600	77	523
	千葉	600	100	500	600	77	523
	東京	600	100	500	600	77	523
	神奈川	600	100	500	600	77	523
	新潟	600	100	500	600	77	523
	富山	600	100	500	600	77	523
	石川	600	100	500	600	77	523
	福井	600	100	500	600	77	523
	山梨	600	100	500	600	77	523
	長野	600	100	500	600	77	523
	岐阜	600	100	500	600	77	523
	靜岡	600	100	500	600	77	523
	愛知	600	100	500	600	77	523
	三重	600	100	500	600	77	523
	滋賀	600	100	500	600	77	523
	京都	600	100	500	600	77	523
	大阪	600	100	500	600	77	523
	兵庫	600	100	500	600	77	523
	奈良	600	100	500	600	77	523
	和歌山	600	100	500	600	77	523
	鳥取	600	100	500	600	77	523
	島根	600	100	500	600	77	523
	岡山	600	100	500	600	77	523
	廣島	600	100	500	600	77	523
	山口	600	100	500	600	77	523
	山梨	600	100	500	600	77	523
	德島	600	100	500	600	77	523
	香川	600	100	500	600	77	523
	愛媛	600	100	500	600	77	523
	高知	600	100	500	600	77	523
	福岡	600	100	500	600	77	523
	佐賀	600	100	500	600	77	523
	長崎	600	100	500	600	77	523
	熊本	600	100	500	600	77	523
	大分	600	100	500	600	77	523
	宮崎	600	100	500	600	77	523
	鹿兒島	600	100	500	600	77	523
	沖繩	600	100	500	600	77	523
計		33,000	3,300	29,700	33,000	3,300	29,700

彙報

七七

財團法人人口問題研究會優生政策

確立に關する建議

昭和十五年三月十二日、厚生省第三會議室に於て開催の財團法人人口問題研究會理事會は、我が國現下の人口状態に鑑み、優生政策確立の緊要なるを認め、「優生政策確立に關する建議」を議決し、直ちに内閣總理大臣、各省大臣、企畫院總裁及貴衆兩院議長に建議した。建議の全文は左の如くである。

優生政策確立ニ關スル件建議

凡ソ國家永遠ノ發展ヲ期スルニハ其ノ國民ノ人口益益多ク其ノ人口ノ素質愈々優レザル可カラザルハ言ヲ俟タズ。

日本民族ノ素質ノ甚ダ優秀ナルコトハ諸外國ノ社會學者乃至人類學者モ亦之ヲ認ムルトコロナリト雖モ、近時漸ク一般出生率漸減ノ傾向ヲ呈シツツアルノ半面、精神病者累増ノ趨勢ヲ示シ、之ニ徴スルモ不健全素質者ハ却テ遞増スルノ狀況ニアルハ識者ノ指摘スル處ニシテ之ガ對策ヲ樹ツルノ肝要ナルヲ痛感スル所以ナリ。

今ヤ日本民族ハ建國二千六百年ヲ迎ヘ將ニ興亞ノ大業ヲ成シ遂ゲントシ將來素質ノ健全ナル多數ノ人的資源ヲ必要トスル時管ニ人口増加ノ方策ヲ樹ツルニ止リ同時ニ優生的對策ヲ講ズルニ非ザレバ民族ノ素質ニ逆淘汰ノ現象ヲ惹起スル虞アルベキヲ以テ此ノ際政府ハ不健全素質者ノ増加ヲ防遏スベキ適切ナル政策ヲ確立セラレントコトヲ要望ス。

右及建議候也

財團法人人口問題研究會昭和十五年度

事業計畫

昭和十五年三月十二日、厚生省第三會議室に於て、財團法人人口問題研究會理事會及評議員會が開催せられ、種々の事項を審議したが、同會昭和十五年度事業計畫概要は左の通り決定した。

財團法人人口問題研究會昭和十五年度 事業計畫概要

一、一般方針

人口問題に關し單に學的研究を爲すに止らず廣く我國國策の樹立遂行に寄與することを主眼として人口問題に關する基礎的資料の調査研究を圖ると共に具體的なる調査研究の促進に努むること

人口問題研究所官設せられたるを以て同所と緊密なる聯絡の下に本年度に於て特に左記事業の擴充を期すること

(イ) 調査研究に關しては特に外地機關の擴充活用の徹底を期すること

(ロ) 實踐的の事業として特に宣傳事業の擴充徹底を圖ると共に人口政策施設の促進に資し人的資源保持涵養の國策に寄與すべきこと

二、調査研究

(イ) 調査研究

研究員は各自分擔の研究事項並隨時機宜に適應する問題の調査研究に従事すると共に別紙本會の調査研究事項中適當なるものを選び調査研究に従事すること(必要ある場合には實地調査をも行ふこと)

特に本年度に於ては時局に鑑み人口問題に關する諸種の問題の具體的調査研究を遂げ國策の樹立遂行上參考資料たらしむると共に人口政策施設の促進を圖ること

(ロ) 委託調査研究

人口問題研究上重要な事項に關しては隨時適當なる機關若し専門の研究者に調査研究を委託すること

又他の機關より人口問題に關する調査研究の委託を受けたる場合には極力之を行ふこと

(ニ) 大陸並に外地に關する調査研究

大陸並に外地人口に關する調査研究を遂ぐる爲本年度に於ては滿鮮及南洋に調査室を設置すると共に外地機關の擴充を圖ること

(三) 人口國策委員會

將來人口の見透、人口問題の見地より見たる大陸政策、國民生活の安定、人口と産業の發達、民族優生政策等國策上重要な事項に關し隨時委員會を開催し協議研鑽を遂げんがため本會關係者並に朝野の學識經驗ある者を委員に委嘱し委員會を設置すること

三、資料の蒐集整備

人口問題に關する内外の資料の蒐集整備に努むること

四、國內の聯絡

前年度に於ける人口問題同攻者會合及び人口問題全國協議會の効果顯著なるに鑑み本年度に於ても可及的に之を開催し調査研究の促進を期すると共に人口問題に關係ある各種の團體調査研究機關との聯絡

提携に努むること
五、海外との聯絡

世界主要國に於ける人口問題研究の動向に鑑み日本人口問題研究委員會とも相協力し、益、諸外國に於ける人口問題研究機關研究者其の他關係國際諸機關との聯絡提携並に資料の交換に努むること
六、人口問題の知識人口政策等の普及宣傳

人口問題に關する知識の普及人口政策施設の促進を期するため中央及び地方の主要都市に於て可及的に公開講演會、懇談會等を開催すること
七、資料の印刷發行

本會に於て調査研究したる結果を印刷發行すると共に重要な人口問題資料を編輯又は翻譯し之を印刷發行すること
八、會員組織の擴大

全國的會員募集を行ひ會員組織の擴大を圖ること特に資金確立のため維持會員を新設すること
九、其の他現下の時局に鑑み人的資源保持涵養に資するため必要な事業を隨時計畫之を實行すること

(別紙)
調査研究事項

第一、人口現象に關する基礎的調査

一、人口構成に關する調査

人口の體性別、年齢別、人種別、職業別及び階級別構成に關する調査

二、人口の分布に關する調査

(イ) 人口の地域的產業的分布及び移動に關する調査

(ロ) 人口の都市集中に關する調査

三、人口の増加に關する調査

(イ) 人口の自然増加に關する調査

(ロ) 出生率及び死亡率に關する調査

(ハ) 婚姻率及び離婚率に關する調査

四、其の他人口現象に關する基礎的調査

第二、人口問題及び其の對策に關する調査

一、過剩人口に關する調査

(イ) 過剩人口に關する調査

(ロ) 過剩人口と失業との關係に關する調査

二、人口統制に關する調査

(イ) 内外移民に關する調査

(ロ) 産兒制限に關する調査

(ハ) 優生學的調査

三、一般人口對策に關する調査

日本統計學會第十回總會

日本統計學會第十回總會は、昭和十五年四月四日より六日まで三日間、大阪商科大学會議室及日本生命保險會社講堂に於て開催せられた。第一日午前の總會に引き續き第二日午前中まで共同研究「戦時經濟統計」に關し、小田橋貞壽氏の「戦時下に於ける日本工業の地方的分布」の他、十數氏の報告があつた。第二日午後及第三日午前は、自由なる題目の報告がなされた。人口問題關係のものを擧げると次の如くである。

我國人口の安定増加率 森田優三氏

人口統計の季節的變動をCircular Graphで現

はして見た結果について

丸山 博氏
青盛和雄氏

北支蒙疆の人口について

内地六大都市住民の生命表

婚姻率の算定方法について

岡崎文規氏

丸山博氏の「戦時の保健統計」があり、田村市郎氏は第二日夜の公開講演で「我國の人口と南洋の資源」について講演せられた。

恩賜財團愛育會離乳期營養狀況調査

昭和十四年六月、恩賜財團愛育會特別評議委員會は、離乳期營養狀況調査を行ふことを議決、同年九月その要項を決定し、同年十二月より之に著手した。其の要項を掲ぐれば次の如くである。

離乳期營養狀況調査要項

一、主旨

本會は既に昭和八年に於ける道、府、縣市區町村別乳兒死亡率及昭和十年に於ける季節別生存期間別乳兒死亡原因の調査を了し、右兩調査に依り本邦乳兒死亡率に於ては地方的差異著しく、都市に比し農山漁村に於て高き事實と乳兒の死亡は生後十日未滿と生後六ヶ月乃至十二ヶ月間に於て著しく多き事實を確認し得たり。

更に右死亡乳兒の日月齡と死亡原因とを併せ考ふるときは乳兒の死亡率を低減せしめ進んで己が健康を維持増進せしめんには乳幼兒の營養を適正ならしむることの絶對的必要なることを察知し得たり。

仍て本會は前年の諸調査に引續き本邦各地農山漁村に付き乳幼兒殊に生後六ヶ月乃至一年六ヶ月に於

ける兒童の榮養状態に關する調査を行ひ地方的に夫適當なる改善策の調査研究に及ぼんとす。

本年度に於ては右調査のうち地方的の概況調査に主力を注ぎ之が精細なる調査並に改善方法に關する研究は之を後年度の事業に譲るものとす。

一、本年度調査の目標

本邦各地農山漁村に於ける生後六ヶ月乃至一年六ヶ月の乳幼児の榮養(種類、方法)及之に直接關聯する事項の實情を知ること

(従つて其の結果は統計的集計よりも寧ろ榮養種類並に方法に關する各種様式の記述を求む)

1 調査方法

調査の方法を別ちて左の四項とす

(1) (イ) 道府縣並に村當局と協議の上調査地區に相當居住し乳兒、幼兒の保育に關心を有する者數名を選定し之を調査員とし別紙(離乳期榮養記述調査要項)につき地方的事情の記述報告を依頼すること

(ロ) 前項調査員に依頼し調査地區内に於て現に生後六ヶ月乃至一年六ヶ月の乳幼兒を保育中の家庭につき別紙(第一號様式)に依る調査票(略)の記入を依頼すること

(右調査家庭數は部落別に又は土地の狀況に依り一調査員宛約十戸を選ぶ)

(2) 所定の調査村内高等小學校女生徒並に女子青年團中適當なる者を選び該當家庭につき(別紙第二號様式)に依る調査票(略)の記入方を依頼すること(右調査家庭數は一名一家庭を調査し約一〇〇名に依頼す)

一〇〇名に依頼す)

(3) 本邦各地の醫科大學及地方在住の醫師、助産婦等中篤志ある者に依頼し其の地方に於ける乳幼兒榮養狀況に關する記述報告を求むること

(4) 適當なる農山漁村數ヶ村を選定し本會調査部職員並に研究所職員現地出張の上村内兒童の榮養狀況並に兒童發育狀況に關する實地調査を行ふこと

2 調査地域

本邦を北海道、東北、關東、北陸、東海、東山、近畿、中國、四國、九州の十地方に別ち之を乳兒死亡率の高低に依り次の三群に分つ(北海道を除く)

第一群 (高位) 東北 北陸 近畿

第二群 (中位) 東海 四國 中國

第三群 (低位) 關東 東山 九州

第一群に屬する地方よりは夫々乳兒死亡率最高を示す縣を選ぶ、即ち青森縣 石川縣 奈良縣

第二群に屬する地方よりは夫々乳兒死亡率中位を示す縣を選ぶ、即ち静岡縣 徳島縣 岡山縣

第三群に屬する地方よりは夫々乳兒死亡率低位を示す縣を選ぶ、即ち群馬縣 山梨縣 鹿兒島縣

以上乳兒死亡率の高低により選出せる諸縣につき縣當局と協議の上大體一縣宛九ヶ村を選出して調査區域とす。

(北海道に關しては道廳と協議の上同様九ヶ村を選出し調査區域とす)

3 調査期間

昭和十四年十二月中旬より同十五年一月中旬まで

(別紙)

離乳期榮養記述調査要項

一、母親に關する事項

1 妊娠中の婦人の勞働及産前、産後の休養についての一般風習

◎初産の時と、出産を重ねる時とに相違あらば其の夫々について

2 妊婦の榮養

◎特に妊娠中に限り喰べさせる食物、其の調理法及び反對に喰べさせない食物

3 助産に關する風習

◎お産は産婆に依つて行はれるか、其の場合と其の割合

◎産床の狀況

4 出産後の母親の榮養

◎出産後乳の出を良くする目的又は子供の養育上の目的の爲特に喰べさせる食物、其の調理法及び反對に喰べさせない食物

5 産後一般勞務に復する迄の期間

◎産後針仕事、掃除、特に拭掃除、臺所仕事、洗濯、野良仕事、力仕事をやる様になる迄の期間(産後何日位)

二、哺乳に關する事項

1 乳の與へ方

◎授乳が時間的に行はれつつありや、否や

◎母乳の場合と人工榮養の場合、混合榮養の場合、夫々について其の授乳狀態

◎母親が野良又は屋外の勞務に従ひ留守中のときの授乳の方法

2 母乳不足の時最も多く行はるる哺乳方法

◎貰ひ乳をする場合の乳親の選び方、乳母傭入のときの乳母の選擇狀態

3 人工榮養、混合榮養

◎母乳なきとき又は不足のとき人工榮養或は混合榮養を行ふ場合には其の品目、購入場所、價格

◎調乳の指導者

三、離乳期並に其の榮養狀況

1 乳(母乳、人工榮養、混合榮養)のみを以て保育する期間

◎生後何ヶ月迄、乳のみで育てるか勿論個々の場合により異なるべしと雖も最も長く乳のみで育てる場合、最も早く他の食物を喰べさせる場合、普通の場合等に別ちて其の期間(生れて何日目)の記述

2 乳以外の榮養

イ、喰初めの習慣

△ 喰初は生れて何ヶ月位にどんな仕方で行ふか、如何なるものを喰べさせるか

ロ、乳離れをする迄の喰べ物の順序

A 乳以外のものを少しづつ喰べさせ初める時期(生後何日目)

B 其の時の食物、調理法、分量、度数(一日に何回位)

C おまじり(粥のうすいもの)を喰べさせ初める時期(生後何日目位から)。其の作り方。米から作るか、御飯から作るか(米から作る場合には米と水との割合)。

D お粥を喰べさせる時期(生後何日目位から)。其の作り方(米から作るか、御飯から作るか。米から作る場合は米と水との割合)。

E 其の他の食品(食品例は別刷)を喰べさせる時期、調理方法並に其の分量等

右の食品品目は別紙(別記)記載の如きものを言ふのであるが、其の他地方に依り異なる食物あれば何なりと、出来るだけ詳細に記述すること

F お乳を含ませるのを全く止めて終ふ時期

△ 早いのは何ヶ月位

△ 遅いのは何歳位

△ 一般には何ヶ月位

恩賜財團愛育會並財團法人中央社會事業協會兒童發育經過並罹病狀況調査

恩賜財團愛育會並財團法人中央社會事業協會に於ては、厚生省社會局兒童課及人口問題研究所と聯絡、昭和十四年五月實施の乳幼児診査の結果(本欄「乳幼児診査票の集計及研究」の項参照)を基礎とし、前回診査の二萬の乳幼児につき一箇年經過後の發育經過及罹病狀況に關し調査を計畫中のところ此の程決定を見て愈々實施することとなつた。其の要綱及調査票様式は左の如くである。

兒童發育經過並罹病狀況調査要綱

一、主旨

昭和十四年五月五日を中心として一週間行はれたる兒童愛護週間に實施せられたる本邦三十三府縣に於ける乳幼児狀況調査を基礎とし一箇年經過せる本年自五月至十一月兒童の發育經過並罹病狀況の經過を調査し我が邦乳幼児保護、人的資源擴充の方策を樹つるの資に供せんとす

一、調査方法

全國各道府縣(社會課、社會事業協會、社會課地方技師)に依頼し昨年審查せる兒童を其の母若くは母

に代るべき者と共に一定場所に集合せしめ問審と兒童身體の實地診査により調査す

一、調査事項

(一) 姓名、生年月日、性別

(二) 現在の狀況

1 健否

2 榮養

(三) 發育經過

1 身長

2 體重

(四) 罹病經過

1 病名

2 期間

3 醫師の診察及服藥の有無

4 賣藥利用の場合其の品名

5 醫療費(一ヶ年)

(五) 榮養經過

1 現在の主食物

2 離乳期の食物の攝取狀況

(六) 兒童保護施設の利用狀況

1 季節保育所(自 年 月 日至 年 月 日)

2 常設保育所(自 年 月 日至 年 月 日)

3 保健婦訪問(回数)

(七) 死亡者に付て

1 病名

2 發病時期

3 經過

4 死亡年月日

5 醫療の有無

道府縣 道府縣

發育經過診査票

住所 市町村 世帯主

(一) 姓名	1. 昭和 年 月 日生		(二) 現況	1. 健康 否 (否ハ病名)		2. 榮養 良、中、不良
	ハ男、女			イ、健		
(三) 發育經過	1. 身長	2. 體重	(六) 狀況 施設利用	1. 季節 節保	育所	自 至
	cm.	kg.		2. 常設 保育	所	自 至
(四) 罹病經過	1. 病名	2. 期	3. 醫師ノ診察	4. 服藥	5. 賣藥名	6. 一ケ年ノ療費
		自 年 月 日 至 年 月 日	イ有・ロ無	イ有・ロ無		
(五) 榮養經過	1. 現在食物	母乳、牛乳、粉乳、煉乳、其他	2. 離乳期ノ食物	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、	離乳開始ノ月	春、夏、秋、冬
		母乳、牛乳、粉乳、煉乳、其他	註1	ハ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、	離乳完了ノ月	春、夏、秋、冬
(七) 死	1. 死因(病名)		備考			
	2. 發病時期	年 月 日				
亡	3. 經過	過				
	4. 死亡年月日	年 月 日				
註2	5. 醫藥ノ有無		調査年月日			
			前 回 年 月 日			
			今 回 年 月 日			

(註1) 主食物名ハ現在ノ主食物ノ欄參照 (註2) 死亡欄各項ノ詳細ハ裏面ニ記入ノコト

(診査醫)

帝國農會昭和十四年度稻作勞働狀況

調査の結果發表

帝國農會は昭和十四年度の稻作勞働の狀況の調査を稻作農家八三一戸について行つたが、其の結果は次の如くである。

昭和十四年稻作勞働の狀況

稻作農家八三一戸について調査した結果によれば昨年における稻作反當勞働日數は自作者二〇・二日、小作者一九・〇日である。小作者は自作者に比して反當勞

働日數一・二日程少く幾分粗放化の傾向が見られる。而して之を昭和十三年と比較すれば自作者にあつては一・一日、割合に於て五・八%、小作者にあつては〇・六日、割合に於て三・二%の増である。之を作業別に見れば自作者に於ては殊に除草、病蟲害防除、灌漑、收穫に關する勞働の増加が目立つ。小作者に於ては特に灌漑、收穫に關する勞働の増加が顯著である。次に勞働を従業者別に見れば農村勞働力の減少、賃銀の高騰を反映して雇傭勞働は著しく減少し、之に代つて家族勞働の増加が明らかに見られる。即ち昭和十三年に於ける稻作勞働中雇傭勞働の割合は自作者は二

一・六%小作者は一・三%であつた。然るに昨年の稲作にあつては雇傭勞働の割合は自作者に於ては一五・三%小作者に於ては一〇・五%に減じ、之に代つて家族勞働は割合に於て自作者は七八・四%から八四・七%、小作者は八八・七%から八九・五%に増加してゐる。昨年における反當勞働の増加が早魃に關係あることはもとよりであるが、他面農村勞働力の減少、賃銀の高騰の下に於て重要農産物増産運動に對する農家の協力が家族勞働の強化となつて現はれてゐることが窺知せられる。而して稲作期間を通じて賃銀は昭和十三年に比して三四・二%の高騰である。

一、昭和十三年 昭和十四年 稻作作業別反當勞働日數比較

種 目	昭和十三年		昭和十四年		イ、自作者
	家 族	計	家 族	計	
本年度稻作のための前年度に於ける準備作業	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	
苗代一切	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	
本田荒起整地(挿秧までの一切)	〇・七	〇・七	〇・七	〇・七	
挿秧	二・八	二・八	二・八	二・八	
除草、施肥	一・四	一・四	一・四	一・四	
病蟲害防除	三・九	三・九	三・九	三・九	
灌排水管理	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	
刈取、運搬、乾燥、乾納、拔落、乾燥	五・一	五・一	五・一	五・一	
糶摺調製俵裝、後仕末、其他	一・八	一・八	一・八	一・八	
合 計	一七・一	一七・一	一七・一	一七・一	
畜力使役日數	一・六	一・六	一・六	一・六	
小 計	一・九	一・九	一・九	一・九	
計	一・四	一・四	一・四	一・四	

種目	昭和十四年		昭和十三年		種目	昭和十四年		昭和十三年	
	家	臨時	家	臨時		家	臨時	家	臨時
本年度稻作のための前年度に於ける準備作業	〇・四	〇・〇	〇・四	〇・〇	本年度稻作のための前年度に於ける準備作業	〇・四	〇・〇	〇・四	〇・〇
本田荒起整地(挿秧ま挿での一切)	〇・七	〇・〇	〇・七	〇・〇	本田荒起整地(挿秧ま挿での一切)	〇・七	〇・〇	〇・七	〇・〇
除草、施肥	二・八	〇・一	二・八	〇・一	除草、施肥	二・八	〇・一	二・八	〇・一
病蟲害防除	一・四	〇・二	一・四	〇・二	病蟲害防除	一・四	〇・二	一・四	〇・二
灌排水管理	四・〇	〇・一	四・〇	〇・一	灌排水管理	四・〇	〇・一	四・〇	〇・一
刈取運搬、乾燥、収納	五・一	〇・二	五・一	〇・二	刈取運搬、乾燥、収納	五・一	〇・二	五・一	〇・二
糶摺調製俵、裝、後仕末	一・六	〇・一	一・六	〇・一	糶摺調製俵、裝、後仕末	一・六	〇・一	一・六	〇・一
其の他	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	其の他	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一
合計	一七・〇	〇・七	一七・〇	〇・七	合計	一七・〇	〇・七	一七・〇	〇・七
畜力使用日數	一・三	一・三	一・三	一・三	畜力使用日數	一・三	一・三	一・三	一・三
平均	一・九〇	一・三三	一・九〇	一・三三	平均	一・九〇	一・三三	一・九〇	一・三三
均	一・六八	一・二九	一・六八	一・二九	均	一・六八	一・二九	一・六八	一・二九
役日數	三・二四	二・三四	三・二四	二・三四	役日數	三・二四	二・三四	三・二四	二・三四
減	〇・八〇	〇・三九	〇・八〇	〇・三九	減	〇・八〇	〇・三九	〇・八〇	〇・三九

一、昭和十三年 昭和十四年 稻作作業期別賃銀(臨時雇男子一日當)及畜力一日當賃借料比較

財団法人日本労働科學研究所の「事變下の農村流出人口に関する調査」

財団法人日本労働科學研究所農業労働調査所に於ては事變下の農村流出人口に関する調査を企て、同研究所々員内海義夫氏の手により昭和十四年七月神奈川縣中郡成瀬村に就いて之を行つた。

蓋し戦時下に於ける農村は種々の意味に於て、勞力問題の重大性に當面してゐる。その中でも、農村から

都市へ或は工業へ商業へ流出する人口の数は相當量に達してゐる。この流出人口によつて、生産力の擴充と、膨脹する工業都市の人口が支へられてゆくのであるが、流出人口の性質如何については、十分にこれを見極め、以て農業生産力を確保し、兼ねて工業労働力の新らしき編成を期しなくてはならないのである。

その調査結果の概要は次の如し
本村の戸數四八四戸のうち半數弱即ち約四六%は職業關係による不在家族員を有してゐる。これら不在家

族員の流出密度は、小作農において大きく自作農において小であり、耕作面積の小なるものに大きく、その大なるものに小さい、といふ一般法則と大體において一致してゐる。

本村より流出したる不在家族員の九一%は農家の子弟であり、就中小作農および自作農の子弟が多い。性別には男五二%、女四八%となり、年齢的には男は二〇―二五才、女は一五―二〇才を最高とする。そして男女共に一五―二五才が大部分を占めてゐる。

戸主との續柄について見れば不在家族員が自ら戸主であるかまたはその長男である場合は、男子總數の一%にあたる。

不在家族員の教育程度は、男子は高小卒が多く女子は尋小卒が多い。性による教育程度の差はかなり甚しく、且階級による差も明瞭である。

不在家族員の流出當時の年齢は男女ともに一五—一六才を最高としてその後分布してゐる。

不在家族員の行先及び職業をみるに、男子は職工及び商店が同數にして最も多く、これらは大部分が東京市及び縣内各市に出てゐる。女子は女中になるものが圧倒的に多く、これもその大部分は都市に集つてゐる。これらの主要職業は自作からも小作からも多く集つてゐるがそれ以外の職業にあつては、例へば男子に於ける作男、人夫、職人、女子における作女、子守等の下級職業には小作農の子女が多く、サラリーマンの職業は自作農及び非農家の子弟に多い。

財團法人日本労働科學研究所

昭和十五年年度研究項目

財團法人日本労働科學研究所に於ては昭和十五年二月所員會議に於て本年度研究項目を左の如く決定した。

昭和十五年年度研究項目

一、體力問題

(訓練、體力評價、文化的評價)

二、労働生理

- 1 基礎新陳代謝
- 2 労働時間問題
- 3 血液ガス
- 4 肺胞氣竝に搏出量

5 感覺生理

6 農業労働精力學的研究

三、労働生理

四、労働生理

1 疲労と條件反射

2 自律神經機序と血液CaKとの關係

五、産業心理

1 技能の要因に關する分析的研究

2 技能習熟の能力竝に過程に關する研究

3 技能に於ける活機能の變容過程の追及(實驗室)

イ、各種作業力検査の設定

ロ、性格と作業能力との關係に關する研究

六、體質及性格

1 性格異常者の體質的特徴

2 性格形成及再形成に關する研究

七、作業心理、災害

1 作業と感覺の問題即ち作業に必要な知覺を心理學的に研究する

イ、工場災害發生の原因(聽覺、觸覺、運動感覺等に基く知覺と作業特に災害との關係を明らかにする)

ロ、作業と照明(明るさの物體の影、色彩に基く知覺と作業との關係を明かにする)

ハ、腦波(BKG)と作業との關係、主として實驗的研究

2 作業研究

イ、作業者の生活時間研究

ハ、作業と音響

1 雑音を聞きわけける耳の訓練について

イ、基礎になる雑音を合成して標準をきめること

九、環境

1 輻射熱の人體機能に及ぼす影響

2 気候と人體機能との關係

3 有害ガス分析標準法の確立

4 物理的條件を利用せる瓦斯分析器の組立竝にその性能試験

5 作業服の研究

十、労働者の住宅及工場建築

1 煙箱法による工場形態と換氣方法に關する模型實驗

2 水槽による外氣流が工場形態により室内氣流に及ぼす影響についての二次元的模型實驗

3 Coverを設置せる Rayon or Staple Fiber 紡絲機の Section 狀況と Cover 内部に於ける氣流狀況についての Full Size の模型實驗

4 以上諸實驗に關する物理的基礎實驗

十一、職業病

1 有害物質による健康障礙の實驗的研究

(一) デニトロクロールベンツォールに關して

イ、皮膚吸收度(就中發汗との關係)

病理組織學的研究

生化學的研究

ロ、造血器官の病理組織學的研究

ハ、メタヘモグロビンとビタミンC

(二) 硫化物

イ、造血器官の病理組織學的研究

ロ、腦髓の病理組織學的研究

ハ、副腎變化に就て

病理組織學的

生物學的

ニ、硫酸噴霧の影響（硫酸水素による前眼炎に對して）

ホ、硫化水素皮膚炎に就て

2 作業と結核發生との關聯に關する研究

作業に於ける結核發生契機についての實驗的研究

3 作業と齒牙疾患の病理組織學的研究

イ、齒牙酸蝕症の豫防法

ロ、齒牙酸蝕症の補綴材に關する研究

4 實地調査

イ、三池染料工業所、職業性疾患（特にベンツォル誘導體）の際に於ける尿の化學的變化

ロ、水銀中毒例に於ける臨床的、血液型態學的並に生化學的所見と環境との關係

ハ、四谷夜間商業竝に印刷局

十二、榮衰の研究

1 作業能力を保持する爲筋肉勞働時の血液の化學的諸成分の變化を追及し特に疲勞との關係につき研究を進める

2 勞働の無機質代謝

十三、家事作業の研究

1 室所、炊事作業の研究

2 洗濯、掃除、裁縫作業の研究

十四、

A 農業勞働及び經營に關する調査研究事項

1 農業勞働方法に關する調査研究、特に養蠶勞働、製絲勞働、田植勞働等の手作業に關する調査研究

2 農業勞働組織に關する調査研究、特に共同作業の組織形態運營方法、その成果に關する調査研究

3 農業經營の動向及びその合理化に關する調査

研究

4 農業勞働力と工業勞働力の調査に關する調査研究

B 農村生活關係

1 生計費特に最低生活費に關する調査研究

2 農村生活に必要な社會施設に關する調査研究

3 部落團體統制に關する調査研究

C 農村の保健に關する研究

1 人口統計的研究

2 賃金問題

3 勞働時間問題

4 中小工業に於ける人及び生産技術の問題

5 婦人及び少年勞働（經濟及び文化現象の問題）

なほ同研究所が農村關係問題の調査に使用する基本調査票は次頁の如くである。

財團法人中央社會事業協會社會事業研究所昭和十五年度事業計畫

一、繼續的研究

(イ) 社會事業ノ分類體系ニ關スル研究

(ロ) 社會事業ノ史的研究所竝史料ノ編纂

一、室町徳川時代ノ社會事業史實ノ研究

二、明治時代ニ於ケル醫療保護事業發達史ノ研究

三、社會事業史料ノ蒐集竝編纂

都市社會事業ノ研究——東京市京橋區ヲ實驗地區トシ、救護、醫療保護等、區ヲ單位トスル綜合社會事業ニ關スル研究ヲ行ヒ、都市社

會事業ニ關スル研究ニ資ス。

(ニ) 農村社會事業ノ研究——本年度ハ新タニニヶ所ノ實驗地區(村)ヲ指定シ、之ヲ通ジテ全國ニ於ケル各種團體ノ行フ農村社會事業ニ關スル比較綜合的研究ヲ行フト共ニ、農村ニ於ケル各種行政、經濟文化等ト社會事業ニ關スル關係ノ基本事項ニ付キ研究セントス

(ホ) 社會事業各種法律施行狀況ニ關スル研究

(ヘ) 社會事業語彙辭典ノ編纂

(ト) 海外社會事業ニ關スル研究

二、年次的研究

(イ) 當面ノ社會事業方針決定ニ關スル研究

(ロ) 私設社會事業團體經營事情ニ關スル研究

(ハ) 兒童保育事業施設ノ研究——兒童保護ノ中心的事業ニシテ且ツ人的資源保持涵養ノ見地ヨリシテ重要ナル乳幼児保育事業施設ニ付キ調査研究セントス。

(ニ) 家内工業従事者ノ生活事情ニ關スル研究——家内工業従事者ノ生活事情、特ニ之ガ世帯ノ婦人竝兒童ノ保護狀況ヲ調査研究セントス。

三、社會調査連絡會ノ開催

四、社會事業研究發表會ノ開催

五、社會事業文獻ノ選奨

六、社會事業叢書ノ刊行

七、圖書室ノ管理

八、雜誌「社會事業」ノ刊行

九、社會事業従事者ノ養成

(イ) 社會事業従事者養成所ノ經營

(ロ) 社會事業従事者練習事業ノ施行

